

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

経済政策の有効性を問う(続)

—日本経済の基本問題をめぐって—

日本経済政策学会年報XLVII

1999



日本経済政策学会編

勁草書房発売

日本経済政策学会編

経済政策の有効性を問う(続)

—日本経済の基本問題をめぐって—

日本経済政策学会年報XLVII

1999



日本経済政策学会編

勁草書房発売

第五十五回大会共通論題

『経済政策の有効性を問う(続) —— 日本経済の基本問題をめぐって ——』

日本経済政策学会の第五十五回大会は、平成十年五月二十三日(土)および二十四日(日)の二日間にわたり、大阪学院大学において開催された。

今回の大会の共通論題は、プログラム委員会と関西部会理事・幹事会の協議に基づき、学会本部および各地域部会の理事・幹事会の了承を得て、前年度大会の論題を踏襲し「経済政策の有効性を問う(続)」と決定された。しかし、サブ・タイトルは、昨年度の「理念・主体・手段」に対して、「日本経済の基本問題をめぐって」とされ、厳しさと諸困難が深刻化しつつあるわが国の経済の現況への政策論的対応をいっそう深めることが期待された。

この「共通論題」のセッションは、第一日目(五月二十三日)の大会準備委員長の「開会の辞」に引き続いて開かれ、新野幸次郎(神戸大学)、柏崎利之輔(早稲田大学)の両氏が座長を務めた。まず、

(1) 地方分権の経済政策 黒川和美(法政大学)

(2) 市場的競争と歴史的秩序——規制緩和という迷妄—— 西部 邁(鈴鹿国際大学)

(3) 正統派的ケインズ政策の有効性——産業空洞化克服と財政再建の問題に関連して—— 丹羽春喜(大阪学院大学)

の三つの報告が行われ、田村正勝(早稲田大学)、青木英実(中村学園大学)、六戸駿太郎(環日本経済研究所)の三氏による予定討論がこれに続き、さらに、報告者・討論者相互間の議論やフロアからの問題提起などがあり、時間的制約で打ち切らざるをえなくなったほど、エキサイティングで充実した討論に終始し、盛会であった。

今回の大会における共通論題セッションの大きな特徴は、すでに昨年度大会の同セッションでもその兆候が現れていたところであるが、これまでの経済政策論議に対する批判的な意見がかなり明確かつ率直に提出されたことであろう。背景として、最近ことにこの一年のわが国の経済の低迷と混迷が考えられる。このことは、最近のわが国の経済政策とそれを支えてきた政策思想が必ずしも成功でなく、わが国経済の不況・停滞がますます深刻化し、またそれが一つの重大な原因となつてアジア諸国の経済が急激な不況に陥り、さらには世界大不況を誘発する危険も迫ってきたという客観情勢を、わが国の経済政策論研究者たちも広く認識しはじめてきたことを、意味するものと思われる。今回の「共通論題」をめぐる討議が、わが

国の経済学界にとって、いっそう現実的で建設的な政策論の展開へ向けてのきっかけとなることを、期待したい。

今回の大会では、昨年の大会とは異なつて、「特別セッション」(シンポジウム)は開かれなかったが、それに替えて、本大会で任期を終える植草益会長(東洋大学)の離任講演について従来の三分の二の講演時間を一時間に延長することが企画され、新企画の「会長講演」が第一日目の午後のプログラムに組み込まれた。この講演において植草会長は、「複雑系経済学と経済政策」と題して、現在のエコノミストであれば誰もが関心を持たざるをえないテーマを取り上げ、正統派の手堅いアプローチで深く掘り下げた考察の成果を詳述して、会員諸氏に感銘を与えた。

第二日(五月二十四日)の自由論題の各セッションでは、後掲の大会プログラムに示されているように多数の報告・討論が行われたが、それらの自由論題セッションでも、しばしば、前日(第一日)の共通論題セッションでの議論に言及した討論がなされ、全体として、本大会をまとまりのある活力に満ちた討議の場としていた。

以上のごとく、本第五十五回大会は、共通論題セッションや会長講演をはじめ、自由論題各セッションにいたるまで、多数の会員の熱心な参加を得て成功裡に終えることができた。会長をはじめ、座長・報告・予定討論を快く引き受けていただいた先生方、ことに非会員でありながら進んで報告や討論に参加を賜った方々の熱意あるご協力に、厚く御礼を申し上げます。また、本学会の理事・幹事諸氏、ならびに主催校大阪学院大学の関係者各位にも、深く謝意を表したい。

平成十年九月

第五十五回全国大会プログラム委員会

目次

第五十五回大会共通論題『経済政策の有効性を問う(続)』——日本経済の基本問題をめぐって—— 1
 第五十五回全国大会プログラム委員会

〈会長講演〉
 複雑系経済学と経済政策 植 草 益 7

〈共通論題〉
 地方分権時代の政府の役割 黒 川 和 美 19
 市場的競争と歴史的秩序 西 部 邁 30
 正統派的ケインズ政策の有効性 丹 羽 春 喜 42
 ——産業空洞化克服と財政再建の問題に関連して——
 コメント 田 村 正 勝 52
 ——「市場主義」についての一考察——
 コメント 青 木 英 実 56
 コメント 宋 戸 駿 太 郎 60
 新 野 幸 次 郎 62
 柏 崎 利 之 輔 66

総 括 尾 張 豊 66

〈自由論題〉
 教育組織の経済学 尾 張 豊 66
 ——効率的なインセンティブの設計——

新制度派経済学と公共選択論	中島正人	70
経済システムの变化と人々の意思・行動	岡本隆	74
国内航空規制緩和の政策評価	白木智昭	78
—— グアム・トリプルトラック化の分析 ——		
台湾における産業構造の変化と産業連関分析	朝元照雄	87
大企業の改革とマクロでの整合性	北野正一	91
住宅担保年金市場の経済分析	大森和明	94
—— 不動産オプションと信託を利用したリバースモーゲージ ——		
人口高齢化と医療費に関する分析	佐川和彦	98
再論・豊かさと幸せ	稲場紀久雄	102
—— 適正生活との関連 ——		
地域の雇用の成長と労働市場への影響	坂西明子	106
静岡市の物価高・他地域との比較	山下隆之	110
—— 静岡市の物価はなぜ高いか ——	土居英二	110
「創造都市」の経済学	佐々木雅幸	114
不動産流通課税と不動産取引	篠原正博	118
メインバンク・システムの形成に関する史的考察	勝又壽良	122
ストックオプションの有効性に関する一考察	渡邊真治	127
開発途上国の環境政策とその国際支援	鳥飼行博	131
グリーン・マーケティングへの産業戦略	福岡克也	135
財政健全化の必要性と非裁量的支出の問題	佐藤康仁	139
貿易黒字の原因とその調整政策の検討	横山将義	143
価格メカニズムの需給調整機能とケインズ経済学	吉澤昌恭	147
関西国際空港開港後の経済効果	鶴飼康東	151
—— 地域間産業連関表による分析 ——	川村裕一	151
産地と消費地間屋とのパワー関係	山口純哉	155
—— 今治タオル産業を例に ——		
最近の略奪的価格設定規制について	小川敏明	159
新たな試練に直面する高度福祉国家・スウェーデン	桜井等至	163
—— 国家のノーマライゼーションと家庭のインテグレーションの必要性 ——		
障害者雇用の日米比較	茅原聖治	167
—— 人的資本活用の観点から ——		
住宅・都市整備公団の改革	田中啓一	171
—— 行政改革時代の「特殊法人の自己改革への軌跡」 ——		
経済統合と安全保障支出	吉野文雄	175
中東諸国における有配偶女子の労働供給	小島宏	179

アジア水平分業と沖縄自由貿易地域	安田信之助	183
ベトナムの工業化と持続的開発	仲上健一	187
設備投資と情報コスト	永富隆司	191
——パネル・データによる分析——		
非対称的情報下での最適な賠償責任ルール導出の試み	内野耕太郎	201
地域情報化政策の有効性	林 紘一郎	208
地域間経済格差解消に関する地域間所得移転の分析	西山敦士	212
——アメリカ合衆国を事例として——		

〈書 評〉

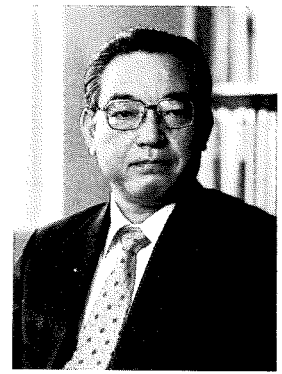
植草 益編『社会的規制の経済学』	新庄浩二	216
岡 敏弘著『厚生経済学と環境政策』	藪田雅弘	218
山本盤男著『インドの構造調整と税制改革』	竹内信仁	220
野尻武敏著『第三の道：社会体制の方位』	丸尾直美	222
学会記事		224
Summary		xiv
Increasing Returns and Public Policy : Network Industry	Noriyuki Doi	v
学会紹介(英文)		i

〈会長講演〉

複雑系経済学と経済政策

はじめに

植 草 益
〈東洋大学〉



私は産業組織論および公的規制論を専門としており、近年は規制緩和について多くの論文を発表してきたし、また日本の規制緩和が大きな峰を越える段階に達したので、規制緩和について現在の筆者の考え方を述べるのが会長講演として最適とも考えた。しかし、私は日本経済政策学会第五〇回大会の共通論題「日本の社会経済システム―二一世紀にむけての展望」

において問題提起の論文(植草益「一九九五」)を発表して以来、システム論に興味を持ち、その過程で複雑系科学(特に複雑系経済学)に行き当たり、このところこの学問について思索してきているので、会長講演として複雑系経済学について報告することにした。

一 複雑系とシステム論

複雑系は complex system (ときには complexity もいう) の訳であって、この用語はかなり古くからシステム論において使われてきた。また、複雑系のキーワードとして

の創発、自己組織化、適応系、ポジティブ・フィードバック等もシステム論において開発されてきた用語である。しかし、システム論はそれ独自の研究で発展してきたわけではなく、生物学、生態学、生化学、物理学、工学、コンピュータ科学等々の多様な学問分野の総合の上に発展してきたので、システム論の発展の一つである複雑系も多様な学問分野の発展を基礎に置いている(1)。

さて、複雑系を説明するにはやはりシステム論の説明から入るのが理解しやすいと思われる(2)。システムとはいくつかの構成要素の集合体・結合体をいう(近年の用語では各エージェントのネットワークであるとも言える)。システム論ではこの構成要素がさらにシステムを形成している場合に、前者を基本システム、後者をサブ・システムといい、基本システムからサブ・システムに多様な段階があることも指摘し、このような高次システムから低次システムまでをもつ全システムを complex system (日本のシステム論では「複雑なシステム」ないし「複合システム」と呼んできた。現在、複雑系で使われているのはこの意味での complex system だけではない。そこでは創発、自己組織化、複雑適応系、ポジティブ・フィードバック等がキータムとして頻繁に使われているから、これらの用語を説明しながら、複雑系の概念を説明したい。

前述の通り、あらゆる生命体も生態系も物質も社会組織も、ある特定の性質をもつ(ないし相互関連性をもつ)複数の要素によって構成されている。これまで(少なくとも二〇世紀前半までの主要な)科学は構成要素を分解し、さらにそのサブ・システム、サブ・サブ・システム、その構成要素(単位)に分解し、その特性を分析することに主題を置いてきたと言つて過言でない(それが学問の細分化をもたらしたことも周知であろう)。例えば生化学は生命体を器官、組織、細胞、細胞小器官、細胞膜、分子(蛋白質、脂質、角酸等)へと分解してきた。

いま全く「逆の道」をいったらどうなるか。分子はどのようにして細胞膜を形成し、細胞膜は細胞小器官を、細胞小器官は細胞を、細胞は組織をというように、それぞれの段階ごとにどのように形成されるのか。その主役は遺伝子であり、遺伝子はおもにDNA、RNAによっている。この役割によってそれぞれの段階のシステムが形成されるのを「創発」(emergence)と云う。ないしはそれぞれのエージェントや下部システムが自己の役割に基づいて上部システムを組織化していくのを「自己組織化」(self-organization)と云う。

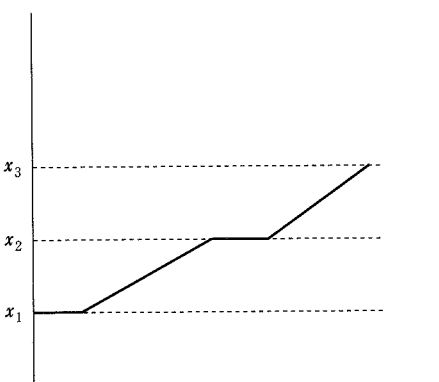
創発や自己組織化は、その構成要素の分解過程の分析では十分には解明できない「複雑な」過程を経る。しかも生命体ばかりでなく上記の多様なシステムは、創発・自己組織化を通じて一定の均衡(物理学では「平衡」)状態を形成・維持することもある。しかし、外的な環境変化や同じシステム・構成要素同士の競争や軋轢を通じて均衡が破られ、新たなシステムに変化してゆく(生命体では長い時間経過では進化する)。別の表現をすれば、外的環境の変化や内的環境の圧力等によってポジティブ・フィードバック(システム自体を大きく変化させるようなフィードバック)が働き、システムは驚くべき「振る舞い」をみせ、ときには「混沌の状態」をみせる。複雑系科学はいわばこれらの複雑な過程の分析を含めて、システム全体の变化の動きを分析することを主題としているといつてよいだろう。

経済学の観点でこの過程を例示してみよう。市場は個人・企業相互の取引によって成立する。それぞれは自己の利益を基礎に行動するが、「見えざる手」の導きによって一定の均衡に達する。したがって、市場は創発概念で良く説明できる。ただし、アダム・スミスは予定調和を前提として均衡が形成されることを説き、予想外の「振る舞い」や「混沌の状態」にはそれほど大きな関心を示さなかったように思われる。自己組織化も市場均衡の形成過程で説明できるが、これはある一定の均衡状態ないしはランダムな状態から新たなシステムが形成される場合に使われるほうが多いようであるから、Krugman [1997] が都市形成の過程を自己組織化の概念を使って分析した例が最も明快である。

次に複雑適応系について説明すべきであるが、次節で経済システムを複雑系で分析する視点を説明するなかで言及するので、ここではサイバネティクス論で盛んに論じられたネガティブ・フィードバックとポジティブ・フィードバックについて少し説明しておくことにしたい。

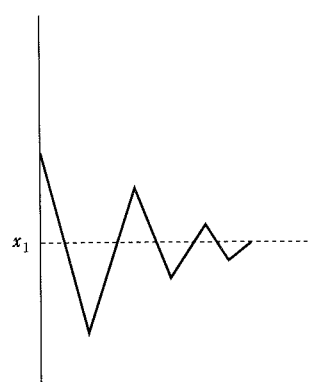
システム論は物理学者ケーレル (Kohler) や統計学者ロトカ (Lotka) によって一九二〇年代に創設させれ、一九五〇年

図2 ポジティブ・フィードバック



→時間 t

図1 ネガティブ・フィードバック



→時間 t

代半ばまでにシステム科学、システム理論、システム工学などの用語が使わ

れながら、多くの分野でシステム論が発達してきた。その過程でウィーナー

(Weaver [1948]) のサイバネティクス論が登場し、情報科学の発展と相ま

つて、システム論は大きな進展をみせた(詳しくは北原「二九八六」参照)。サ

イバネティクスが「情報のフィードバックによるシステムの制御・調整」を

意味していることは周知と思われる。これは、あるシステムがシステム外か

らの情報のフィードバックによって、システムの維持のための制御を行うこ

とを意味する。外気温度の変化をセンサーが感知して、室内温度を一定に保

つように温風や冷風を吹き出すシステムがその例である。いま室内の目標温

度を一八度として、室内温度が外気によって一六度に下がったとする。この

二度の偏差(逸脱)を調整し、目標温度に調整するのが制御システムである。

偏差を目標値(経済学では均衡)に修正できる場合のフィードバックを「ネ

ガティブ・フィードバック」という。図1に示したのがそれである。経済学

で言えば、ある種の環境変化によって均衡からの乖離が発生したが、システ

ム内部の装置によって時間とともに均衡に収斂するのがネガティブ・フィー

ドバックである。

他方、ポジティブ・フィードバックは、図2に示されているように、環境

変化によって発生した偏差(逸脱)をシステム自身が均衡に収斂させる力を

もたないか、人為的ないし政策的な力が働いて、均衡から乖離し、ときには

進化・発展・成長するような状態をいう。

二 複雑系経済学の目指すもの

(1) 複雑系経済学の骨格

複雑系経済学が目指すものがないかは、初期のサンタフェ研究所の文献を読んでも容易には理解できない状況にあった。サンタフェ研究所の複雑系経済学に関する第二回のシンポジウムの報告書 (Arthur, Durlauf and Lane [1997]、特に序文) を読むと、次第にその骨格が明確になりつつあることが明らかである。ここでは複雑系経済学のアプローチを述べるためには、経済システムの次の六つの特徴を指摘する必要があるとしている。

- 1 散在するエージェントの相互関連 経済現象は、平行に(すなわち、個々には独立に行動するが、一定の同じ目的をもって)行動する多くの分散した(そして多分同質的な)エージェントの相互関連によって決定される。どのエージェントもある限られた数の他のエージェントの行動を期待・予測して行動し、またこれらのエージェントの創り出す全体状態にも影響を受ける。
- 2 全体制御者なし 相互関連を制御するにあたって全体統制者はいない。その代わりに、このシステムはエージェント間の競争と協調のメカニズムに制御される。経済活動は法制度、役割分担、交渉によって調整・調停される。経済社会におけるすべての機会を酌み尽くすような単一のエージェント——全能的競争者——もない。
- 3 重層的組織 経済は多くの段階の組織と相互関連をもつ。ある段階の組織——その行為、活動、戦略、産物——は、典型的には次の高次の段階の組織を形成する「建築ブロック」としての役割をはたす。全体の組織は階層的であり、各段階ごとに交渉や情報チャネルをもった複雑なネットワークを形成している。
- 4 絶え間ない適応 個々のエージェントは経験を蓄積するので、行為、活動、戦略、産物は絶えず修正される。すな

わち、システムは常に適応する。

- 5 永遠の斬新性 「ニッチ」⁽³⁾は新しい市場、新しい技術、新しい行動、新しい制度によって常に創り出される。「ニッチ」を創り出すこの行動こそが新たな「ニッチ」を生み出す。その結果は前進的であり、永遠に斬新である。
- 6 均衡動学を越えて 新しい「ニッチ」、新しい潜在力、新しい可能性は常に創り出されるから、経済はいかなる均衡ないし絶対均衡からはほど遠いものである。改革・改良は常に可能であり、事実、規則的に発生している。

このような特徴をもつシステムを複雑系経済学では最近「適応型非線形ネットワーク」と呼ぶようになった。このシステム分析では従来の経済学でもに使われてきた線形、微分方程式、固定解等の数学ツールは有用性をなまず、コンピュータによるモデルリングや実験分析の活用とともに、combinatorial mathematics (組合せ数学)。その中心は位相幾何学 (Topology) やストカステック・プロセス分析が有用となると述べている (Arthur, Durlauf and Lane [1997], p.4)。その詳しい内容が紹介されていないので、複雑系経済学の方法論が明確になっていないのは残念である。

(2) 複雑系経済学の目指すもの

複雑系経済学は上記のように、いまだ分析方法については不確定な面が少なくないが、従来の新古典派経済学を乗り越えようとする意欲がきわめて強い。複雑系経済学が新古典派経済学に向けた批判は大きく三つに要約できよう。

第一は、新古典派ミクロ理論におけるいくつかの前提条件とそれに基づくモデル分析に対する批判である。この理論は完全競争論としてよく知られている。それは、①多数の売り手 (収穫逓減) とそのブライズ・テイカーとしての位置付け、②参入・退出自由、③売り手・買手の完全知識、④同質製品・完全代替、⑤完全合理的行動 (利潤最大化と効用最大化) を前提として、競争均衡が成立することを証明したモデルである。これらの前提条件やモデルには以前からスラッファ (収穫逓増論)、サイモン (利潤最大化批判・満足水準論)、ウィリアムソン (規模の経済性、寡占、限定合理性、機会主義、情報の非

対称性、不確実性の重視)、ハイエク (完全競争モデル批判) 等の批判があったが、B・アーサーは特に規模の経済性を基礎にしない限り現実の経済分析は無意味であるという批判を精力的に展開し、さらに限定合理性や不確実性を重視した。

第二に、マクロ経済もミクロ経済も創発ないし自己組織化のシステムであって、短期の均衡は外的環境および内的軌轍を通じてのポジティブ・フィードバックによって常に打ち破られ、新たな創発・自己組織化を繰り返す。最終的には均衡に収斂するような働きをもつネガティブ・フィードバックだけに注目する均衡分析は現実の経済の複雑な動き (振る舞い) を分析していない。この結果、経済循環、価格 (物価) 変動、株価変動、産業組織・企業組織の変化、人口変化等は分析できない。それがまた経済政策の有効性を損っていると批判したのである。

第三に、経済を創発ないし自己組織化の観点でみると、均衡解は一つしかないという考え方は間違っており、国際貿易論、空間立地論、産業組織論等では複数の均衡解があることが証明されていると主張し、これまでの経済学が単一均衡の解明に集中してきたことへの批判を展開した。

アーサーの批判は経済学者なら誰もが知っていることであり、経済学が単に短期の競争均衡を分析してきたわけではなく、時間概念と不確実性を取り込んだ動学分析 (その解りやすいサーヴェイはArrow [1988] 参照) や不均衡動学 (岩井「一九八七」参照) が発達してきた。しかし、競争均衡の動学分析はやはりネガティブ・フィードバックに目を向けて、ポジティブ・フィードバックによる市場組織の複雑な「振る舞い」、「混沌」、新たな均衡への移行等を十分には分析してこなかったし、ときには均衡解が複数存在することも、一部の研究を除いて、解明してこなかった。

Arthur [1988] は、現代の産業・企業において支配的な製品特化・分業の経済性、ロックイン (lock-in)⁽⁴⁾、学習効果、企業の地理的集積の経済性等に着目し、企業間競争過程では当初競争上優位にあった企業が高い市場シェアを獲得・維持するわけではなく、競争上劣位にあった企業が特にロックイン現象によって高いシェアを獲得・維持することもありうることを証明し、その産業の市場構造は過去の複雑な歴史としてのランダム分布の結果であると指摘した。確かにこの分析では複雑

系の手法が活かされて、産業組織のダイナミックな変化が描かれている。アーサーのこの論文は優れた研究の一つであるが、その後の研究 (Arthur [1994] や週刊ダイヤモンド編集部 [一九九七] 所収のアーサー論文) には賛成しかねる指摘がいくつかある (この点は植草 [一九九八] 参照されたい)。

三 複雑系経済学の可能性

複雑系科学には今でもなお確立した方法論、理論体系があるわけではない。自然科学分野ではDNA分析、免疫学、生態学、物理学、コンピュータ科学で複雑系科学についての一定の成果が生まれているようであるが、社会科学分野では複雑系に関する方法論は確立されていない。複雑系経済学においてもそうである。それゆえ、複雑系経済学がどのような可能性をもつかを現時点で判断することは困難である。ただし、これまでの研究を振り返ってみると、次のことは指摘できよう。

第一に、DNA分析、免疫学、生態論、物理学、コンピュータ科学等で開発された分析手法が応用されれば、経済学の動学分析はかなりの進展を見せる可能性はある。特に時間と不確実性を導入し、非線形 (Nonlinear) 分析を基礎にすえ、複雑適応系の手法を使った動学分析は従来の均衡動学分析に新しい道を開くだろう、とJ. Arrow [1988] の指摘は傾聴に値する。

第二に、Arthur [1988] [1994] を見ても解るように、産業の動態分析には複雑系の分析方法はかなりの成果をあげるだろう。現在の産業組織論が研究者ごとに十人十色の体系をだす状況に陥っていることを考えると、複雑系経済学は産業組織論の統一的な方法論と体系を作り出す可能性をもっているように思われる。それがどのようなものか筆者自身も明快には答えられないが、現在のように国内レベル・国際レベルで産業が融合し、新たな産業組織が形成されている時代はない。森谷 [一九九七] が産業技術の変遷と産業・企業組織の変化過程を複雑系を使って分析した意欲も、実はここにあるのではないかと思われる。

第三に、Krugman [1996] が複雑系を使って都市の形成とその変化をみごとに分析 (ないし従来研究をサーヴェイ) した研究をみてもわかるように、複雑系は都市経済学、地域経済学、企業立地論 (特にSpatial Differentiation) 等の分野でも大いに活用される可能性をもっている。

第四に、サンタフェ研究所が貿易論、経済発展論、株価変動論等において複雑系の手法を使おうとしているのも、複雑系経済学の発展の可能性を内包しているように思われる。

第五に、すでに言及したが、技術進歩と経済発展に関する研究では、Nelson and Winter [1982] に代表されるように、シュンペーター的な技術・経済発展論が分析されており、これと複雑系との関連は深いと思われる。また、Landau and Rosenberg [1986]、特にそのなかのKline and Rosenbergの論文の技術開発・改良過程におけるフィードバック・メカニズムの分析は複雑系に近い内容をもっている。

第六に、ダグラス・ノースの制度と制度変化に関する研究 (North [1990]) は複雑系経済学に最も近い分野であって、近年この学問が大きな波となって発展している現状を考えると、複雑系の方法論のこの分野への応用範囲は広いと考えられる。

四 おわりに——複雑系経済学と経済政策——

複雑系経済学が経済政策 (ないし経済政策学) にどのような影響を与えるかは、断片的には多様なことが指摘できよう。例えば、複数均衡が解明されたときに、どの均衡を優先して政策を実施すべきかという厄介な問題にどう答えるかも政策論の重要な課題となる。また、ポジティブ・フィードバックが作用している状況をどのように把握し、それに対する有効な政策は何かを論じるのも政策論の重要な課題となる。さらに、ロックイン現象でデファクト・スタンダードが形成される場合に、初期の優位企業への優遇策が無意味となるケースにどう対処するかも重要な政策課題となる。これらの政策論的には重要であるが、政策論の全体系からすると断片的な問題に対しては、これまでの多くの時代の同様なケースにおける政策対応

を参照すれば、ある程度の回答ができると思われる。

筆者は、複雑系経済学を経済政策論において有意義なものとして考えたとすれば、サイバネティクス論の展開過程を再度振り返る必要があると考える。すなわち、初期のサイバネティクス論はネガティブ・フィードバックの分析を主題とし、システムの安定維持装置の分析に集中した。その後ポジティブ・フィードバックによるシステム変化・システム再編が分析の主題となった。最終的にネガティブ・フィードバックとポジティブ・フィードバックの両方が作用する生態系（エコロジー）や企業組織を初めとするシステム全体の発展と維持の研究が進んだ。現在の日本経済においては、国際化、技術革新、官民における制度疲労等を背景として、ポジティブ・フィードバックが強く作用し、制度の改革・変化が課題となっている。それが財政改革、行政改革、地方分権、規制緩和、情報公開となって現われている。確かにわが国ではこれらの改革なくして経済の新たな発展はありえない。しかし、最近の改革論議はポジティブ・フィードバックに目が奪われ、ネガティブ・フィードバックを造り出す装置を新たに考案する、ないし従来制度の良さを活用する思考を希薄化させているように思われる。筆者は規制緩和政策に従事してきたが、最近の行革審を中心とする規制緩和政策は規制緩和すべき領域および規制を残すべき領域の確定に明確な理念と政策がない。また、規制を残すとしても従来型の裁量的行政から誘因型・誘導型・ルール型行政への転換の視点と方法に明確な指針をもっていないように思われて仕方がない。改革はときには拙速の功を求めなければならぬことも少なくないが、ある種の安定した社会経済において改革を断行するのであれば、ポジティブ・フィードバックによるシステム変化とともにネガティブ・フィードバックによるシステムの安定性維持に十分配慮すべきことを再度認識すべきときにきているように思われる⁽⁵⁾。

(1) 複雑系科学はかなり長い歴史をもつようである（詳しくは塩沢「一九九七a」、「一九九七b」参照）。近年この科学が急速に注目されるに至ったのは、アメリカ・サンタフェ研究所の共同研究による（詳しくはワールドロップ [1992] 参照。複雑系への入門

書としてはこの日本語訳が最適である）。また、サンタフェ研究所の経済学に関する研究報告としては、Anderson, Arrow and Pines [1988] およびArthur, Durlauf and Lane [1997] を参照し、同研究所の二七巻の報告書を参照されたい。

日本の学者による複雑系経済学についての文献は多くないが、塩沢「一九九七b」が最もわかりやすく、体系的である。吉永「一九九六」や週刊ダイヤモンド編集部「一九九七」も入門書として参考になる。なお、複雑系概念・理論を使って日本経済や産業を分析したものと森谷「一九九七」、吉田「一九九七」がある。

(2) システム論に関する研究書は最近では多くない。すでに絶版になっているが、北原「一九八六」がシステム論の入門書として最適である。

(3) 「ニッチ」とは、Holland [1988] によると、特定のシステムに寄生したり、共生したり、それを補足したりするシステムをいふ。

(4) ロックインとは、例えばビデオテープにおいてVHSとベータが開発され、当初はベータが競争上優位にあったが、その後の普及過程でVHSが主流となって、その商品の市場支配的な地位が「固定化（ロックイン）される」ないしデファクト・スタンダードになったことを意味する。

(5) 本論文は日本学術会議・経済政策研究連絡委員会主催の第十一回シンポジウムで報告した「複雑系経済学の可能性」を加筆したものである。

参考文献

- Anderson, P. W., K. J. Arrow and D. Pines [1988], *The Economy as an Evolving Complex System* (Addison-Wesley Publishing Co.).
Arrow, K. J. [1988], "Workshop on the Economy as an Evolving Complex System: Summary," in Anderson, Arrow and Pines [1988].
Arthur, W. B. [1988], "Self-Reinforcing Mechanisms in Economics," in Anderson, Arrow and Pines [1988].
Arthur, W. B. [1994], *Increasing Return and Path Dependence in the Economy* (University of Michigan Press).
Arthur, W. B., S. N. Durlauf and D. A. Lane [1997], *The Economy as an Evolving Complex System II* (Addison-Wesley Publishing Co.).
Holland [1988], "The Global Economy as an Adaptive Process," in Anderson, Arrow and Pines [1988].
岩井克入「一九八七」『不均衡動学の理論』（岩波書店）
北原貞輔「一九八六」『システム科学入門』（有斐閣）

- Krugman, P. [1996], *The Self-Organizing Economy* 北村行伸・妹尾美起訳『自己組織化の経済学』(東洋経済新報社、一九九七年)
- Landau, R. and N. Rosenberg [1986], *The Positive Sum Strategy* (National Academy Press).
- 森谷正規 [一九九七]、『複雑系で読む日本の産業大転換』(毎日新聞社)
- Nelson, R.R. and S.G. Winter [1982], *An Evolutionary Theory of Economic Change* (The Belknap Press of Harvard University Press).
- 日本経済政策学会編 [一九九五]、『日本の社会経済システム—21世紀にむけての展望』(有斐閣)
- North, D. [1990], *Institution, Institutional Change and Economic Performance* (Cambridge University Press) 松下公視訳『制度・制度変化・経済成果』(晃洋書房、一九九四年)
- 塩沢由典 [一九九〇]、『市場の秩序』(筑摩書房)
- 塩沢由典 [一九九七a]、『複雑系の帰結』(N-TT出版)
- 塩沢由典 [一九九七b]、『複雑系経済学入門』(生産性出版)
- 週刊ダイヤモンド編集部 [一九九七]、『複雑系の経済学』(ダイヤモンド社)
- 植草益 [一九九五]、『日本の社会的規制経済システム—問題提起—』、日本経済政策学会 [一九九五]
- 植草益 [一九九八]、『複雑系経済学の可能性』、日本学術会議・経済政策研究連絡委員会第十一回シンポジウム(一九九八年三月開催) 報告書(近刊)
- Waldrop, M. M. [1992], *Complexity: The Emerging Science at the Edge of Order and Chaos* 田中道彦・遠山峻征訳『複雑系』(新潮社、一九九六年)
- Weaver, W. [1948], "Science and Complexity." *American Scientist*, 36 (1948), 536-44.
- Wiener, W. [1948], *Cybernetics* (MIT Press) 池原止才夫訳『サイバネティクス—動物と機械における制御と通信—』(岩波書店、一九六二年)
- 吉田和男 [一九九七]、『複雑系としての日本型システム』(読売新聞社)
- 吉永良正 [一九九六]、『複雑系とは何か』(講談社)

〈共通論題〉

地方分権時代の政府の役割

一 分権社会アメリカの構造政策

「経済政策」といえば失業率の低下やインフレの解消が重要な政策のターゲットであった。そのためにヨーロッパの各国は一九六〇年代の中頃にケインズ型裁量政策という経済政策を行いやすくするための制度改革(財政赤字を容認する法改正)を実施している。

一方、小さな政府をめざそうとする改革と同じ流れにある「民間活力の活用」や「市場経済の領域を増やす社会制度の選択」を「地方分権」と同じ種類の構造改革と考えて良いかといった基本的な疑問がある。たとえば、ドイツは地方分権制度が浸透している国であるが、統合後の政策は国主導の政策が顕著になってきている。これは一時的現象なのか。ドイツは日本同様に予算を法律として発効させる制度を持っているが、一九六七年に憲法を改正し、赤字国債の発行を可能にして、国主導の短期経済対策であるカウンターサイクリカルポリシーを導入できるようにした。わが国も同様で一九六五年に赤字国債の発行が可能になり、先進各国はほぼ同様の政策を行った。マクロ経済政策はかくして世界で短期間の内に浸透し、それ

黒川和美

〈法政大学〉

を可能にする赤字国債発行を認める制度改革をした。実際に一〇年後には石油ショックを期に大量の国債発行が行われるようになってきた。一九六〇年代のアメリカは、ケネディ、ジョンソン、民主党型ケインズ政策が最も効果を発揮して、他国が羨む経済の操作性を高めたために、先進各国はこれには追従した。しかし、その後ベトナム戦争を中心として東西冷戦構造が進行して、ドルの垂れ流し状況が深刻になり、経済を支える拡張政策は、結果的には、失業率が低下しないままインフレーションが深刻化するスタグフレーションを招いてしまったことは周知の通りであり、短命の内にマクロ政策は効力を著しく失うことになった。

その後、共和党側のレーガン政権が経済構造改革を志向することになり、アメリカにおける経済政策の手段は、規制緩和策に重きを置くようになっていった。金融、航空、電気通信など産業組織論のテーマである産業規制が時代にあった形に大きく転換されていったのである。

この時期の構造政策型経済政策に対する評価は一定していない。しかし、ほとんどの産業分野でアメリカの改革が先行し、他の先進

国が追随することになってきている。周知のようにアメリカは五〇州に分かれた（文字通り）最も地方分権が徹底した国である。だから六〇年代に成功した経済政策は固有の内需拡大策であった。軍需がそれであり、金利誘導で需要をコントロールできる住宅政策や公的年金などに偏っていた。国が分権社会でインシアティブを發揮できる工夫はアメリカの場合限られていたのである。

わが国のように景気対策で公共投資を前倒ししたり、地方への補助金で景気対策することがアメリカでは限定された目的で僅かな額しかできなかったのである。だからこの時期の構造改革は、地域独占による既得権争いや国全体で独占的な利益を確保している企業を競争の中に放り込むという政策であった。州ごとに規制されている各種の産業を広域で競争させるか、どちらかという地域間の競争を促進するものであった。従業員総数一〇万人ものAT&Tが二分割（ダイベスチャー）されて、長距離AT&Tとベビーベル七社という二グループへの分割は、当時労働組合だけでなく新聞をはじめマスコミが揃って裁判所の決定を正しくないと批判し、安定した企業の分割を無謀とさえ決めつけた。組合は厳しい雇用情勢への無策を非難し、国民もそのメリットをほとんど理解しなかった。しかし一五年経った今、マルチメディア関連の新規産業は急速に拡大、増加し、雇用はかつてない規模で新たに生み出され、この産業は今や世界を完全にリードしている。そして、長距離AT&Tはエンドユーザーを持ちつつ、メーカーと分離するといった次の分割（トライベスチャー）を実行した。このブームは長期にわたりアメリカ経済は第二のバブル崩壊を経験するのではないかと言われつつ、まだ成

長が続いている。構造改革の効果は一五年後に現れているのである。かつての経済政策が財政・金融政策を中心としたケインジアンタイプの内需創出型、景気後押しポンプであり、同種の製品を遊休資源の有効活用によって数だけ増加させるタイプ数量押し上げ政策であり、一方で独占企業を地域分割して競争環境を作りながら、他方地域の企業を国全域で活動する一ランク上の活動水準へ引き上げようとしている。州ごとに発生する同じ種類の紛争を一つの連邦法で裁いて、紛争解決の合理化を図る日本とは反対の分権社会に固有の動きとして重要である。

二 求められる地方分権下の経済政策とは

規制緩和、情報公開、民間活力の活用、公企業の民営化、公共部門の縮小といった一連の構造転換を主導する考え方は市場競争、責任原則を追求する社会システムである。それは、従来の日本型社会の構造を根本から変えようとするものである。地方分権化は小さな政府を目指す政策の一環として存在しており、過大になった中央政府の役割を縮減して、省庁再編を行い、効率的な、アカウンタビリティの明確な行政を行うとするものである。

さらに地域が主体的に国内及び世界とネットワークし、地域ごとに異なる方式・システム・制度選択をして経済社会活動を高めていくと目論んでいる。世界との結びつきは県よりも広い範囲で、たとえば東北の一千万人人口といった広域の地域で自立するに十分な経済規模を持つているのがよいだろう。おそらく一千万を越える四国中国の、あるいは二千万の九州、あるいは道州制を考える人々は国

ではなく広域的な地域を中心とした新たなシステムを基礎にして、地域の経済政策、地域の制度やシステムを考えなければならぬ。国内のネットワークや競争を考える場合には現在の市町村がある程度の規模を獲得するために柔らかな協力合併から本格的な市町村合併まで方法は多様であるがそれが基礎的な自治体を構成する。方向性としては広域市町村圏の間での資源を組み立てる可能性を高める工夫が必要になる。新たな二層構造が考えられる。

地域間の情報通信ネットワークの整備、地域間の緻密なマストロネットの整備、豊かな生活に必要な水や緑、自然環境の確保など従来は都道府県が肩代わりして行っていた行政を拡大して、東北や中部、中国、四国、九州といった規模で計画する行政主体の必要性は、道州制といわれるような制度の導入を考慮することになる。しかし、現行の政治制度の中からこのような制度改革を可能にするとは極めて困難なことである。なぜならば、少なくともどの政治家にとっても決して魅力的な選択肢ではないからだ。東北地方を交通や情報通信手段を整備し、自由に移動を可能にする高速交通網を整備し、経営しようという経営者すら現れてこないかもしれない。広域の公共施設、病院及び病院関連施設、高等教育機関、博物館や美術館、警察官や治安維持に必要な制度、空港や港湾といった生活活動に欠くことができない施設、貨幣政策を実施するための中央銀行機能、河川の回収やダム等の整備維持など、一体、どのような施設やサービスが民間では提供できずに公共部門が供給することになっているのか。民間企業を誘致して、雇用の場の確保や、市民が生活する上で欠くことのできない都市基盤の整備を図ること、地域によつ

ては女性の労働力を十分に確保しておくことなど地域の経済政策は依然として必要である。

三 地方分権を妨げる凶人のジレンマ状況

「三割自治」といわれ続けてきた日本の地方自治は、メニュー型補助金と県と国が連携した中央集権によって自治体自身に考える力をできるだけ養わないでマンネリの課題を提供し続けてきた。困った事例はいくらでもある。東京の事例は特殊かもしれない。こんなことがある。二三区の一つで都民が最も住みたい区の一つになっている私が居住する区では、財政状況が深刻な事態に陥っており、行政改革委員会が設置されて行革が推進されている。歳入不足が顕著で、一方歳出の方は従来型の年々一定率で増加するという傾向があることを行政サイドも十分に認識している。だから財政の緊急事態を宣言することで、恒常的な支出を必死に押さえ、行政内部でも、外部の委員会でも思い切った歳出の縮減を提案している。これはとてもいい傾向である。しかし、経常的な支出に対して補助金を中心に計画が立てられる投資的分野では、われわれの考えていることと行政が考えていることは少し違っていた。この区の場合、今後五年間の公共投資計画によると総公共投資額は一〇五〇億円であるが、区自身が支出するのはこの端数の五〇億円にも満たない。国と東京都がほとんど支出するわけで、二ヘクタールを越える都市公園、障害者住宅、都民住宅、都営住宅などが国鉄清算事業団の所有地や大学移転跡地に生まれるという。

この国鉄清算事業団の所有地の隣には都内では有数の外国人向け

アパートで家賃が一五〇万円以上もするものが立っている。その隣に都営住宅が造られるのだ。猛烈に商業が活性化しつつある二つの東横線駅の間のこの地域を区内の商業者らが競争して開発してくれば、将来の税収増を確保できる。そして、彼らが現在の自分の土地を公園などに提供して、新たな地に商業集積してくれば、三〇〇平方メートル程度の小さな緑地を区内各地に三〇箇所も作れそうなの、広くて絶好の立地条件なのだ。街の中に都市公園があふれ、しかも、魅力的な商業地も新規創出されるのである。そのような都市経営的な発想は国や都の制度にはないらしく、制度補助金のメニューの範囲でのみその目的に補助されるのだ。区全域の地域ポテンシャルを高めて自前の税収入を確保する、といった自立した都市経営の政策がいつさい拒否されている。博物館や美術館が作られるときは確かに補助金がついてくるが、その後の維持管理費は区の負担にならなくなる。これがばかにならない負担なのだ。

この事例は裕福な東京都のある区の場合であるが、全国の三二〇〇あまりの市町村は、政令指定都市や中核市、県庁所在地都市など自立できる環境にあり、制度的にもその点が保証されている都市を除けば概ね同じような状況にある国と県の管理下にある自立環境のない自治体は二五〇〇あまりも存在していると見てよいだろう。国の制度を執行する都道府県の役割は自治体としての独自性はない補助をもらった方が自前の努力をするよりもずっと得な環境が生まれている。囚人のデイルンマ状況にあるのだ。

一、情報を十分に市民に提供する

二、意思決定過程を市民に十分共有してもらう(情報公開)

三、財産権を保証する

四、民主的決定過程を保証する

市町村が地域の魅力を競争するとき、その競争力を決定的に決めてしまつたのがその地域社会の構成員の質である。産まれてくる子供たちは運の良い社会に生まれてくるか運の悪い社会に生まれてくるかで人生の大きな有利不利を背負う。良い社会は治安や所得、安心感などを基礎に競争し始める。地域に勝つと良い市民を抱えていることになる。市町村は、ある種の人口規模を必要とし、良い人を集めようとし、その過程で互いに切磋琢磨して一層高いレベルの社会を構成することが可能になっていくのである。

五 地域経営最適規模・地域の収入・地域の価格・地域の資源

地方分権、地域主権へと現行の制度が中央集権体制、国家主権の時代から地域主権の側へ、さらに公的責任から自己責任、官から民への権限の委譲が行われていくと、経済政策やそのターゲットが大きく変化し考慮されるべき技術的な要因も必要な情報も確実に変化する。GNPやNIもCPIやWPIは背後に退くことになり、地域の成長や豊かさ、リサイクル度、都市産業水準、労働力の質など、さらには地域の収入・地域の価格・地域資源に関する情報は客観的に競争的に供給されなければならないだろう。そして、特に地域経営の観点から、グローバリズムとローカリズムを対置させて、考え

四 自立と市町村合併

小さな規模の町村でも、東京大都市圏にある市町村と遜色のない所得を上げている自治体が一四〇箇所ほどある。温泉地として有名であったり、有力企業が立地していたり、有名な史跡があったり、大量に国の迷惑施設の立地を受け入れていたりなど理由は多様であるが、そのような自治体は無理に周辺自治体と合併しなければならぬ理由など全くない。また、住民が特別な公共サービスなどは全く要らないと宣言しており、低負担・低福祉を甘んじて受け入れるのならそれほど地域が裕福になる必要もない。この場合の自治体の経済政策とは、住民の意向に添ったサービスを住民の負担感に合わせて供給すればよいだけである。あえて政策といえば、住民の意向を正確に把握することになりそうである。採算のとれない山間部や僻地といわれる場所には医師や看護婦はいないだろうし、民間のサービスは供給できないだろうと予測できる。つまり自発的な、市場的な解決を図らうすれば多くの困難に衝突し、工夫を余儀なくされるだろう。

かつて政府の役割は、公共財の供給(資源配分の役割)、所得再分配の役割、規制の役割、失業・インフレ抑制という経済安定の役割、保険の役割といったマクロ経済的な視点からの役割論が強く主張されていた。しかし近年、自己責任を軸にした市場主義の時代には政府の役割は大きく後退しているかに見えるが、決してそうではない。Protective Roleといわれる政府の役割は、以下四つの内容を含む。

る場合には検討しなければならない要因はますます多くなってくる。たとえば基本的視点として

一、ネットワークと範囲と規模といった新たな技術的要因

二、地域の官民の平均的意思決定スピードとアカウンタビリティ

三、公共財の供給と負担に関する合意

の要因を無視することはできない。なかでも実証の立場で論じられるべきは規模と収入の関係である。現行制度の中でデータであるとはいえず、(財政調整された後の収入ではなく)その地域の潜在的な経済力を表す一人当たり地域所得を縦軸に取り横軸を市町村の人口規模を取れば最も簡単な傾向を見ることが出来る。この分析が意味することは人口規模が大きいほど地域経済に集積集中の経済効果が現れて来るはずであるということである。ただしどのような生産要素がどのように結びつけられているかについてはブラックボックスのままであり、未だ未解決の重要なテーマである。

この場合、道路、港湾、下水道、空港、高速道路といった産業基盤整備やあるいは多目的ダムや農業基盤整備、農業農村環境整備、公的住宅といった公共投資が効果的であるのか、あるいはサッカー場や美術館が有効であるのかについては地域の事情に大きく依存している。しかし、一般論として市町村の人口の規模が大きいほど、一人当たり取得は大きくなっている。もちろんこれについても異論はありそうである。たとえば、人口規模は著しく小さいにもかかわらず、全国の平均を四〇%以上上回っている自治体も百以上あるからである。これらの地域は文字どおり固有の努力や経済手腕が発揮されているのだが、温泉があつたり、先端企業が誘致されていたり、

観光資源が豊富であつて、当然なのである。

人口規模別に簡単な生産関数を推定し、いわゆる生産の聖なる三要素のウェイトの違いを比較することで自治体間の違いを一般的に論じることが出来るかもしれない。

地域の生産力は地域固有の資源の量や質に依存しているし、それを結びつけるネットワーク型社会資本の整備状況等に依存している。特にストックになっている社会資本を量的に把握することは極めて難しく、金額の累積を試みる程度では正確な実証研究はできない。

六 地域概念を生み出しているもの

自治体として適切な規模は地域住民が一定水準以上の共通の地域に関わる歴史的、文化的、社会的、あるいは行政区域的、自然環境的、地理的關係が共有されていなければならない。この共有する内容は、当然時代と共に変化していく。明治維新期には物理的な移動距離は一時間当たり四五キロメートル程度であつたのが、今では四〇〜五〇キロメートルと一〇倍の距離、一〇〇倍の面積に拡大している。さらに情報通信網が発達して共有する場の形成は近隣でなくとも良くなっている。従来のコミュニティと異質な量と質と速度を持った場の形成が必要になっている。この場で交流が生まれ、情報と情報が接点を持ち新たな情報を形成し他の地域に発信していくのだ。

情報化社会の場については、地域概念と必ずしも一致しない。

CNNのアトランタは世界のニュースセンターであるし、シリコンバレーはソフトやコンピューターの工場としての場であるし、ロン

ドン、ニューヨーク、シンガポールなどは金融取引のセンターであ

り、そのトレーディングルームは市場価格が形成される場である。

どこもいち早く知りたい情報を発信する拠点としての場であるが、地域がそれを必要とするかは明確ではない。その場の存在と地域はどのような関わりを持つことができるのだろうか。富士山の山頂の測候所がいち早く気象情報を提供できるのと違いがあるとすれば何か。理論的な整理が十分に終わっているわけではない。

そんな機能が数十も累積すれば地域は何か不思議な情報発信魔力を生み出してくる。それは何か。場の背後には生活があり、生活の場が文化の共有を求めている。地域は歴史や文化を共有し、教育システムや生活の場を提供して、人々の参入退出を予定しながら、税という名の居住に対する対価を求めている。移動はコストを伴うので、職業上のよほどの環境激変が想定できない限り、あるいは移動を予定した職業に就いている場合を除いて定住が一般的なのだ。職業選択の自由が子供たちの権利になり、農業や医者でも後継者問題が深刻になりつつあるとき、人の移動を制約する理由は希薄になっている。

地域は生産の場、消費の場、生活の場、あるいはリサイクルの場、教育の場、回復の場、自然との関わり場であり、不足するものは他の地域との連携を探ることで補っていないなければならない。

七 行政と民間とのパートナーシップの必要性

議論の対象を都市計画問題に絞って、公共部門の計画作成と民間経済主体の企業や家計やNPOとのパートナーシップが必要になっ

ていることを具体的に論じてみよう。たとえば昭和四〇年代に都市計画決定された道路で、その後まったく進展がないまま、当該土地に次々に住宅や商店が建設されてしまっているケースが全国にどれほど存在するだろうか。地権者、主として地主にとって身内の不幸に始まる所有権の移転や後継者の結婚などによって家を新築するといった問題は、道路計画を遂行することと必ずしも時間的に連携していない。時のアクセスといわれるような事業計画の観点からの見直しの議論はどのような事業に就いても必ず発生する。道路の改良に伴う沿道整備や都市再開発に必要な地権者の合意は、個々の地権者の事情と計画実施プランの弾力性に大きく依存している。

それゆえ、民間との連携は最も重要な要素である。元々あらゆる計画は強権発動して力づくで遂行できるわけではないし、関係する人々の合意を前提に進められるので協力、パートナーシップ、特に資金調達による協力、合意が一定の時間と空間の制約条件の間で保持されていなければならない。

実際の都市計画、特に区画整理事業を念頭に置きながら、現行制度をより弾力的に、合意を得やすい形に誘導する方策を、情報通信技術やコンピューター機器の進歩を前提に考えてみなければならない。

そこで問題になるのが、人生三〇年という一世代の間に各主体が意思決定できるような時間軸と、従来の規模をはるかに上回る大きな区画整理のエリア設定、たとえばゾーニングを四〇平方キロの広さに設定できるような二世紀型区画整理を実現できるのか。他方で狭域の小さな区画整理も必要だ。隅々までも目の行き届いた地区

計画型ゾーニングは可能か。都市の成長管理、廃棄物処理の高度化、下水道の高度処理、ごみ分別の高度化、コンパクトシティのコンセプト形成、エコニュージウム・エコシティの考え方は住民との相互理解なしに実現することはできないだろう。

都市計画における都市自身、行政・住民・事業者などの時のアクセスや住民意思の再確認など自主的見直し過程を自動的に導入する。都市基盤整備を自治体を選択する時代になる。高度人工基盤を整備することと自然重視開発抑制を選択できる制度選択や制度作りができるといった分権制度の確立が問われている。

民間との協力で整備する、人材活用型パートナーシップ、民間資金導入のバリエーション、ノンプロフィット事業指定に基づいて行う民間企業の協力など、グラウンドワークデザイン運動は都市と農村の接点に近いところで景観を維持したり、改善するために、官民、NPOに属する専門家たちの協力を得て共同事業活動を行う事例で、わが国でも多くの事業が動き始めている。ナショナルトラスト方式は歴史的建築物や景観を国民的に維持管理する英国で始まった方式で、確実に世界でこの方式は拡大を続けている。しかし、行政がこの方法を行政手段の一つとして遂行できるような仕掛けではないので、官民連携の一手法と見ることはできない。街づくり事業などに市民や立地企業に出資を求める方式は日本では掛川市などでおもしろい例が生まれているし、行政が主導で地域開業に向けて地域の関係者に出資を求めるようなシテイトラスト方式は今後、地銀の活用同様に地域開発の主力の手段であるだろう。国や県の補助金を期待することから離陸する有効な手段の一つだ。

補助制度を競争的に活用する手法は、補助制度を行政縦割り制度の中で用いる従来のやり方の問題点を克服するために民間型市場競争の状況を公共部門に補助金獲得競争を導入するという意味で民間手法の活用論ということになるのだが、公共部門の技術改革の一つの動きと見て良いだろう。特にEUでの都市政策への補助金の交付の手法として、英国の都市再開発や地域振興策の手法として、効果的な補助金カクテル・組み合わせにより、申請者が、①雇用の創出、②開発整備面積、敷地面積、床面積、改築ビル数、改築民間、公共住居数、③新規産業立地、地域企業の起業数、④地域企業へのアドバース件数、地域事業の販売力増進、⑤改善床面積、⑥道路改築距離数、⑦財政再建への効果、⑧少数民族、経済的弱者への貢献、⑨犯罪減少、⑩女性、若年、高齢者のライフスタイルへの影響、⑪交通機関の改善などを公共投資の投資効果を自己判定することで公共投資の総合化能力を地域の振興を目的に競い合うことになる。結果として都市作りコンペや補助金コンペ、都市間競争と複合補助金といった側面からわが国でも応用する可能性は大いにある。シテイチャレンジという名で英国において主として現在都市再開発事業を総合的に実施するに当たって、制約の大きい予算配分手法として広く一般的に導入されるようになってきている。サッチャー政権以後の動きの一つである。

EUや英国のみならず主としてアメリカで公共部門の財政制約が大きくなった世界の都市が共通に模索しているのが競争型、危機管理型、開発方式ともいべき資金調達方法である。英国の自治体が競争的に都市再開発のために総合予算方式として行っているのが

政状況からばかりでなく、そのシステムの整合性を考えると官民パートナーシップで行うのが望ましいという議論が中心になっている。福祉サービスだけでなく、防災や治安維持などを地域で行おうとすればこれまでも国が備える、県が備える、市が備える、町内で備える、家族が備える、個人の責任で備えるなどそれぞれの役割分担が必要なのが改めて問われてきているにすぎない。

「中心市街地活性化と地域産業対策」「既成市街地空洞化対策」通産省を中心として一一の省庁が二一世紀に向けて日本最大の課題として取り組んでいるのが自動車社会に対応できず、空き地だらけ担っていく地方核都市のかつての中心であった既成市街地の空洞化対策である。人口の増加も見込めない、駐車場として利用されている空き地も活用されないで、商業機能は急速に機能低下をおこしている。郊外に移転した商業は沿道整備で他地域から進入した大型店と競争し、投資額には見合わない収益率に将来を案じている。しかも近い将来確実にサステイナブルグロス社会の循環システム導入にコンセプトは合わなくなり、自動車顧客オンリーの対応は息詰まるに違いないのだ。総合的で複合的な街づくり、都心と郊外を連携させる街づくりへの対応が必要になっている。環境を意識し、街づくりの方向性を従来の大規模プロジェクト依存からヒューマンスケールの都市建設、個々の主体が責任をとれる小さなプロジェクトを数多く連携させた二一世紀型総合型プロジェクトの確率が重要になっている。たとえば、大規模区画整理(画一的な再開発や土地区画整理からの脱却といったテーマ)、既成市街地の平地の駐車場を束ねて区画整理による地域の顔となる空間整備や都市施設の整備が必要

シングルリージェネレーションバジット(Single-Regeneration-Budget)であり、町作り資金カクテルとして、先に論じた。EUに経済規模に応じて負担金を供出し、議員を送り出している各国は、応分の受益に預かるためにEU型ブロック経済全体で、地域振興を競争しながら補助金獲得のためにプランを競い合っている。EU全体で広い範囲で多くの競争者を参入させながら競争導入を図っている。各国がEU予算の中から地域振興策のために地域ごとの都市再開発プランを作成して、競争的に予算を配分している。またPFIと名づけられた民間主導で資金調達をする資金計画をとおして、金利によるリスクを事業運営の中に取り込んで従来型の公共事業の非効率性を脱皮しようとしている。

PFI(Private Financing Initiatives)といわれているような資金獲得方式が日本にどれほど一般化するかも興味深い。これもメイジャー首相時代に始められた民間主導事業キャンペーンの一名称であって、具体策は極めて多様にある。バラバラの補助金を統合して用いること、小規模の事業をそれぞれ採算性を重視して実行する結果補助金カクテルがシナジー効果を生み出してくる。重要な点は、公的な資金不足、マーストリヒト条約下での対GDP3%以内の財政赤字制約条件など、民間資金を活用せざるをえない状況下で、公共事業の遂行に民間資金を使って、競争を導入しながら計画を進めたという意義である。

パートナーシップという言葉はほぼ共通に全国の自治体の行政改革の報告書の中に用いられるようになってきている。公的介護などの社会福祉サービスを完全に公共部門の責任で実施することは、財

になってくる。当面、マニユアル的に整備が可能になっているものをここにあげてみよう。

- a 道幅拡大
- b LRTターミナルの確保
- c 街の顔づくり：広場の建設
- d 若い世代用のコンパクト集合住宅建設
- e 駅前複合施設
- f 病院、介護、福利厚生、コンビニエントな広域施設の整備
- g 触れあいホール

都心、郊外の両商業空間は縮小し、地域交流拠点開発が双方に作られ、郊外の沿道商業を既成市街地とLRTなどの安価で機能的で環境に優しい交通ネットワークを整備して結びつける、競争型と連携型を併用する政策が総合的に追求されているのである。コンパクトな街づくりと拠点を結ぶLRT連携ネットワーク手法は世界で人口二〇〜四〇万人ほどの都市で次々に試みられて成功している。問題は、都市拠点で思い切ったトランジットモビルを導入する試みが求められることだ。近年の循環型街づくり手法は都心部分がフェアレスゾーン・ただ乗り区間になり、自動車は都心部で排除され歩行者中心になっている。人々の行動様式から変えていかななくてはならない。そのためには生活の中での教育や技術革新が必要になる。技術は工学的、精神的、制度的、空間的、時間的、ネットワーク的に進化を求められている。たとえば、「支える精神の技術」生涯教育、高等教育、技術研修、空調、ストリートファニチャー、禁煙、ノーマライゼーション、犬の快適散歩」支える高度科学技術・技術移

転、異業種交流、組織技術移転」「支える情報通信技術…ネットワーク、情報拠点」「都市構造…都市と郊外、都市と水源地、既成市街地空洞化と郊外型沿道商業のトレードオフ」「ネットワークの高度化」「空間を超える情報ネットワーク・テレコム、テレワーク」「支える消費者ネットワーク…自己責任原則と情報交流」「支える流通ネットワーク…環境、省エネ、混雑解消」「支える生産者ネットワーク…密集・集中の利益と分散・過疎の利益の同時追求、連携技術」といったキーワードがあげられる。考え方の基本に自動車社会から一步高い段階にあつて、自動車と賢く共存する社会への移行が求められている。

八 都市産業コンセプト

都市機能の高度化を図る新産業論

都市基盤技術、区画整理、都市再開発などの制度技術やエネルギー、路面電車再考、身近なエネルギー源を活用する方策、生活改善に欠くことができない省資源、ゴミ処理、リサイクル、都市計画施設、知的な空間、LRT、地域冷暖房、防災、水利、貯水、下水道多目的化、都市景観と循環型社会や循環型美しき、モビリティ水準・子ども、老人、女性、移動の自由度、情報量の確保、トランジェットモールなど歩くことを魅力的にする街づくりはキープロジェクトである。

参加意識の問題もこのような新しい都市型産業を確立する重要な要素となる。

踏み出す第一歩の意義・自ら行う・仲間に入る・実践者にな

都市の安全と都市防災の整備促進についても、国や地方自治体が行うべき仕事と地域住民が責任を負うべき仕事の両方が存在する。

既成市街地の住宅や商業施設に密集地域の住まい方の長期的、短期的ルールがそれぞれの地域に応じて成立していなければならない。

安全で快適な都市建設は、ルールに基づく民間企業の役割であるが、ルールがあつても地価が高いところでは平然と建築基準法が無視されて、新たな密集地域を創り出す建設が進行する。自治体は建設差し止めの看板を掲げても、業者はそれを隠して建設を遂行し、安価で売却する。結局安くて便利なら違法建築は堂々と作り続けられていく。自治体はこのルールを厳格に遂行する気はない。自分の住む町ではないし、業者ににらまれるほど厳しく指導するインセンティブが働かない。国、府県、警察等の行政機関間での指導体制や協力、国際化と犯罪多発現象を抑制する方法、都市の危機管理など、罰則規定が無い法律や条令が無視された場合に後に発生する深刻な事態を予測することができず、今短期的に、安易に対応する方針は都心の深刻な密集地域で一層起こりやすくなっている。神戸での経験は生かされる気配がない。

地域の魅力を子供の時から十分に理解するために地域に関する文部省が学校教育の内容とは異なる地域発信情報を教育として扱っている都市文化の醸成を行うには、博物館や地域雑誌、地域の放送局、などが視聴率稼ぎの番組の他に時代を担う若者のために多様な地域情報を創造し続けなくてはならない。高度情報都市社会での人間性回復の問題や宗教上の問題は行政の最も対応しにくい問題ではないのか。大学や高等教育機関、スポーツクラブや市民クラブの場所の

る

踏み出す住民の公共性・踏み出す軽いさしのべる手

軽い第一歩の自己責任・分別・省エネ

また、都市内商工業と農業の問題を同時に解決しなければならぬ。都市計画手法と農村環境整備事業を同時並行的に考える手法が問われなければならない。実際、水利権について農業サイドが持つ既得権と国土利用上拡大する都市的用途の間での権利調整が建設省と農林水産省の両省が共同で所管する委員会でも論じられている。水源涵養と都市住民の負担、水系ネットワークを用いた都市と農山村の連携は行政主導の仕事というよりも国民、地域住民の教養水準に依存している。真に魅力的な、安全で余裕のある暮らしを実現するには都市における水の質を考慮しないで何もできないではないか。都市の問題は質を論じる問題になると同時に、都市だけでは解決できなくなってしまうのだ。

中心市街地の再生戦略とコミュニティづくりの問題もすでに指摘したとおり、都市部既成市街地と郊外沿道開発型商業との関係を再構築することで解決が可能になる。もしどちらかの開発だけを論じるのであれば、ゼロサム型競争に陥る。たとえば中心集約型都市計画制度の構想が一方的に出されると人口ゼロサムの関係にある郊外あるいは末端集約との血みどろの制止をかけた闘いが生じてしまうだろう。とはいえ自動車中心社会からマストラ社会へという大きな流れは確実に到来するに違いない。この解決策は連携する地域を最も有効に生活の中に取り込むことができるような双方配慮の上に確立されなければならない。

提供は公的に行うことができても活動内容については、民間サイドが進める方がよい問題は多くある。

二一世紀を担う市民を育む（市民教育、市民倫理を考える）といった問題は廃棄物問題とリサイクル都市戦略といった廃棄物処分場問題や廃棄物リサイクルの確立といった問題を市民サイドでも十分受け入れる態勢を確保しなければならない。

たくさん事例を都市計画問題を通じて示唆してきたが

一、NPOやNGOと言われる組織の活用や

二、官民のパートナーシップ、

三、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（PFI）、

四、エージェンシー組織の活用など他国でも様々な工夫

を世界中の都市が有効に活用する検討が行われているのだ。

市場的競争と歴史的秩序

西 部 邁
〔評論家〕

はじめに

マーケットイズムつまり市場主義とよぶのが適切なような経済機構の改革が進めばすむほど、日本経済は混沌の様相を強めている。それは、日本発の世界恐慌をもたらしかねないほどの混乱に達しつつある。それもそのはず、現下の経済不況は八〇年代後半における「バブル化現象」と九〇年代前半における「円高現象」との後遺症なのだが、両方の現象とも市場機構が、とくに（国内外の）金融市場のそれが、レッセ・フェール（自由放任）の状態におかれたことの帰結だと考えられる。つまり、市場「主義」によって惹き起こされたのがこの経済的苦境であるからには、市場主義的な改革はそれをいっそう悪化させずにはいないということである。

ここで市場主義というのは、人間社会の数あるコミュニケーション（意思疎通）の形態のうちで、「価格シグナル」を媒介とする個人の「自発的交換」という方式のみを重んじる態度のことである。そこで排除されるのは、第一に「慣習への馴化」としての社会的秩序であり、第二に「介入による強制」としての政治的秩序である。いいかえると、（契約法を中心とする）法律的秩序のみにもとづいて市場的交換だけを行う、それが人間行為の理想型だとみなす

のが市場主義にほかならない。市場主義と資合的な法律的秩序は、いうまでもなく、自由民主主義的「リベラル・デモクラティック」な政治過程で形成される。自由民主主義という政治的理念についての解釈は大いに多様でありうるが、ここでは、第一に「諸個人の自由」をできるだけ解放する方向に、第二に「多数参加の下における多数決」をできるだけ実現する方向に、集団的意思決定を持っていくやり方のことだとしておく。問題は「自由とは何か」ということに帰着するわけだが、少なくとも今世紀において世界に流布させられている自由民主主義にあつては、自由はあくまで「消極的「ネガティブ」なものである。つまり「規制からの自由」を最大限に強調し、「理想への自由」という「積極的「ポジティブ」なものを最小限にまで貶低させる、それが現代における自由の観念となっている。

冷戦構造の解体のあとますます顕著になってきているのは、かかるものとしての自由民主主義という政治的理念の伸長とそれに伴う市場主義という経済的理念の拡大とである。そしてアメリカ合衆国が両理念の発信基地となっているのは疑うべくもない。アメリカは資源や軍隊や情報にかなする権力を占有しつつあるだけでなく、政治と経済の理念における権威をも独占しはじめていくという意味で、

世界帝国を築きはじめていく。我が国におけるすでに十年余に及ぶ「改革」の一切が、この世界帝国への適応さらには迎合という色調によって彩られている。以下で、経済改革のことを主題にしながらかうした日本の属国化の様相を批判的に検討してみる。

一 グローバリズムの迷妄

インターナショナルとグローバル

五年ほど前までは、「国際的「インターナショナル」という言葉が人口に膾炙していた。それは、今では、廢語に近づきつつあり、そのかわりに「世界的「グローバル」という言葉が流行に乗っている。国際主義「インターナショナル」の高次の段階をもって世界主義「グローバル」を名づけているわけではなく、国際主義と次元を異にするものとして世界主義がとらえられているのである。その証拠に、少なくとも我が国においては、「国家の観念はもう古い」とか「国民ではなく世界市民を名乗ろう」とかいう科白が知識人とよばれる人々の口から公然と吐かれている。

国際主義にあつては、読んで字のごとく、国民性「ナショナル」の違ひを当然のこととして前提し、そして互いに異化された国民が、国々の「際「インター」」において互いに交流するかどうかということが問題とされる。それゆえ、いかなる国際的交流も、依存と反発、連帯と敵対、同調と逸脱あるいは理解と誤解といったような二面性を有しているものととらえられていた。より広くいえば、どんな国民性も、その「構造」において、（他の国民性と同質であるという意味で）「一般的「ジェネラル」」であるだけでなく、（それ

らと異質であるという意味で）「特殊的「スペシフィック」」でもある。また国民性の「機能」においても、（他の国民性と共通しているという意味で）「普遍的「ユニバーサル」」であるだけでなく、（それらと食い違っているという意味で）「限定的「パティキュラー」」でもある。

他方、世界主義にあつては、各国民の特殊的で限定的な性格はあたらうかぎり等閑視され、一般的で普遍的な性質だけに、いいかえれば「抽象的人間」とでもよぶべき存在のみに、関心が払われる。抽象的人間に適した社会空間もまた当然のことながら抽象的である。政治についていえば、「世論形成」と「投票」というそれぞれ数量化された（また、数量化可能とするために単純化された）政治的行為にふさわしいものとして、民主主義的制度が設定される。また経済についてみると、「消費欲望形成および生産技術革新」と「市場需給および市場調整」というそれぞれ技術化された（また、技術化可能とするために平板化された）経済的行為にふさわしいものとして、市場主義的機構が設立される。

経済に話を限ると、世界市民にとつてのコミュニケーション・メディアは貨幣「マネー」のみであり、それによって発せられるメッセージは価格「プライス」だけであり、そしてそれを支えるコードも技術「テクノロジー」だけである。そのような単純かつ平板な経済活動が考えられないというのではない。たとえば投機「スペキュレーション」を旨とする金融市場にあつては、コンピュータ技術にもとづいてリスク・リターン計算のみが行われている、といえなくもないのであろう。しかし、消費といひ生産といひ、（機械ので

はなく)人間の行為である。人間の振る舞いであるならば、そこにたとえは権力や位階にかかわる政治的要素が、またたとえは役割や慣習をめぐる社会的要因が、さらにたとえは価値や道徳にかんする文化的因子が介在せざるをえない。

グローバリズムの支配する経済世界は、グローバルという形容とは裏腹に、断じて包括的「コンプリヘンシブ」なものではありえない。それは、極度に技術化された経済環境における極端に計算化された経済行為のみ該当するという意味で、きわめて一面的かつ単層的な世界である。もしそのような世界に順応したりそのような世界を歓迎したりするのが人間性の基本だというのなら、(経済学を含めて)どんな人間学も単なる虚無主義の宣言に墮ちていくほかあるまい。

ローカルとナショナル

実に奇怪なことに、一方で世界主義(という虚妄)が追求されているにもかかわらず、他方では地域主義「ローカリズム」がふりかざされてもいる。地方分権運動がその見本といってよい。そこで忌み嫌われているのは国民主義「ナショナルイズム」であり、とりわけ国民主義という言葉によって醸し出される集権主義「セントラリズム」が拒否されている。しかし、いかなる地域性「ローカリティ」にあっても集中性「セントラリティ」は免れえない。したがって、集権主義を排するやり方は、論理的には、「分解不能」インディヴィデュアル「なものである」としての「個人」インディヴィデュアル」にまで地域を解体させてしまふ。つまり、世界主義という「大域的「グローバル」」な主張と両立することのできる「局所的「ローカ

ル」を見解は個人主義に限られるのである。しかし、一言で片づけてしまふが、六十億人の個体が世界秩序を作り上げられるはずがない。それが可能となるのは、六十億の個体が(たとえば同一の技術によって)均一化させられているというような、ほとんど地獄の沙汰においてのみだろう。

必要なのは国民性を二重の相においてとらえることではないのか。いかなる国民も、一方では(国際的交流の経験をもたぬ国民は皆無であろうから)世界性へ向けて開かれている。同時に他方では、どんな国民も(地域的な風土や文化と無縁ではおれないであろうから)地域性によって閉じられている。このいわば半開半閉の状態にあつて精神や行動の平衡を保とうとする歴史の英知の積み重ね、それが国民性というものにほかならない。

こうした二重的な性質は地域性そのものについてもあてはまる。あらゆる地域性が国民性と個性の両面を持っているということである。たとえば、ある東京人をとってみた場合、彼は一般的な日本人であると同時に特殊な個人である。両者のあいだで平衡をとる東京的なやり方、それが彼をして東京人たらしめているということだ。

これらの二重性のあいだにおびただしい緊張がはらまれていることに注目すれば、どんな人間もいかなる人間集団も、「板ばさみ状態」ジレンマ」にあるといつてさしつかえない。そのジレンマに耐えるべく、人の人生、地域の文化そして国家の歴史からもたらされる知恵が動員されるのである。そのような知恵を持たなかつたり放棄したりするものだけが、世界市民か国民か、国民か地方人か、地方

人か個人か、といった調子の(鬼戯に類した)二者択一に陥るのだ。

なぜこのような形而上的な議論をするかというと、(近代)経済学に、とくに新古典派のそれに深く染み込んでいる個人主義(という粗末な人間観)を払拭しておきたいからである。本来ならば、このような議論は人々の常識に含められるべき類いのものにすぎない。しかし、アメリカという(かつてのソ連における歴史破壊に次ぐような)歴史不在を特徴とする実験国家——つまり社会秩序を「設計」「コンストラクション」によって創造せんとする国家——があつて、戦後日本はそうしたものとしてのアメリカ流の個人主義の前に拝跪してきた。少なくとも理念の次元において、アメリカの個人主義によって席捲されてきたのが戦後日本の半世紀間であつた。そのトロイの馬の役割を果たしてきたのが近代経済学系のエコノミストであることはもはや疑いようがない。

誤解を避けるために付言しておく、ナショナルイズムという言葉には、ここでは、民族主義「レイシャリズム」や国家主義「ステイテイズム」という意味は盛り込まれていない。「自然的かつ文化的な共同体の(内容というよりも)枠組」、それがナツイオ(国)ということであつて、それは異民族によつても共有されうるし、また政府「ステート」によつて吸収され尽くすものではありえない。インターナショナルイズムを人間の生き方の本然とみなすものは、自己および他者のナショナルイズムを進んで是認するのである。

アメリカと日本

アメリカニズムとよぶしかない気分と雰囲気をして理屈と観念が「経済改革」をかつてない高みにまで持ち上げてきた。アメリカ

「ニズム」というのは、「個人的自由主義」と「技術的合理」とを金科玉条とする態度のことである。アメリカニズムが理解しないのは、自由のための「秩序」も合理のための「規範」も、「伝統」や「良識」というその国民の歴史的基盤を離れては、規定できないということについてである。したがって、アメリカ的な自由はまず(秩序なきものとしての)放縦に流れ、次にその無秩序に耐えかねて、清教徒的な厳格主義や社会ダーウィニズム的な(弱肉強食)主義といった画一的なやり方に反転する。伝統・良識に裏づけられた個人ならば自由と秩序のあいだで平衡を保つことができようし、また伝統・良識にもとづく技術ならば合理と規範のあいだで平衡を持つこともできるであろう。しかしアメリカニストは——彼らはどうやらあの新大陸よりもこの列島において繁殖しているようだ——伝統・良識を振り返る前に、自分らの(たまさかの)欲望や(つかのまの)意見を押し出そうとする。

アメリカニズムは論理的に破綻する。なぜなら、単なる合理の単に自由な追求は、要するに、「規制からの自由」(消極的自由)による欲望・意見の実現ということをしが意味しないからだ。そのような振る舞いは、第一に、めばしい規制がすべて取り払われたとき、「規制からの自由」のための余地は残されていないと知って虚無感「ニヒリズム」に浸り、第二に、まだ残っているつまらぬ(あるいは当然至極の)規制についてまで、「規制からの自由」をつらぬけと言ひ張つて神経症「ノイローゼ」にかかる、といった頓末になるに決まっている。つまり、「文明の病理」とでもいうべきものにアメリカニズムは襲われるほかないのである。

だが、物事を総合的な論理で追うことをしない（エコノミストをはじめとする）大衆は——ここでマス（大衆）という言葉は、J・オルテガがいう意味で、いいかえると（専門主義者を見本とする）自己懐疑の能力を失った人々という意味で、つかわれている——アメリカニズムを世界「グローブ」の隅々にまで押し広げている。規制緩和が「制度の国際標準化」というグローバリズムの愚行にまで結実してしまったのは、それらアメリカン・マスのせいである。しかも、当のアメリカは、自国の利益という見地からして「制度の国際標準化」が必要なのだ、と構えている。つまり、アメリカニズムとグローバリズムとが等価であることは今や歴然としているのである。そうであるにもかかわらず、日本人の経済観念が急速にグローバリズムに飲み込まれつつあるのはなぜか。それは、アメリカを範とするのを習わしとしてきた戦後日本の傾きのためだということもできようが、現代人における自由論の衰弱ということも見逃しにできない。自国の過去のうちに蓄えられてきた伝統と良識にもとづいて、自国の未来に向けての理想を形成し、そのいわば歴史的理念への接近の努力こそが真の自由である。そのことを現代人は見失っている。それは、（とくに技術の方面における）進歩主義を無批判に受け入れたせいで、伝統の貯蔵庫たる「慣習」の体系と良識の宝庫たる「輿論」（国民の歴史的な常識）とが破砕されてきたからにはかならない。

このような思想的背景のなかにおいてみなければ、「経済改革」のいわば子供っぽい野蠻さを浮き彫りにすることができない。経済現象にたいしていくら理論的仮説や統計的事実を差し向けてみても、

「市場の失敗」を糊塗せんとする言動に出ている。

こうした論法は根本的に歪んでいる。「政府の失敗」は国民の政治的努力によってしか改善されない。健全な輿論と賢明な選挙、それがなければ（民主主義社会における）政府が改善されるわけもない。そして、民主政治の場でそうした政治的努力をなさない国民が、市場経済の場で健全かつ賢明であるというのは拵え話にすぎず、そうならば「市場の失敗」と「政府の失敗」は本質的に同根だとみなければならぬ。むしろ、「市場の失敗」という現実を正視して、それを直すにはいかなる政府を創り上げるか、控え目についてもいかなる要求を政府につきつけるか、というふうに論を組み立てるべきだ。

「市場の失敗」をもたらす主要な要因は次の四つである。第一は「規模の経済」（「収穫逓増」、「費用逓減」）が深甚な場合、第二は「不確実性」が深刻な場合、第三は「公共財」が重要な場合、第四は「組織」や「慣習」（作用のための「価格硬直性」）の存在が顕著な場合である。ただし、原理的には、公共財についての準市場をつくることは可能であるし、組織や慣習を壊滅させることも不可能ではない。もし「効率性」が経済のパフォーマンスを測るための唯一の価値基準だというのなら、「市場の失敗」は「規模の経済」と「不確実性」によってもたらされるといふことになる。——さしあたり「所得分配」のような効率性とは異なる（公正性のような）価値基準にかかわる「市場の失敗」については問わないこととする——。規模の経済は、情報システムという固定資本を要しがちの技術が重きをなすにつれ、現代産業の全域に及びつつあるといつてよいの

それらの理論や統計がアメリカニズム・グローバリズムの固定観念によって色づけられている可能性は決して少なくないのである。

二 マーケットイズムの蹉跌

市場の失敗と政府の失敗

最近になってようやく、さしもの規制緩和論者（別名、市場主義者）も、「市場の失敗」という（教科書に銘記されている）理論を無視してばかりはおれないことに気づいたようだ。一つに、アメリカの規制緩和運動は、市場競争を最高の社会正義とする社会的グライヴィニズムの結果として、アメリカ社会における貧富の格差を異常なまでに拡大している。二つに、アメリカ型の金融市場を取り入れようとしたアジア諸国の資本主義的市場経済が、世界の投機資金にとつての恰好の餌食になり、またIMFなどの国際金融機関がアメリカニズムにもとづいて金融危機管理の処方箋を書いたためもあって、バブル現象の浮沈の波間に没しつづつある。さらに我が国についていえば、（価格破壊を含む）規制緩和が市場を不安定なものにし、そのために「市場の活力」とやらがむしろ蝕まれてすらいる。こうした経緯のなかで、市場主義は失敗を免れないという認識が、知識界においてのみならず実業界においても、少しずつ広まっているように見受けられる。

だが、経済改革に奔走したエコノミストたちが市場主義の旗をあとざりと降ろす、というふうには事は進まない。彼らは、八〇年代後半のバブル現象を放置したり、その（任専門問題などにかかわる）事後処理における「政府の失敗」を声高にあげつらうことによつて、

ではないか。それゆえ、（価格破壊的な競争をはじめとする）不安定競争の展開とその終末としての独占・寡占体制の成立は、現代産業にとつて無視しえない可能性でありまた現実性でもある。さらに、消費欲望の急激な変化、生産技術の加速的变化、国際関係の激甚な変化そして自然環境の予期しえぬ変化は市場経済を不確実性のただなかに放り込みつつある。そうであればこそ「不確実性の時代」とか「海凶なき航海」とかいったようなイメージのなかに世紀末人類は投げ込まれているのだ。ともかく「規模の経済」と「不確実性」の要因は現代の市場経済の中心部に居座っている。そうとわかつて市場主義を唱えるのは、「市場の活力」とやらを無条件に賛美する巷間の言動も含めて、現実遊離のイデオロギーに属するとしかないようがないのである。

市場的競争と組織的規制

不確実性によつて市場が失敗させられるというのは、実は、教科書的な（というよりは非現実的な）言い方にすぎない。不確実性の影響を緩和すべく人類は「慣習」と「組織」をつくり出した。「慣習」に従うことによつて、人は、不確実性の効果を合理的に計算するという厄介事から何ほどかは解放される。また「組織」に従うことによつて、人は、（不確実かつ不安定な）市場競争からながしかは自由になる。逆にいうと、慣習や組織の要因を無視することの多い（教科書的な）純粹市場論は、完全情報という（仮構というよりも）虚構のなかでのみ意味を持ちうるという意味で、空想にすぎない。その空想としての市場論を利用して「不確実性の経済学」など設えるのは本末転倒もはなだしいといわなければならない。

実際の経済活動は、市場的競争を横軸とし、組織的（および慣習的）規制を縦軸とする二次元空間のなかで営まれる。そして、ある国の経済は横軸に傾き、他の国の経済は縦軸に偏る、というのは国柄の違いというものである。その意味で、経済はつねに国民経済「ナショナル・エコノミー」である。もちろん、そのような国柄の違いが深刻な国際的経済摩擦の原因となるときには、少なくとも相互依存が国際関係の場を国際「社会」たらしめるのだと了解されている場合には、相互の歩み寄り（妥協）が要請される。市場的競争が正当で組織的規制が不当だというのはアメリカニズムの固定観念にすぎない。

経済活動にとって必須のものとしての「規制」は次のような三層構造を有している。つまり、深層における（国民の自発性にもとづく）「慣習的規制」、中層における（司法裁判として結着させられる）「法律的規制」、そして表層における（政府の行政指導をはじめとする）「介入的規制」の三層である。規制緩和運動が笑止の沙汰に立ち至っているのは、日本の慣習的規制のすべてを「談合」などと称して排斥し、また我が国の介入的規制のすべてを「大きな政府」に与する官僚主義と称して破壊せんとしているからである。その果てには、法律体系が慣習という下部構造と介入という上部構造とをとともども失い、宙に遊泳する事態が、つまりアメリカの「訴訟社会」に典型化されているような事態が出現すると見込まれる。

「情報公開の下における公明正大な法律」で社会を律しようとするのは、聞こえはよいが、誤りである。少なくとも不確実にして不安定な現代社会では、リーガル・アルゴリズム（法律的計算法）は

ズム」といわれる事態が世界経済を覆い、三百兆円といわれるグローバルマネーが、貨幣の流通速度「ブエロシティ」が高度情報化のせいで格段に高まったせいもあって、世界の各地に金融バブルの膨満と破裂をもたらしている。それは、希代の賭博師たるジョージ・ソロスをして「自由放任の資本主義は人類を滅亡させるであろう」といわしめる程度にまで達している。

この「賭博」を通じて、一つに、人々の生涯が不安定化させられ、二つに、人々の意識が拝金主義「マモニズム」に染まり、三つに、人々の関係が（所得・資産の格差の増大によって）破壊されている。何ほどか安定的な社会の全貌が経済活動に投影されているときには、市場機構は当該社会にとって妥当とみなされている権力制度、慣習体系そして価値構造のすべてを何ほどかは含んでいる。その意味で、市場活動にたずさわるといふことは、人間活動の本質ともいふべき「社交」を遂行することなのだ。逆にいうと社交体「ソキエタス」でないような市場経済はかならずや（マルクスのいう）物神崇拜主義「フェティシスト」をしか生み落とさないという仕儀になる。彼らが好むのは（M・オークショットのいう）「世界体「ウニヴェルシタス」であり、世界体にあつては（経験にもとづくものとしての）実践知「プラクティカル・ナレッジ」ではなく（理屈にもとづくものとしての）技術知「テクニカル・ナレッジ」が尊ばれる。その一つの見本が経済学にはかならない。

今のアジアは技術知の犠牲になっている。経済の下部構造「インフラストラクチャー」が整っていないところに世界の賭博資金が流入しても、国民経済としての生産性が低いのであるから、「安価な労働

かならず失敗する。法律の形成（あるいはその文言）が公明正大であったとしても、法律の解釈・運用においては恣意が混入せざるをえない。というのも、起こりうるすべての事態を法律が予測できるはずがないからである。

現代社会のシステムは非線形であるがために複雑をきわめ、非平衡であるゆえに不安定きわまりない。現代社会の成り行きは根本的に（合理的には）予測不能である。この複雑にして不安定な社会を慣習に基礎づけることも介入に関係づけることもしなければ、法律の次元に不明朗と不正義がまかり通ることになる。つまり法律の解釈・運用が弱肉強食の、つまりソーシャル・ダーウィニズムがいくところの「最適者生存」の、過程にさらされることになる。それは（アメリカにおける）マスメディアと結託した三百代言の弁護士、そして（日本における）同じくマスメディアに捜査情報をリークする法匪めいた検察という形で現実のものとなりつつある。

市場機構のみならず司法制度にも弱肉強食という社会的ダーウィニズムを招き寄せようとする、それが規制緩和運動の思想的内実である。だがそれは、スーパーマーケットとローコートのほかのあらゆる社会関係の場を破壊し、かくして現代社会をいっそう非線形かつ非平衡にする。その結果、市場も法廷も混乱に見舞われ、残るのはアナキー（無政府）とアノミー（無規範）だけということになるのは眼にみえている。

賭博場と社交場

様々な規制から自由になった資本は、只今、大暴走「スタンピード」を起こしている。いわゆる賭博資本主義「カジノ・キャピタリ

働「チープ・レーバー」が大量に存在するにもかかわらず、製造業においては大きく収益を上げられない。そこで外資は非貿易財「ノン・トレードブル・グッツ」産業（不動産業やサービス業）へと向かうことになる。その結果として経済のバブル化が生じるのは我が国がすでに経験済みのことだ。

アジア諸国などにおける安価な労働を武器とする巨大競争「メガコムペティション」の開始！我が国において価格水準を引き下げる必要→競争を激化させる必要→規制緩和の急務、これがこの間の経済改革の基本線である。だが、この一連の物語の始発点である「アジアは燃えている」という事実認識が間違っていたのだ。アジアが燃えているのは、少なくともその半ばは、世界の賭博資本主義によって惹き起こされた（社会的な）大火事のせいなのである。その大火事によってアジア各地の（家族からコミュニティに至るまでの）社交体が打ち壊されている。我が国においても、同様の事態が出来ている。この光景を真摯にみつめれば、改革主義とは破壊主義のことであったのか、という疑問が生じないほうが不思議である。

創造的破壊というJ・シュンペーターの概念に安易によりかかるのは危険である。それは、人々が未来への理想を共有している、ということが必要条件にしている。またそれは、人々の破壊行為がいずれは社会的調和に至るであろう、という線形かつ平衡の進歩史観が信じられている場合にのみ吐かれるべき標語である。しかし過ぐる二十世紀といふ来たるべき二十一世紀といふ、進歩史観を掲げられるにふさわしい時代だとは思われない。いずれにせよ、エコノミストたちは破壊がいかなる場合に創造につながるか、逆にそれはど

んな場合に破壊の拡大再生産に至るか、についていかなる吟味をも
ほどこしてはいない。市場主義者のいう創造的破壊は、左翼主義者
のいった革命的変革と同じくらい、根拠薄弱である。その意味では、
朝日新聞あたりのインテリゲンチヤと日経新聞あたりのエコノミスト
は同じ穴の貉である。広くいえば、彼らは社会に大がかりな実験
を仕掛けることをよしとするコンストラクティヴィストつまり設計
主義者である。両者の違いは、その技術的合理主義を集団主義的計
画によって実現するか（ソ連の場合）、それとも個人主義的競争に
よって達成するか（アメリカの場合）、という差にすぎない。

三 経済学の陥穽

一 専門主義と超学的接近

エコノミストは、いうまでもなく、専門主義者のみことな見本で
ある。専門主義者とは「良識ある人間になるために知っておかねば
ならないすべてのことのうち、ただひとつの特定科学を知っている
だけで、しかもその科学についても、自分が実際に研究しているこ
とく小さな部分にしか通じていない人間のことである。彼らは、自分
がとくに打ちこんでいる狭い領域の外にある一切のことを知らない
のを美德だと広言するに至り、全体的知識にたいする好奇心をディ
レクタンティズムと呼んでいる」（オルテガ）のである。

いかなる認識の対象も、とくに社会科学といわれている分野にあ
っては、何らか全体的な構造のなかにある。たとえば、消費という
経済現象についていうと、それは功利計算にもとづく貨幣支出とい
う側面のほかに、習慣という社会的側面、地位にもとづく権力誇示

これは、各認識者が、まずおのれの専門的知見を越えて他の諸専門
を涉猟し、次にそれらにおいて前提されている互いに異なった人間
観、社会観を（新たな次元で）総合させるべく努めるというやり方
である。たとえば、人間を言語的動物としてとらえ、その言語的能
力が技術・貨幣の側面に現れてくるときにホモ・エコノミクス（物
欲を最大化するものとしての人間）の経済像が生まれ、それが位
階・権力の側面に現れるときにはホモ・ポリティクス（権力を最大
化するものとしての人間）の政治像が生まれ、それが慣習・役割の
側面に現れるときにはホモ・ソシオロジクス（役割達成を最大化す
るものとしての人間）の社会像が生まれ、最後にそれが価値・道徳
の側面に現れるときにはホモ・シンボリック（象徴効果を最大化す
るものとしての人間）の文化像が生まれるという具合になる。この
ような総合的な構え方から出発すれば、表面では技術的かつ貨幣的
な現象とみえる経済的事実の背後に、政治的、社会的そして文化的
な現象が伏在していることを読みとれるようになる。そして、それ
ら諸側面の関係の仕方はあくまで歴史的なものであり、さらにどん
な歴史も（国際性を含んだ広い意味での）ナショナル（国民的）な
性格を伴うものだと思えるほかなくなる。

グローバリズムとかマナーケッティズムといったような純粹経済主
義がはびこるについては、現代の知識人がとことん専門主義化され、
そしてこの世紀末にあつて物事の技術的および貨幣的な側面に世論
の関心が集中している、という現実がある。この現実そのものが文
明の病理であるということを読み出さなにかぎりエコノミストの知
的暴走に歯止めをかけることはできないであろう。

という政治的側面、そして価値・道徳にもとづく自己表現という文
化的側面をも有している。それらの他側面について大して関心を寄
せず、また大した知識を持っていない経済学者が、いかにして消費
の全体像をとらえるのであるか。一般的にいうと、対象の特定の側
面が意味するところは、他の諸側面とのかかわりでしかとらえられ
ないはずなのだが、専門主義者はどのようにしてみずから専門的
に扱う特定側面の意味を定位するのであるか。その答えは、「流行
の世論」に依拠して対象を全体的に意味づけるということである。
卑近な例でいうと、「大蔵省の護送船団方式が悪い」という経済世
論に寄り添って日本の金融現象の全体をとらえ、その価値判断に合
うようにみずからの専門的な知見を位置づける、それが経済学者の
やっていることなのだ。

このような専門主義の弊を脱するためインターディシプリナリ
（学際的）な研究の必要が唱えられてきたが、それはおおよそ不
毛な結末に至る。なぜといって様々な専門科学は、とりわけ社会科
学において、それぞれ異なった人間観および社会観に立脚している
ことが多く、そうであるからには、諸科学の総合化はあらかじめ封
じられているに等しいからである。この学際研究の不毛をよいこと
にして、教科書の理解しか持ち合わせていない経済学者が、あたか
も「純粹経済現象」が現実の対象として存在しているかのように思
い込んで、「世論迎合的価値観に暗然のうちに従いつつ」経済政策
の処方箋を書くといった蠢行をまで犯しているのである。

かくなる上はG・ミューラーの提唱したトランス・ディシプリ
ナリ（超学的）な接近に期待をかけるしかないのではないか。そ

ケインズとハイエク

現象を総合的に把握しようとした点で、J・M・ケインズとF・
フォン・ハイエクが（経済学方面では）際立っている。両者のあい
だの大きな違いは、市場的機構の安定性をケインズが疑い、そして
ハイエクが信じたところにある。この点に関しては、ケイン
ズのほうに分があると私は思う。「市場の失敗」を「政府の失敗」
に帰することは不可能だと思われるからである。進歩主義の時代に
あつて、つまり技術的合理と個人の自由への疑念があたうかぎり極
小化されたこの二世紀間において、位階・権力、慣習・役割として
価値・道徳の体系が逐次崩壊させられてきた。そしてそれら非経済
的な体系が動揺させられたり空洞化させられたりしていくと、経済
的体系もまた安定的たりえないのである。その現実の悲喜劇とでも
いふべき事態をケインズは鋭く見抜いていた。それを端的に示して
くれるのが「確信の危機」[クライシス・オブ・コンフィデンス]と
いうケインズの時代認識である。

ケインズは「確信の危機」を管理するには政府の経済政策が必要
であると考へた。しかし彼には「政府の失敗」にかんする洞察が欠
けていた。必要であつたのは、「市場の失敗」と「政府の失敗」の
双方を回避するのを可能にするようなポリティカル・エコノミーを
創造することであり、そのためには、国の表層構造としての市場機
構と（官僚制度を含めた）政治制度とが、その深層構造としての慣
習体系と価値枠組にいかんにか支えられているかを説き明かさなければ
ならない。そういう総合的な接近は、ケインズにあつて、せいぜい
のところ直観的かつ体験的に言及されるにとどまっていた。

それに比べるとハイエクは、その大著『法と立法と自由』(ロー・レジスレーション・アンド・リバティ)にみられるように、現象の表層と深層を広く深く認識しようとした。しかし彼の言説には、全体主義の計画に抗しようとする政治的意図があまりにも激しかったため、個人主義の競争ならばどんなものであれ肯定してかかる強い傾きがある。その競争が位階、慣習そして価値のすべてを噛み砕くほどに激越なものであっても、ハイエクは、計画に勝るとの理由で、それらを弁護せんとした。しかしこのハイエク・アプローチはとうてい傾きうるものではない。そのアプローチが是認されるのは、市場的競争の強度がある範囲内に収まっており、それゆえ位階、慣習そして価値が漸進的にしか変化しないような場合にかぎられる。逆にいうと、ハイエクを自称しながら物事の急進的変化を歓迎するのは論理矛盾である。それが矛盾に陥らないのは、現実が全体主義的計画によって染めあげられており、それゆえ事態を抜本的に改革する必要があるという場合だけであろう。そのような文脈で、アメリカニストは我が国に(社会主義と見紛うばかりの)官僚主義がはびこっているというふうな悪宣伝を行うのである。

パブリックとプライベート

前節および前々節で言及したように、高度情報下における資本主義的市場経済は、K・ポランニにならなければ、国をひきつづす石臼のごときものになりつつある。それは、まず、「取引需要から自由になった巨大な投機資金」が存在するということであり、次に、「貨幣の流通速度が巨大になることによる債券価格の大幅な投機的変動」が生じるということである。これに「規模の経済」や「不確

実性」の増大という趨勢が加われば、現代の世界資本主義はまさに現代世界を噛み砕く勢いで暴走しつつあるといつてよい。

それを抑制するのは公共活動においてほかにありえない。端的にいえば、荒唐のごときグローバル・マネーを公共活動の手綱によって御するということだ。ところが、公共活動のための「公共目的」が何一つ明示されていない、それがこの間の公共施策にたいする「改革」運動であったというのだから恐れ入る。たとえば、行政改革運動にあつて、行政のめざすべき目的は何か、ということが問われたことは絶無という有様であった。

公共目的とは「国益」目標のことである。ただしここでの国益とは「国民の長期的共通利益」ということであつて、それは民族主義「レイシャリズム」や国家主義「ステイティズム」とはなんの関係もない。結論をいうと、「国益の八柱」とでもよばれるべきものを確認する必要があると私はいいたい。

第一に国の経済的側面についていうと、(市場機構の安定的発展を確保するための)「通貨信用体制の確立」と(物質的技術的体系の基盤を確保するための)「資源エネルギー供給の安定化」とが国益の二本柱である。第二に国の政治的側面については、(未来への国としての意志決定を効果的なものにするための)「リーダーシップの養成」と(未来の不確実性に備えるための)「危機管理体制の樹立」とが国益の二本柱となる。第三にその社会的側面にかんしては、(国民の社会生活を豊かにするための)「都市・田園コミュニティの充実」と(社会体の基本単位を強化するための)「家族制度の再確立」とが国益の二本柱である。第四にその文化的側面では、(実

践知の豊饒化と技術知の開発とを促進するための)「研究体制の拡充」と(そのための基礎を培養するための)「教育制度の健全化」とが国益の二本柱となる。これらを合わせて「国益の八柱」がこれからの公共活動の基本目的となるわけだ。

もちろん、公共活動のためには公共資金がなければならぬ。そこで、第一に、「民間資金の公共化」が重要な課題となる。いわゆるPFI「パブリック・ファイナンスング・イニシアティブ」の考案方にもついで、公共当局が「民間資金の公共化」において主導権を発揮する必要があるということだ。その必要が認められれば、郵政金融や財政投融資という(日本において最も発展したといわれている)金融財政制度を再活用することが急務となる。それは、世界におけるハイリスク・ハイリターンへの投機市場に向かう民間資金を、ローリスク・ローリターンの国内公共活動に引き込むことである。また公共事業も、「国益の八柱」を基準にして、大いに活性化させられるべきである。

第二に、「公債発行の公共的評価」もまた必要になる。我らの子孫にいかなる国益を残すか、その基準に照らして公債(国債と地方債)の発行を厳密に審査すべきだということである。そこで是非とも確認しておくべきは、「巨大赤字国家日本」というのはほとんど嘘話だということだ。この国の「財政構造改革論」の誤りは、たとえば対外債務国アメリカと対外債権国日本とを同列において、その公債残高の大小のみを比較するというのはあまりにも稚拙な経済分析だ、という点にある。国内総生産が五百兆円余、金融資産残高が七百兆円前後、(年金積立などの)社会保障基金が二百兆円あまり

だということをしつかりと押さえておけば、その公債残高が五百兆円余だからといって恐れ戦くいわれは毫もない。

年収八百万円で今後とも働きうる見込みの勤労者が、千六百万円の貯蓄と三百万円の年金積立をすでにしている、という場合を考えてみよう。彼が(公債残高に相当するものとしての)八百万円余の借金でもう首が回らないと騒いだとしたら、それはもう、狂気の沙汰である。これから借金を増やす(公債発行)としても、それが自分の子供や孫たちの生活にとつて必須の財産を作るためのものであるとすれば、慌てふためくのは愚かであろう。要するに、「国益のための公共支出」をなす余力は(国民の双方を合わせた)我が国に小さくなく残されているということだ。

公共心の欠如した国民、それゆえ非国民と呼ばれて致し方ない国民が「市場の活力」とやらを唱えて、公共心の最後の一片をも粉々にしようとしたてている。それがここ二十年にわたる「改革」の真相なのである。まともな国民ならば、プライベート・マインド(私心)とともにパブリック・マインド(公共心)をも持っている。公共心は「官」だけが持つていけばよいと構え、そして「官」の公共心が足りないといつて官僚バッシングに走る、それがこの間の行革論である。そして「民」は私心だけをたらぬけばよいとばかりに、俗悪のかぎりを尽くすのが市場の活力であることについて自省を働かせることなどは思いもつかない、それが「改革」に狂奔する人々の偽らざる姿である。その卑しき人々の群れの先頭にエコノミストが立っている。これは経済学の長い歴史における最大のスキャンダルではないのか。

正統派的ケインズ政策の有効性

—産業空洞化克服と財政再建の問題に関連して—

丹羽春喜

大阪学院大学

近年(ならびに現在)のわが国経済におけるデフレ・ギャップ(deflationary gap)は、きわめて大きい。

言うまでもなく、この文脈における「デフレ・ギャップ」とは、労働力と資本設備の総合的な「完全雇用・完全操業」(摩擦的失業は別として)の状態での生産能力として把握されたマクロ的な「生産能力の上限」という「天井」から見ても、実質GNP(ないし実質GDP)の水準が、「総需要」(有効需要支出のマクロ的総額)の不足によって、どれだけ下回っているかという意味である。したがって、それは、実質GNP(ないし実質GDP)の上下への波動をならして描いた「平均的な趨勢線」(近年の日本ではこれが下方で停滞している)を基準と看做して、当該時点での現実の実質GNP(ないし実質GDP)の水準が、そこから、どれだけ下回っているかということと、混同されてはならない。にもかかわらず、経企庁は、近年の各年次版の『経済白書』や『日本経済の現況』において、この後者の「平均的な趨勢線」からの乖離のみを「GDPギャップ」と称して示しているものであり、前者の本来的な意味での「デフ

レ・ギャップ」を計測して提示することを怠っている。きわめてミス・リーディングであると言わねばならない。

上記の前者、すなわち正しい本来的な意味でのデフレ・ギャップの計測は、「生産関数」(長期生産関数)の理論を適用して行ないうるのであるが、近年のわが国の経済については、報告者(丹羽)による計測作業が、おそらく最も精密・妥当なものであろう。その計測作業の結果に於ては、現在の日本経済においては、デフレ・ギャップが、GNPベースで三〇・四〇パーセントに達していることは、疑問の余地がない(1)。すなわち、「総需要」の不足によって、年間二〇〇―三〇〇兆円もの潜在実質GNP(ないしGDP)が、実現されずに、空しく失われてしまっているのである。現在のよ様な日本経済の低成長状態が続くとすれば、今後の一〇年間だけでも、このようにして失われる潜在GNPの合計額は、実に四〇〇兆円という天文学的な巨額に達するであろう。

言うまでもなく、このデフレ・ギャップという膨大な「生産能力の余裕」は、マクロ的には、わが国の社会にとっての「真の財源」である。これを活用しさえすれば、雇用の増大と国民の生活水準の大幅引き上げをはじめ、国家財政の再建、社会資本の整備、防衛力

の充実、社会保障の拡充、高齢社会の乗切り、自然環境の改善、対外援助の拡大、等々、現実的には、すべて十分にやれるはずである。ところが、これほどにも巨大な「真の財源」が存在しているにもかかわらず、わが国の経済では、不況・停滞によって人々がなめつつある辛酸がはなはだしく、また、社会保障水準の切り下げや、大震災の被災者への支援の不十分さなども敵いがたい実情であり、ケインズが強く指摘してやまなかった「豊饒の中の貧困」の矛盾の極致といった状況にある。さらに、わが国が、デフレ・ギャップを解消するための内需拡大を怠ってきたことによるわが国の事実上の「近隣窮乏化政策」の効果で、いまやアジア諸国には深刻な経済危機が発生しており、それが「世界大不況」を誘発する危険も大きい。

二

ところが、現在、わが国においては、政党や政府も、学界も、論壇も、このデフレ・ギャップという形の巨大な「真の財源」を動員し活用しようという発想を、ほとんどまったく持っていない。その主たる理由は、「反ケインズ主義」の流行によるものであろう。

いま、世に流行している「反ケインズ主義」な議論、すなわち、「ケインズの政策は効果が無い」とする見解は、大別して、「需要サイド」からの議論と「供給サイド」からの議論に分れるのであるが、そのなかで最もポピュラーなものは「需要サイド」からのもので、「乗数効果が働かなくなった」とする意見であろう。しかし、そのよつな主張は、まったく誤っている。

なぜならば、もしも、本当に「乗数効果」が作動しなくなったの

であれば、それは、人々が、食べるものも着るものも、いっさい購入しなくなったということであり、社会の人々全員が飢え死にしてしまはずだからである。しかし、現実には、わが国の経済社会では、現在、一億二〇〇〇万人の人々が年間五〇〇兆円ものGNP(ないしGDP)を生産している。これこそ、「乗数効果」がいぜんとして健在であることの、疑う余地のない証明なのである。

ここで、ぜひとも想起すべき重要なことは、わが国の名目タームの「国民総支出」に占める(1)「民間最終消費支出」と、(2)「民間投資支出+政府支出+経常収支赤字」の相対的な割合が、一九七五年ごろから現在まで、ほとんど一定と見なすほどに安定的であるということであろう。きわめて初歩的な経済理論上の定理にすぎないが、「国民所得額」(ないしGNP、GDP額)に対する「自生的(autonomous)な有効需要支出額」の割合が時系列的に一定しているときには、前者を後者で割って算定される比率(倍率)が、両者の「増加額」の比率、すなわち「ケインズ乗数値」に等しくなる。いま、上記の(2)「民間投資支出+政府支出+経常収支赤字」を「自生的有効需要支出」であると見なすとすれば(これは妥当な想定であろう)、近年のわが国の国民所得勘定においては、このように定義された「自生的有効需要支出額」が粗国民所得であるGNP額に占める比率は、おおむね、四一―四三パーセントであつて、ほぼ一定に推移してきている(この比率が一定ということは、「民間最終消費支出」が、ほぼ完全に、「恒常所得」のみならず「変動所得」をも含めた粗国民所得額に依存して決まっており、ゆえに、「自生的消費支出」がネグリジブルであり、平均消費性向が限界消

費性向に近似的に一致しているということをも意味している。したがって、現在のわが国経済の「ケインズ乗数値」は一・四前後である(100:41~43頁2.4)。現在のわが国の経済において「乗数効果」がどの程度に作用するかという重大問題をめぐってのあらゆる議論は、まずもって、この二・四前後という疑う余地のない客観的・実証的な値を直視することから始めるべきである。

三

ここで、経済専門家たちのあいだでも、誤って信じられがちな次の二つの「乗数効果否定論」についてコメントしておくことにする。

(1) 産業連関分析によれば、現在のわが国の経済においては売上額の産業間波及効果が小さくなっているから、ケインズの乗数効果も小さくなっていると説……この説は、「レオンチエフ乗数」と「ケインズ乗数」とを混同するという初歩的な間違いによるものである。現在、わが国の経済で「レオンチエフ乗数」の値は低下趨勢にある。しかし、だからといって、所得の波及効果を示す「ケインズ乗数」の値が小さくならねばならないといった理由は、なんら存しない。この両乗数の概念や作用は、相互に別個のものである。

(2) 利子率の高騰といった「副作用」(マンデルフレミング効果をも含めて)を考慮に入れば、実際には、乗数効果はきわめて小さいものでしかないとする説……しかし、このような国内金利の上昇という「副作用」の発現は、政策当局がその気になりさえすれば、簡単かつ容易に、それを防止することができるはずのものである。最も通例的・常識的な方策としては、「中央銀行」(わが国の場

替相場制度)を前提とするかぎり、必然的に、為替レートは相当に「円安」に決まることになる。そうなれば、わが国の産業は、勞せずして、対外競争力を大幅に回復することができ、わが産業の「空洞化」の危険は雲散霧消してしまうはずである。

そもそも、この世にケインズの政策体系のコンセプトが登場したときから、景気振興のための財政政策には、必ず、上述のように「中央銀行」による「買いオペ」などの金融政策のバック・アップを付けて、有害な金利高騰という「副作用」の発生を防止しつつそれを行なわねばならないということが、基本ルールであったはずである(3)。すなわち、マクロ政策運営のための基礎理論や合理的ノウハウは、数十年も前から、すでに十二分に明らかにされて確立されてきているのである。われわれは、深刻な経済不況に直面しているいまこそ、このことを真剣に再認識すべきであろう。

ここで、念のため、付言しておくが、宮沢内閣の時代より最近まで、数次にわたって、合計数十兆円規模と称する「総合経済対策」が行なわれたとされているにもかかわらず、みるべき景気浮揚効果が生じていないのは「乗数効果」が働かなかつたからではない。すなわち、この「総合経済対策」なるものにおいて、「有効需要支出」へのネットの政策的追加額——いわゆる「真水」——が、各年度の本予算(当初予算)の伸びが近年においてはいじりしく抑制・削減されてきて大きな景気冷却効果もたらされているということとの差し引きで見れば、事実上、きわめて微々たるものとされてきたからこそ、景気浮揚が成就されなかつたのである。

合であれば日本銀行)が適切な規模で「買いオペ」を行ってマネー・サプライを増加させ、「LM曲線」を右方シフトさせさせすれば、それでよいはずである(2)。もちろん、戦前に高橋是清蔵相と深井英五日銀総裁が協力して実施したように、新規発行国債を日銀が直接に引き受けるという方式であれば、いっそう決定的で即効的であろう。あるいは、また、ラーナー(A. P. Lerner)の古典的な名著『雇用の経済学』(Economics of Employment, 1951, p.8)で強く推奨されているように、そして、明治維新の当初に実際にわが国でも行なわれたように、政府が、政府自身で「政府紙幣」(したがって「銀行券」ではない)を発行して、それを積極的財政政策の財源にするといった方策を実施することもできるはずである。言うまでもなく、この場合には、金利高騰の心配などは、まったくなくなり、後年になって「国債費」が政府財政の負担になるといったこともないわけであって、「財政再建」もきわめて容易に達成されることになる。

いずれにせよ、このように、金利の高騰という「副作用」を防止してしまえば、たとえケインズの積極財政をどんなに大規模に実施したところで、マンデルフレミング流の分析で予言されているような国内金利の上昇に由来する「円高」の進行によって景気政策が挫折するといった事態が生じるようなことも、まったくありえないことになる。それどころか、マクロ的に完全雇用・完全採業の達成に急速に接近していきけるほどに大幅に内需が拡大されれば、わが産業による輸出ドライブが緩和され、また、わが国への外国産品の輸入が大きく伸びるであろうから、現行の「フロート制」(変動為

四

次に、「供給サイド」からの観点からする「ケインズの政策無効論」についても、コメントしておきたい(4)。

「反ケインズ主義的」な立場の経済学者たち(新古典派など)が、その「供給サイド」からの「ケインズの政策無効論」を立論するにさいして、基本的に立脚しているのは、「供給曲線」(短期供給曲線)の実質ベースでのシフト(右方シフト)が——したがって「生産関数」(短期生産関数)の同じく実質ベースの右方シフトが——起りえないものだとする「暗黙の前提」である。もちろん、そのような奇妙かつ不合理的な「暗黙の前提」は妥当なものとは認めがたい。率直に言えば、これは「理論的トリック」だと評するべきであろう。

現実的に具体的に考えてみても、たとえば、不況期に有効需要の不足で遊休していた生産設備が、需要の回復にもなつて稼働しはじめたような場合には、生産性がきわめて大幅に向上し、利潤も大きく増える(そして、物価は安定的)という現象が、ほとんど例外なしに見られるのであるが(現在の日本経済でも、有効需要さえ増えれば、そのような結果が十分に期待しうる)、これは、有効需要の伸びに対応する企業資本設備の「稼働率」上昇による「生産関数」(短期生産関数)のいわゆる「右方シフト」——したがって、「供給曲線」(短期)——「企業の限界費用曲線」の「右方シフト」——の効果であると考えられる。「ケインズの短期」でのこのような効果があればこそ、企業は、需要増加が見込まれるときには、一時的な「稼働率」低下をし、中・長期的に資本設備の増設に踏み切

ることができるのである。かくして、多少の上下変動をとまなつてはいても有効需要の増加が続くとすれば、個々の「収穫逓減的」な「短期生産関数」が継的に「右方シフト」していくことになり、そのシフトの軌跡の包絡線としての「中・長期生産関数」として見れば、結果的に「収穫逓減」費用逓増は克服され、多くの近代産業で現実に見られるように「収穫一定的」ないし「収穫逓増的」費用逓減的」となりうるのである。市場経済的な人類文明に経済的進歩をもたらしてきた主要な動因は、短期的にも、中・長期的にも、まさに、このような関数シフトのメカニズムなのである。ケインズの政策とは、基本的には、市場経済体制におけるそのような力強い「生産関数」(ないし「供給曲線」)のシフトのメカニズムに信頼を置いていた政策体系にはかならない。(四五度線モデル)とは、デフレ・ギャップの下での上記のごとき有効需要変化に対応する「短期生産関数」のシフトの結果として、「収穫逓減」が克服された状況を、単純化して端的に示したものと考えるであろう。

しかし、「新古典派」の「反ケインズ主義者」たちは、市場経済に対するそのような信頼の念を持つとはせず、「生産関数(短期)」ないし「供給曲線」の「右方シフト」がありえないものと決めこんでしまおうとする。そのために、かれらは、景気の下降や上昇の諸局面を通じて、企業資本設備の「稼働率」に変動がないものと仮定するにいたっている。これは、景気の下降や上昇にもかかわらず、企業資本設備の「稼働率」が常に一〇〇パーセントであり、設備の遊休をゼロだとする非現実的なことを、暗黙裡に前提しているのと同じである。「理論的トリック」と評されねばならないゆえ

んである。

そのような「理論的トリック」を仕組んでしまえば、そのあとは、そこから、どんなにでもニヒルスティックな結論を——すなわち、たとえ有効需要支出がマクロ政策的にどんなに大幅に増やされても、生産や雇用を拡大させることは、しよせん、できはしないのであって、ただ、物価が上昇するだけだとするシニカルな結論を——いくらでも導き出すことができることになる。ルーカス(R. E. Lucas)などの「合理的期待形成論」学派による「ケインズの政策無効論」の理論体系は、まさに、このような「理論的トリック」に基づいて構築されているものにはかならない。フリードマン(M. Friedman)の理論も同根である。実は、ルーカスたちのこのような論理にしたがうとすれば、「政府の政策」などは無関係に、純粋に民間の経済活動によって「総需要」が増えたような場合であっても、雇用や生産はまったく増えず、ただ、物価が上昇するだけだとする、きわめてペシミスティックで「反市場経済的」な結論となってしまうのである。言うまでもなく、そのような「理論的トリック」によるニヒルスティックな結論は、まったくミス・リーディングであり、それに基づいて実際の経済政策の策定を行なうといったことが、もしなされることになれば、それは、この上もなく危険である。

なお、ここで、きわめて重要なことを二つ指摘しておきたい。すなわち、**第一**に、上述のごとく、デフレ・ギャップが存在しているという条件下において、有効需要の増加がケインズの政策などの効果でもたらされたような場合に、それに対応しての企業資本設備の「稼働率」の上昇による「生産関数」(短期生産関数)の「右方シフト」の計量モデルの推計と、それによるシミュレーション分析によつて、日本経済の「物価についてのフィリップス曲線」の勾配が、「右下がり」ではなく、むしろ、「右上がり」であるということが、実証されてきたのであるが、近年においても、たとえば、平成七年度に日本学術会議の「日本学術協力財団」への委託調査研究プロジェクトの一環として行なわれた日本経済についての計量経済学的モデルによるシミュレーション作業(上記の勝木太一・松阪大学教授担当)でも、やはり、やや「右上がり」の勾配を持った「物価についてのフィリップス曲線」が実証的に計測されたのである(5)。

五

実は、以上の論述の多くは、大多数のエコノミストにとつては、本来的には、きわめて常識的、かつ、ほとんど疑う余地のないような知識であるべきはずでありながら、最近のわが国の経済論壇では忘れられがちな初歩的・基本的な幾つかの経済学的知見を、想起してみただけのことにすぎない。しかし、それによつて、われわれは、近年における「反ケインズ主義的」経済論の流行にもかかわらず、理論的には「ケインズの政策」がいぜんとして有効であるということとを、再確認しえたといつてよいであろう。すなわち、そのような再確認に立脚して、正統派的な「ケインズ主義的」政策によつてデフレ・ギャップという「真の財源」を活用しつつ、「豊饒の中の貧困」の矛盾を解消させ、わが国の経済の再生と興隆をはかるべきであると、われわれは、自信を持って提言してよいのである。

とはいえ、現在、わが国の国家財政が容易ならぬ「破綻状態」に

ト」が生じるのが通例だという現実を認めるとすれば、労働市場における「労働供給関数」が人々(労働者階層)の合理的「期待(予測)物価水準」に基づいて形成されると想定する周知の「合理的期待形成仮説」を前提した「ルーカスの世界」においても、「ケインズの政策」は有効でありうる場合が多いという結論になるということである。それに加えて、同じくデフレ・ギャップの発生という条件下で、名目賃金率ならびに物価水準に下方硬直性があり、「労働供給曲線」の勾配のフラット部分に労働市場の現実の需給均衡点が存在する可能性が高いと考えた場合には、この「ルーカスの世界」においても「ケインズの政策が有効である」という結論は、ほぼ確定的なものとなりうる。このような論理からすれば、正統派的「ケインズの政策」理論における「ミクロ的基礎」は、「ルーカス体系的」な意味合いで堅固であると、言いうるようになる。

ここで指摘しておくべき**第二**の点は、同じく、有効需要の回復に対応する遊休資本設備の稼働開始で、「短期生産関数」の「右方シフト」による生産性の大幅上昇が生じるのが、むしろ、通例的な現実であるとするれば、「物価についてのフィリップス曲線」の勾配は、多くの場合、「右下がり」にはならないで、むしろ、フラットか、あるいは、若干、「右上がり」にさえなるはずだということである。そうである以上は、フリードマンの「フィリップス曲線の上方シフト」という想定による有名な「ケインズの政策無効論」は、上記のルーカスたち「合理的期待形成論」学派のそれとともに、一挙に、その理論的な基礎のすべてを失うことになる。実は、ずっと以前から、報告者(丹羽)と勝木太一氏との共同研究による日本経済につ

あるということも、現実であろう。だとすれば、そのような「財政破綻」に陥っているのが政府が、具体的にどうやれば、上記の「真の財源」を実際に使うことができるようになるのであろうか？ もちろん、幾つもの方法が考えられるのであるが、現在のわが国経済の諸種の状況を考慮すれば、端的に言って、最も簡単明瞭な方法であるところの、上述の「政府紙幣」(したがって「日銀券」ではない)の発行という方策をとるのが良いと思われる。明治維新が、この政府紙幣としての太政官札、民部省札の発行を財源としたゆえにこそ成功したのだということは、周知の事実である(当時、デフレ・ギャップが発生していたために、物価も安定基調を保ちえた)。

古来、政府が財政収入を得るみちとしては、(イ)租税徴収、(ロ)国債発行、(ハ)通貨発行、の三つの手段があるということは、周知のところである。そして、現在の日本においては、この(イ)と(ロ)とがほぼ限界にきているとすれば、当然、(ハ)の「通貨発行」(現実的には「政府紙幣」の発行)に依拠するべきなのである。これは、法理論的には、わが国の現行法でも明記されている「政府の貨幣発行特権」(seigniorage権限)の大規模な発動ということであって、完全に適法である。また、経済理論的に、いっそう根源的に見れば、ラーナーが掲げた「雇用の経済学」(「上掲原書、pp.111-112)で強調したように、そもそも、政府支出をまかなうということのためには、印刷機の働きによる(ハ)の「通貨発行」に依拠すれば、それで足りるのであって、(イ)の租税徴収と(ロ)の国債発行は、マクロ的には、ただ単に、過剰購買力を削減してインフレ・ギャップの発生(いまはその心配は皆無だ)を防止するための政策手段でしかないのである。も

も考えてしかるべきである。すなわち、このような措置によって、わが国民には、総額五兆円前後の追加所得が政策的に与えられることになるわけであるが、それによる「波及効果」(すなわち「乗数効果」)であるが、この場合には、この追加所得からの直接的な消費支出による乗数効果だけではなく、いったんは貯蓄されたあとで実物投資に再支出されることから生じる乗数効果も算入して考えるべきである)によって、一年半から二年ぐらいのあいだに、一〇〇兆円以上の国民所得(ないしGNP、GDP)の増加がもたらされるはずである。しかも、インフレ・ギャップ発生による物価上昇の怖れは、まったくない。その後も、同様な政策(国民への「臨時ボーナス」支給)をしはらく続けることは十分に可能であり、むしろ、必要であろう。かくて、わが国は、不況・停滞を完全に脱脚して「高度成長経済」を再現しうることになる。

言うまでもなく、上述のような全国民に一律に「臨時ボーナス」を与えることによる景気刺激政策は、「消費者主権」のメカニズムが作動する市場経済体制に最も適合しており、ことさらに「構造改革政策」などを実施しなくても、消費者支出と商品供給とのあいだに重大なミス・マッチが生じたり、経済構造・産業構造に不自然な歪みが現れてきたりする心配はない。また、このような政策であれば、減税政策よりも、ずっと公平で手間がかからず、政府機構が肥大化する怖れもなく、大規模に実施して、即効的で決定的に確実な効果が得られる。しかも、「政府紙幣」の発行を財源としている以上は、クラウディング・アウト現象が生じる危険も皆無である。また、そのように「高度成長」が再現されれば、「政府歳入の所

ちろん、このように、政府自身が「通貨」(政府紙幣)を発行する場合には、政府は、それに対して利子を支払ったり、元本を返済したりする必要はなく、その発行額は、真正正銘、政府の財政収入になる。もとより、将来世代の負担などにはまったくならない。あるいは、実際には「政府紙幣」を印刷・発行しなくとも、たとえば一〇〇兆円分とか二〇〇兆円分の「政府紙幣」の「発行権」を政府が日銀に売るという方法でも、同じ結果が得られるであろう。

六

それでは、現在のわが国の政府は、「政府紙幣」の発行というこの「打ち出の小槌」を、どのようなやり方で振ればよいのか？ もちろん、わが国の社会資本や環境財などはまだまだ不備・劣悪であり、社会保障や防衛力も不十分かつ脆弱であるから、それらを整備・充実するための支出を通じて総需要を拡大し、それによってわが国の経済を不況・停滞から脱却させて興隆に向かわせるというやり方が、本来的には、最も合理的である。しかし、残念ながら、現状は、各省庁や地方自治体において、そのための企画・設計などの準備が、あまりにもできていない。

結局、わが国の現状においては、おそらく最善の政策は、政府がこの「打ち出の小槌」を利用して、全国民に——つまり、老人から乳児にまでいたるすべてのわが国民に——一律、一人当たり四〇万円程度の「臨時ボーナス」を支給することであろう。また、これとは別途に、住居や店舗などの個人資産のすべてを失ってしまったような震災被災者たちに、総額数兆円の被害保障を与えること得弾性値」が一・〇を大幅に上回るようになってくるために、上記の「打ち出の小槌」による収入を勘定に入れなくても、わが政府財政は、ゆうゆうと黒字化することになる。もちろん、「打ち出の小槌」に加えて財政収支がそのように好転するということになれば、いまやその残高が二六〇兆円(平成九年度末見込み)にも達しているとして憂慮されているところの既発国債を償還・回収することも、容易になしうるようになるに違いない。

七

ここで、上記のごとき大規模な「正統派ケインズ主義的」内需拡大政策に関連して、留意すべきことを三点、記しておく。

(1) 現在のわが国経済では、「天井」(完全雇用・完全操業での生産能力の上限)よりはずっと低い水準に総需要(総生産が落ち込んでいるのであるから、天井の勾配すなわち「潜在成長率」がフラットになってきているとしても、当面のわが国経済の回復・成長にとつては、それは制約要因にはならない。したがって、また、いわゆる「構造改革」も、わが国経済の当面の回復には役立たない。

(2) いま、わが国では、朝野をあげて「規制緩和」が声高に叫ばれている。しかし、いかに懸命に「規制緩和」にとつとめたとしても、「総需要」が増えなければ、わが国経済の不況・停滞は続くことにならざるをえない。そして、「規制緩和」によって「総需要」が増えることになるとは、本質的に、不確実なのである。それとは対照的に、上述した「全国民に臨時ボーナス支給」といった正統派的な「ケインズの政策」は、一〇〇パーセント確実に、「総需要」を

拡大させるのである。すなわち、政策の優先度は「ケインズの政策」のほうがはるかに高くあるべきなのである。したがって、「規制緩和」（ないし「民間活力の利用」）で「ケインズの政策」の代用をつとめさせようという政策姿勢は、根本的に間違っている。なお、「リストラ」や「行革」は、本質的に、「合成の誤謬」のメカニズムにより「総需要」を減少させる「デフレ要因」であり、マクロ的には不況・停滞を激化させるものにはかならない。

(3) 政府あるいは日銀が、「政府紙幣」（あるいは、それとの両替で出された「日銀券」という「打ち出の小槌」）を用いて、国内の民間投資家の手から大量の既発国債を買って回収しようとする場合には、そのさいに民間に渡される巨額の代金は、必ずしも「有効需要支出」にはならないだけに、やはり「過剰流動性」問題の発現を予期しておかねばなるまい（ただし、その場合でも、インフレ・ギャップが発生するわけではないから、一般物価の高騰が起るようなことはないであろうが……）。たとえば、この「政府紙幣」（または、それとの両替で出された「日銀券」）で、「円高」の阻止・是正をかねて、日本政府あるいは日銀が米国の公債を大量に買い付け、その米国の公債との等価交換で、わが国内の投資家からわが国の既発国債を買って回収する（したがって、国内投資家には米国の公債を代償として渡す）といったやり方をすれば、わが国内の「過剰流動性」発生を回避しうるはずである。これは、かなり巧妙な推奨すべき方策であると言えよう。

最後に、為替レートと「産業空洞化」の問題を、若干、考察しておきたい。

もしも、本稿で示唆・提言されたような十分な規模のケインズの内需拡大政策が実施され、日本経済が、デフレ・ギャップを解消して完全雇用・完全操業の「国内均衡」状態の近傍に到達するにいたったとすれば、上記でも述べたように、わが産業の「輸出下ライプ」が弛み、わが国による外国産品の輸入は大幅に増加するであろうから、現行の「フロート制」のメカニズムを前提にして考えると、為替レートは、おそらく一五〇〜一七〇円＝ドルといったものになるであろう。これこそが「国内均衡」と「対外均衡」を（近似的にはあるにせよ）同時に達成させるような、正常な「均衡為替レート」なのであり、このレートの下であれば、わが国が「産業空洞化」問題に苦しめられる恐れは、ほとんどなくなる（6）。また、それに立脚した国際分業こそが「正常な」国際分業なのである。

- (1) 丹羽春喜「日本経済におけるデフレ・ギャップの規模」、「経済論集」（大阪学院大学）、九巻一号所収を参照せよ。
- (2) 数式的証明は、丹羽春喜「ケインズの政策パラダイムの有効性についての理論的考察」、「経済論集」一〇巻一・二・三合併号、三七四〇ページを見よ。
- (3) A. P. Lerner, *Economics of Employment*, 1951, p. 10を見よ。
- (4) 本節の論述内容の「そう厳密な経済理論的論証は、上掲『経

経済論集』一〇巻一・二・三合併号所収、丹羽論文、四〇一七九ページに示されている。

- (5) 勝木太一「日本経済のマクロ計量経済モデルによるシミュレーション分析」、「空洞化克服への道」、日本学術会議事務局、平成八年三月刊所収を見よ。また、丹羽春喜、勝木太一「防衛支出を中心とした総需要拡大政策の経済効果」、「現代の安全保障」一九八二年一二月号所収をも参照。かつて、丸尾直美教授もこの勾配が右上がりであることを指摘したことがあった。『日本経済政策学会年報』一九号、一九七一年、三八―六五ページ参照。

(6) より精密な数理経済学的論証は、H. Niwa and K. Miyamoto, "Trade Balance in the Floating Exchange Rate System and IS-LM Framework: A Theoretical Analysis on the US-Japan Imbalance and the Recommendable Policy-Mix", *Asian Economic Journal*, Vol.5, No.2, Sept. 1991に展開されてる。

(付記)

予定討論者の田村、青木、宍戸の三先生ならびにフロアの会員諸氏による有益なコメントに、あつく御礼申し上げます。

田村 正勝

（早稲田大学）

(1) 政策の有効性と政策導入の観点

社会科学の「理論」は、すでに展開されたファクツについて、これが生じた理由を、後から因果論的に説明する。そして「価値判断」に基づき将来に向けて、ファクツの方向を変容させたり促進するために、この理論を応用した「政策」が導入される。したがって政策は基本的に「過去のファクツ」に依拠しており、将来新たに生ずるであろう諸与件について十分に配慮されていない。それゆえ政策の結果は、必ずしも期待どおりとはならない。

さらに政策を導入した結果が所期の方向とは異なると、その理由を因果論的に説明する「新たな理論」が導出され、再び同様なプロセスが展開される。このような「試行錯誤の軌跡」が「歴史」にほかならず、したがって政策の効果は蓋然的であるばかりではない。またこのようなプロセスからして、ファクツの把握ならびに価値判断の双方の観点が、政策にとって特に大切である。

たとえば東アジアのこれまでの高度成長は、マクロ的客観的な「外観的考察」からは、かなり評価できる。しかし高度成長がもたらした小児喘息に苦しむ人々に焦点を当てる「内観的考察」からは、単純に評価できない。加えて客観的考察の客観性が、科学哲学やパ

ラダイム論が説くように、観察者の主観性を免れないとするならば尚更である。こうしたことからA・スミスが目指した「想像上の地位転換」によって、フッサールが主張した「生活世界」に、可能なり限り接近する「内観的考察」の観点を重視すべきである。

(2) ヴァナキュラー・ユニバーサリゼーションと「揺らぎ」

フッサールの生活世界は、科学的見解に浸食されていない各人の「純粹な意識」による個人的な世界である。だが社会科学としての内観的考察は、そうした個人的世界よりは、その広がりである「地域社会」を、地域の人々の目線で考察する。対象は地域の生態系、伝統文化に根ざす「地域固有の (vernacular) 世界」にほかならない。

このように政策や理論の本質とその方法的検討からも、地域の個性を重視する政策が大切だと言える。アングロサクソン流経済学の「経済グローバル化・規制緩和」の主張は、地域の個性を喪失させる傾向を強めるから、全面的に受け入れることはできない。

実際にグローバル化ばかりでなく、EUはじめ我が国でもローカルの動きも進展している。こうした趨勢は、第一に真の民主主義「参加型民主主義」の形成をめざす地方分権化と、第二に文化の見

直しのためである。工業化の進展とグローバル化の進展にともなうて、文化はその本来のローカル色豊かな内容を喪失してきたが、これに対する深刻な反省が、地方を重視する動きとなってきた。

こうした二重の内容のローカル化は、できる限り自律的な、国家に依存しない地域を形成してゆくであろう。ただし自律的ではあるが、閉鎖的ではない。逆に自律的な地域どうしが相互に産業交流、文化交流、福祉交流などを深めてネットワークで繋がってゆく。そのネットワークが、海外の同様な自律的地域にも広がってゆく。そこでグローバル化の潮流とローカリズムの潮流は一体となつて、地域ぐるみの国際化「地域固有の国際化 (vernacular-universalization)」となる。人々が地域の個性を大切にし地域に根ざして生活し、同時に他の地域の個性をも認めあいながら、地球一体化時代の認識を持って相互に協力する。これからの文明の方向は、こうしたヴァナキュラー・ユニバーサリゼーションだと言つてよい。

どんなシステムも、唯一の原理で構成されることはあり得ないし、それが理想でもない。むしろ主たる原理から逸脱する多くの原理が含まれるのが常態であるし、またそうした「揺らぎ」が内包されることによって、システムの柔軟性と強度が保たれる。さらに揺らぎの中の一つが、主たる原理に取って替わるといふ形で、システムがダイナミックに展開してゆく。

世界経済システムも同様に、グローバル化とリージョナリズムおよびナショナリズムとローカリズムの錯綜である。これらのいずれも絶対的ではない。しかしヴァナキュラー・ユニバーサリゼーシ

ョンの理念は、これらすべてを「揺らぎ」として内包しうる理念であり、その意味で内容豊かな、柔軟性に豊んだダイナミックな理念である。

(3) 補完性原理と連帯性原理 — 地方分権の原理原則

このような文明的展望のもとに、地方分権化の意義を明らかにし、それに沿った政策を導出することが肝要である。その場合第一に導入すべき原理は「補完性原理 (Subsidiaritätsprinzip)」である。カトリック社会論に由来するこの自立自助原理によれば、市町村で可能な行政はすべてここでいい、不可能もしくは市町村ごとの推進では著しく非効率となる行政だけを、県の行政に委ね、県のレベルでは同様な難のある行政だけを国家が行う。

こうした下からの積み上げ方式の行政原理で、行政権限と資金を分散させて、国家中心の社会を地域中心の社会に切り替えることが大切である。そのためには特に地方交付税交付金制度の抜本的改革が不可欠だ。他方で地域間格差の是正は交付金制度ではなく、地域代表による諮問協議会など、EUの方式が参考となる。

第二に地域に権限と資金が集中する行政の公正さを保障するため「連帯性原理 (Solidaritätsprinzip)」に基づく「経済社会協議会」を、各自自治レベルと国家レベルの双方において設立しなければならぬ。さまざまな市民団体の代表をメンバーとし、協議が常時行われ公開される。このような協議会は、したがって情報公開の受け皿となるし、同時に参加型民主主義の推進母体ともなる。要するにこれは、多くの利益者団体に分裂している今日の社会に、コンセンサスを形成する制度である。

すべての重要な経済社会問題を、この経済社会協議会で協議し、その結論を議会に上程する。議会はこれを軽視できない。また議会の論議がたとえ不十分だとしても、すでに協議会においてさまざまな市民集団の代表によって議論が尽くされているから、これにより議会制民主主義の形骸化を補完して、参加型民主主義を実現し得よう。

この二つの原理原則が確立されれば、地方分権化は自ずと進む。これに対して市町村の併合などは、二の次の問題であるし、地方の住民自身が決めることで、分権化政策論にそれほどなじまない。

(4) 社会的規制とルール規制および公共的業界組織

市場競争の原理は、効率の追求という点で重要ではあるが、決して唯一のグローバルスタンダードではない。これを追求するための過度な規制緩和が、地域固有の伝統的生活を破壊し、文化と自然を破壊してきた。そればかりか現在のアメリカに見られるとおり、弱肉強食社会を助長し、モラルを低下させ、長期的な経済基盤をも破壊してゆく。

今日の文明的状況から見ると、経済効率より自然環境と地域文化の保全の方が遥かに大切である。この点だけからしても特に社会的規制が不可欠だ。自然環境と労働条件に関するグローバルスタンダードを守らせるべく、経済効率にとってマイナスになろうとも、これらの規制を強化しなければならない。つまり社会的規制は経済的規制とも関連するが、自然環境の保全や適切な労働条件のために必要ならば、経済的規制も強化すべきである。

ちなみに環境規制と労働規制を強化し、海外に進出した企業に対

に計算すると、この間の限界消費性向は、バブル経済期を含むにもかかわらず〇・四〇二、投資乗数は一・六七である。したがってバブル経済が弾け、先行き不透明と雇用不安を抱えた今の日本経済では、乗数の漏れまで考慮すると、乗数効果は一・三未満だ。ゆえに国債の発行による公共投資は、投資効果の税収では国債を償還できず、さらに財政赤字を募らせる。

日本経済は第一次オイルショック頃には、すでに消費飽和経済に達し、限界消費性向はかなり小さく、それゆえ赤字国債による公共投資をすればするほど、財政赤字が募る体質となった。実際に福田内閣の赤字国債の本格化と一五カ月大型予算以来、国債の発行と償還のスパイラル的自転車操業で今日の財政赤字累積となっている。

だが当面の景気対策、特に雇用不安をさらに深刻にしないためには、減税より公共投資の方が有効である。また真に必要な公共投資分野も多い。なお財政赤字の対処については、別の機会に論じたい。

しても、出先でこれを厳守させれば、日本経済の空洞化も抑制され、雇用問題も緩和される。またアジア経済の自律的回復、早すぎない適度な成長と特色を生かしたヴァナキユラー産業の形成にも役立つ。

ただし規制の方法は、行政の裁量の余地を少なくして「政・官・業の癒着」を排除することが、今日の日本経済にとって不可欠である。そのためには法律に基づいたルール規制を原則とし、ルールに盛り込めない詳細な点に関しても、企業に対する行政の個別指導は禁じなければならない。この点は行政が業界組織に大綱を示し、その実現の仕方は業界の自主性に委ねるべきだ。

業界は当該問題について、行政よりも遥かに精通しており、従来からの慣行、地域性等をも考慮して効果的な手段を選択できる。ただしこの方法で業界エゴを排除して規制を実効あらしめるには、同業者組織と異業種地域業者組織の二つの業界組織を強化し、さらにこれら組織に第三者を入れたり、業界の議論・情報を公開させる制度としなければならない。このような制度が、公共性を重視する「公共的業界組織」を育成していくであろう。

(5) 消費飽和経済とケインズ政策、社会科学の歴史的拘束性

社会科学の理論・政策は、始めに述べた性質からして普遍的妥当性を有さない。ケインズ理論・政策も一九三〇年代の慢性不況を見事に克服したが、この乗数効果の有効性が失われる程に経済を発展させた。理論が正しく政策が有効であればあるほど、それらはあまりの成功ゆえに、自らが妥当しなくなる社会状況を作り出す。

日本経済の家計消費は一九八六年から一九九六年の間に名目で一・一九四倍、GDPは名目で一・四八二倍ゆえ、これで近似値的

青木英実

（中村学園大学）

本稿では、シンポジウムでの内容にそって主に西部氏のご提案に関連してコメントすることとした。

一 「市場主義」への疑問について

筆者が関わっている教育の世界でも、近年盛んに規制緩和、民営化、競争原理等が謳われるようになった。これらは、元来すぐれて経済学的、経済政策的な概念と言つてよいであろう。経済における「市場主義」は現在、本来の枠を越えて大きな影響を与えつつある。ところで、例えば教育は文化、とりわけ国民文化の継承・伝達と創造に関わる仕事である。言い換えると、原理的に、市場における選択者あるいは企業人としての行動以前の、共時的、通時的な共同体の成員を形成することが教育の根本課題と考えられる。その課題を達成することと市場主義の要求との間には、実は大きな矛盾がある。もし、市場における生産者・消費者の次元で教育を取り扱うなら、選択の自由を最大限保障すべきだということになる。しかし、現代の教育における危機を解決する方策として、選択の自由を拡大することは有効とはいえないどころか、危機を拡大することにもつながる。なぜなら、今教育において最大の問題は、国民としての共通財

産たる基本的な共同意識や道徳性の形成が困難だということ、「公共財」としての価値観が伝達しえないことだからなのだ。

ところが、市場主義はただちに、教育の場における親や子どもを市場における消費者として位置づけることにつながる。消費者としての選択の可否、正当性を問うことはそこでは無意味となり、時に子どもや親のきまぐれも受け入れていかなければならない。ドイツの教育学者W・ブレツィンカは、現代の教育の危機をもたらしているものは大人社会の「価値への確信のなさ」だという。この確信のなさを生み出したものは、集団への適応よりも個人の自己実現自己表現、欲望と快楽の満足を第一に考える傾向だと指摘する。これは、確かに市場主義のイデオロギーとは一致するし、また市場主義はそれを加速するであろう。しかし、国家社会が安寧と繁栄を保ち、そして市場経済それ自身が存続していくためには、国民の勤勉さ、適応への覚悟、自己鍛練などが不可欠である。これらの諸価値は、まさに西部氏の言う「歴史的秩序」と関わりがあるものだ。

これらを公共的に形成していくことは今後とも重要不可欠であろうが、では一体どこがその責任主体になるのか。ここで詳細に論じることができないが、結局は公教育の学校しかないのではないか。

そしてその公共性の最終的かつ正統的な担い手はやはり国家にならざるをえない（地方自治体もまた国家によってその正統性が保証される）。しかし、市場主義イデオロギーの影響が濃厚な、自由化論や義務教育廃止論、教育民営化論にはそれら公共的に形成すべき価値をどう保つていくのかという視点が欠けている、あるいはそういう論点は回避しているように思われる。教育もまた、サービスであり、市場原理に委ねよという議論は、言い換えると、教育関係を、西部氏の言う「価格シグナルを媒介とする交換関係」に還元してしまうことを意味する。もちろん、教育活動の中にはサービスという表現で表せるものもある。

だが、現代の教育で問題なのは実はその部分ではない。それよりも、教育を、「価格シグナルを媒介とする交換関係」によって立つ言葉で無限に語ることに、そのようなメッセージの氾濫こそが、伝統的に学校や教師が持っていた「位階、権力、権威の体系」をますます崩壊させるものになっていること、これが文化を伝達継承するという教育の最大の任務をますます困難にさせているのである。そして、市場主義イデオロギーの特徴は、次に述べるように、これら伝統という財産をアナキスティックかつニヒリスティックに破壊する根本衝動を持っている点にあるように思えるのである。

二 市場主義のユートピア思想化

市場主義はそもそも市場原理を第一に考える、すなわち経済原理の徹底に立つと言いながら、西部氏の書いているように、むしろ現在の日本あるいは世界の経済不況を加速するものになっている。こ

のようなパラドックスはなぜ生まれるのだろうか。筆者は、西部氏の提案を聞きつつ、市場主義はじつは、反体制思想であったマルクシズムなどかなり類似性をもっているのではないかと考えた。第一に、マルクシズムは階級闘争に帰着する歴史法則を、市場主義は市場原理を変ええない鉄則と考え、それぞれ、それらへの介入や統制は無効であるとした。第二に、したがってそこから政治的ニヒリズムが導き出される。市場主義では政府の介入が、マルクシズムでは改良主義的な方法がそれぞれ無意味なものとして退けられる。つまり、世界の法則をしてそれ自身の道を行かしめよ、というわけだ。第三に、その原理の貫徹の彼方に、階級闘争または市場競争における勝者によるユートピアが実現するかのような思想である。マルクシズムは、プロレタリアの勝利と計画化の徹底によって、自己調整的で調和的な世界が実現すると信じ国家の廃棄すら論じた。一方市場主義も、ときに国家を否定し、市場に任せられたアナキスティックな世界を最終的な理想としているように見える。このような類似性は単なる偶然の一致とはいえない。

市場主義が日本にあてはめられるとき、それは「構造改革」という名の一種の思想改造、文化改造の原理として現れているのも、じつはこのようなイデオロギー的近縁性に基づくものであろう。

丹羽氏の議論に立つなら、現在の日本の、ひいては世界の経済不況は、積極経済政策への転換によって打開可能であるにもかかわらず——あるいは有力な選択肢として可能であるにもかかわらず——規制緩和や構造改革を第一に主張することは、経済政策の問題を日本の政治的文化的思想的改造・革命、いわゆるゼロベースからの改

革といった議論に集約してしまふ。それは、市場主義がその現代的な装いと裏腹に、近代革命思想とどこかで繋がっているからではないのか。あるいは、それをそっくり裏返したのではないのか。

カール・レーヴィットは、国家否定の（これはマルクシズムではないが）アナキスト、マックス・シュティルナーの思想——シュティルナーの思想は現実に市場主義の唱道者に影響を与えているようだ——を、実はヘーゲルの国家賛美の思想の「変形」、むしろその「繰返し」だったと書いている(2)。さらにまた、共産主義などの全体主義は、カール・ポパーによれば、全体主義・集団主義（コレクティビズム）に代わるものではなく、利己主義的個人主義（コレクティビズム）と考える(3)。市場主義もまた、全体主義・コレクティビズムの代替案は、直ちに利己的個人が結びつく形態としての市場のみだと考える。ここには、コレクティビズム・全体主義が個人主義かという二者選択しなく、その意味でも市場主義は、その思想構造において全体主義、集団主義の裏返しであるといえよう。その奥にさらに、さきに述べたような一種の破壊衝動のようなものがある——西部氏が討論の際に述べたように「構造」を「改革」するなどという表現に見られるような「子供っぽい」破壊衝動——ではないか。

三 国民国家の問題と分権思想

今、地方分権の議論も盛んである。そして市場主義と分権思想は結びついて展開しているともいえる。外交防衛以外の問題はすべて地方自治に委ねよという提言、政策すらあるようである。このような意味での分権化は都市あるいは道州制における道・州の自己決定

へとつながることだろう。国民国家間の利害対立が現に存在している中で、都市の自己決定にはもちろん当然限界があるだろう。

西部氏も指摘されたように、近年国民国家は十九世紀西欧的な歴史の産物であり、ひとつのフィクションだとする意見が流行しつつある。しかし、考えてみれば「地球市民」という観念は国家以上にフィクティブである。国民国家をもし、虚構というなら、およそ人間の作り出したあらゆる達成物は物語、フィクションに基づいている。そうだと信じただけの話と言えればそれだけなのだ。個人といえども、その同一性は想像の働き、つまりは「物語」なくして成り立たない。哲学者の沢田允茂氏は、人間を他の動物と区別する一つの指標は、人間が「物語」を作る存在だということであると(4)。ある対象をなんらかの物語において見ることは、その対象に対する人間の自由を拡大するのだ、と。この意味で、科学理論も、神話も、芸術も世界をそれぞれの形で切取る、「物語」のさまざまなバージョンだといってよい。それらの中で、国民国家とその物語は、この世界においていまだ形成過程にあり、その可能性が汲み尽くされていないとはいえない。国家を越えたとか、国民国家は古いとか、国民国家は虚構に過ぎないとか、グローバリズムといった思想は、それ自体あまりにも、まさにリアルでない考え方といえよう。

仮に、都市が現在の国境を越えて交流し結びついていくとしても、そこで起こった利害対立を解決するときに、再びパワー・ポリティクスを必要とするなら、それは再び国民国家的な共同体に収斂していくのではないか。何といつてもわれわれの中で生きて働いている心情的なものにはつねに民族的に色づけられており、したがって、激

しい対立の中にあればあるほど、どうしても、ある民族国家・国民国家的なものに凝縮していく傾向をもたざるをえないと考えられるからだ。さらに、現在の国際的な経済政策も、パワー・ポリティクスと切り離すことができない状態である。外交防衛以外の問題はすべて地方自治に委ねよという提言、政策もあるようだが、経済はそれじたい安全保障の重要な課題であり、経済政策は国家戦略の中に分かつたがたく組み込まれている部分がある。このように考えたとき、ある種の分権思想には根本的な疑問を呈さざるをえないのである。

(1) W・ブレイシンカ(岡田渥美他訳)『価値多様化時代の教育』、玉川大学出版部、平成四年、一一頁。

(2) K・レーヴィット(柴田治三郎訳)『ヘーゲルからニーチェへ』、岩波書店、昭和四十六年、一三四頁。

(3) K. R. Popper, *The Open Society and Its Enemies* (Vol. 1), Routledge, 1980, p.101.

(4) 沢田允茂『言語と人間』、講談社、平成元年、二四〇頁。

宋戸 駿太郎

（国際大学・筑波大学名誉教授
環日本海経済研究所所長）

ているので、このときは乗数はやや小さくなる。

（乗数： $k = \frac{1}{1-c+m}$ か $k = \frac{1}{1-c}$ かの問題で、 c は限界消費性向、 m は限界輸入性向）

しかし長期の二国間世界モデルで輸出は長期均衡下で輸入と等しくなると想定すれば、丹羽氏のやや高い乗数が考えられる。分析の期間のとり方の差であるが、短・中期の有効需要創出効果ではグロース・ベースの乗数の方が現実的であろう（但し、以上は変動制下の為替レートの内生化の問題と関連するが、ここでは簡単な議論に限定したい）。

第二は需要ギャップの測定の問題で、丹羽報告は資本ストックデータ測定上の問題、測定期間の問題など慎重な配慮のうえで、なお巨大な供給ギャップが日本経済に存在していることを指摘している。とくにオイルショック以前の資本ストックの趨勢変動を考慮している点で注目される。ただ難を云うと製造業や公益事業、サービスなど部門別にギャップが示されれば、さらに説得的となることと思われる。いずれにせよこれは学会として取り上げるべき大きな課題である。

西部報告はポスト冷戦時代の資本主義のあり方に対する基本的な警告を「市場の失敗」の観点から論じている。とくに米国を先導とするバブル型資本主義の弊害については日本のバブルを含めて議論している。日本のバブルについてはマクロ経済政策の側の失敗に起因する面が大きいので、むしろ批判は最近のアジアの通貨・経済危機やアメリカの巨大債務（一兆数千億ドル）下でのバブル型好況に焦点をしばる方がよかったと感じる。しかしいずれにせよ「小さな政府と市場万能主義」の行過ぎは明らかで、いかにしてこれまでの公的な制御やルールづくりを改善していくかが問題である。「グローバリズム」を高度の先進工業国と貧困で金融システムも未発展の途上国とに一律に強要する昨今の風潮は余りにも現実離れしているが、さりとて高度の資本主義諸国が際限なき金融・通貨市場の変動に耐えられるか否かは疑問である。国際機関とG7の経済協調は今後強化すべきであろう。

丹羽報告はこれまでの同教授の主張をさらに展開したもので、中心は次の三点である。

まず、技術的な点ではケインズ乗数は経常収支のネットかグロースかの問題がある。通常は短期を重視してグロースベースがとられ

第三はGDPの成長加速に伴う物価上昇の可能性の問題で、丹羽報告は実証分析にもつきまろ供給関数の右側へのシフトの効果を重視している。この点も興味ある論点であるが、中長期的には物価上昇圧力が増加する可能性もあり、民間設備主導と公共投資主導の景気回復とでは若干インフレ圧力に差異がでることが予想される。いずれにせよ日本経済の成長能力の計測について注目に値する報告として評価したい。

総括

総括 I

新野 幸次郎

今回の共通論題報告に際しては、座長の時間コントロールが及ばなかったこともあって、私はその場で座長としての総括的発言をする機会をもつことができなかつた。それもあって、こうして総括欄を担当することには忸怩たる思いがある。おまけに許された字数はこの一頁だけである。いくら努力しても総括という名に値しない。表題とは違って、感想の一端を述べることを許されたい。

皮肉なことに、戦後最大の不況の中で、今回も昨年と同じ共通論題「経済政策の有効性を問う(続)」がとりあげられた。三人の報告者が、それぞれ誤った経済政策がとられたために失効したとの認識を基本としてその議論を展開されたのは、当然のことといわねばなるまい。すなわち、西部氏は、市場主義批判を基本とされ、黒川氏は中央集権的なケインズ主義的発想の批判の上に地方分権主義の

確立を呼びかけられ、最後に丹羽氏は、文字通り正統派「的」ケインズ政策の有効性を力説された。

新野 幸次郎
(神戸大学)
柏崎 利之輔
(早稲田大学)

市場の力が万能でないことは周知のところであり、西部氏は市場主義批判をあえて言えば、社会哲学的に見事に展開されたが、経済学的に論証されるまでには至らなかつたといえるかもしれない。また、各地域の独自かつ個性的な問題解決には、縦割り式の一率な公共投資方式が無能であることは黒川氏の言われる通りである。しかし、もしそれを徹底すれば、丹羽氏の正統派「的」ケインズ政策のもつ中央集権的な発想との矛盾に着眼した論争の展開も期待できたであろう。また、それを進めるためにも、地方分権を正当化できる税制改革などの議論も不可欠であつたといわねばならない。

丹羽氏は、かねてから精力的に取り組んでこられた日本経済のかかえているデフレギャップ克服のためのケインズ政策の有効性を力説された。今日の不況が「豊饒の中の貧困」の一形態をとっていることは何人も否定できない。しかし、今回の不況が、フローとしての有効需要政策を行うだけでは克服できないこと、別言すれば、何よりもストックの価値の下落と結びつけて複合的に考えねばならな

いこと、また、実際に有効需要政策をとつても、国内での消費や投資に直結せず、貯蓄の増加から外国への投資に廻つてしまつて漏れを生み出してきたこと、したがつて、いまわが国の為替レートやこうしたことを生み出す国際経済環境の再検討を含めた分析を不可欠としていることを否定することはできないであろう。その意味では、経済政策の有効性はたんに量的だけでなく、質的構造的に問われなければならないとなつたといえる。

総括 II

柏崎 利之輔

(1) 今年度の共通論題の主題は、昨年度に続いて「経済政策の有効性を問う」となっているが、「日本経済の基本問題をめぐつて」という副題が示唆するように、新しい切り口から主題へ接近することが求められている。この切り口は、バブル崩壊後の日本経済が方向性を見失っている今日、日本経済政策学会が取り組むにふさわしいものである。

政府は、「財政改革」や「金融ビッグ・バン」という旗印を掲げて、財政再建を積極的に進め、また、金融大改革を一挙に進めようとしている。その間、大手銀行の破綻、銀行間市場取引での債務不履行などにより、日本の金融システムに対する信頼が低下し、实体经济も急速に悪化してきている。

こうした状況の中で、中・長期的な視点、あるいは短期的な視点

から、何を日本経済の基本問題として捉えるか、そして取り上げられる基本問題に対応する経済政策の理念や目標は何か、またそれを實現するための有効な政策手段は何かを明らかにすることが、このセッションに課された問題となる。

(2) 何が日本経済の基本問題であるかについて、三人の報告者はそれぞれ独特なとらえ方を示した。

第一の「地方分権時代の経済政策とは」と題した黒川報告は、主として「地方分権が實現した場合における経済政策」の在り方に焦点をあてた議論である。そこでは、地方分権を推進することが、効率的な、アカウンタビリティの明確な、そして小さな政府を目指す「政策」の一環であるという視点に立つて、「地域の経済政策」の在り方、その中でとくに「都市政策」の課題とそれを実現するための幅広い計画について、詳細な議論を展開した。

その中で経済政策論の視点から注目される論点は、(a) 地方分権が徹底したアメリカでは、「規制緩和策」により独占企業を地域分割するという構造改革が、経済を活性化したこと、(b) 日本で地方分権が實現した場合、それぞれの地域は、独自の制度やシステムを選択して、その地域に特有な経済政策を考えなければならぬこと、(c) それぞれの都市は、高齢者にやさしい都市交通計画、新型の区画整理事業の創出、都市産業の醸成、都市間の協力連携の推進など、「基盤の整備」を行うことである。

第二の「市場的競争と歴史的秩序」と題した西部報告は、形式的には「経済改革」を主題とし、議論の実質的内容としては日本の「属国化」の批判的な検討を行った。そこでは、一方でインターナ

シヨナルとグローバル、ローカルとナシヨナルを、他方で市場の失敗と政府の失敗を区別して、市場中心主義に根ざす経済改革を批判し、「国民の長期的共通利益」にかなう公共活動を積極的に推進すべきであることを主張した。

そのうち経済政策論の観点から注目すべき論点は、(a)「市場中心主義の信奉」が日本経済の混乱の源泉であるから、市場中心主義による経済機構の改革をやめること、(b)巨大な投機資金と債券価格の大幅な変動、規模の経済、不確実性の増大などを抑制するために、公共政策が必要であること、そして(c)公共政策は、「公共目的」、すなわち「国益」目標、「国民の長期的共通利益」目標として、経済的、政治的、社会的、そして文化的側面に関わる「八つの柱」を実施することである。

第三の「正統派のケインズ政策の有効性——産業空洞化の克服と財政再建の問題に関連して——」と題した丹羽報告は、日本経済が当面する主要な課題が「財政再建」と「産業空洞化」であるという認識に立って、需要面ならびに供給面からの「反ケインズ主義的」な議論を批判し、その上で、巨大なデフレ・ギャップを解消するために、「正統派のケインズ主義的内需拡大政策手段の採用を具体的に示した」。

経済政策論の観点から注目すべき論点は、(a)日本経済における大きなデフレ・ギャップを社会にとつての「真の財源」として活用するために、正統派のケインズ主義的政策を採用すること、(b)わが国の財政が「破綻状態」にあることを認識した上で、最良の政策として「政府紙幣の発行」という手段により、現金を支給すること、

キング行動の排除)は何か、さらに必要とされる規制について、その仕方に變更の余地はないか、などにも及んだならば、いっそ事実上多い成果がえられたにちがいない。

第二点は、世界経済の中での北米やEUとの関連で、あるいは東アジア諸国との関連で、日本経済が当面する「景気の落ち込み」や「失業率の上昇」などの問題について、その原因および対応の仕方に關して、意見の相違が見られたことである。

一方では、積極的な公共介入の必要性が論じられた。介入論の一つは、「世界的な投機資金」の「自由な動き」による「攪乱」が問題であるから、そのような投機資金の動きを制御するための積極的な「公共的活動」を幅広く進めるべしとする議論である。もう一つは、正統派のケインズ政策論の立場から、日本経済のデフレ・ギャップを解消することが当面の最も重要な問題であり、そのためにマクロの有効需要政策を推進すべしとする議論である。

しかし、他方では、失業やインフレに対応することよりも、規制緩和、公企業の民営化などの「構造改革」を通じて、地方分権化を進めることの方が優先課題である、という見方が示された。これとの関連で、地方分権の下での経済政策、とくに地方と都市の「政策」が議論された。

この点に関するこのセッションでの討論は、日本経済のマクロのパフォーマンスにとって、比較的短期的な視野での量的・質的政策と中・長期的な視野からの「構造改革」のいづれが基本的に重要であると考えられるかによって、拡散せざるをえず、時間の流れの中で両者を統合することが今後の課題として残された。

そして(c)ケインズ的な内需拡大政策によって、完全雇用・完全操業の「国内均衡」の近傍に到達すれば、それとともに対外均衡が実現し、円高の下で生じた産業空洞化は生じないことである。

(3) これら三つの報告は、日本経済の基本問題に関連して、それぞれ示唆に富んだものである。これらの報告を基礎として、予定討論者ならびにフロアから内在的ならびに外在的なコメントや論議が提起され、報告者からの答弁や反論がなされた。全体として活発な議論が展開されたが、立場や力点のおきかたの違いを反映して、議論が収斂する面と拡散する面があった。ここでは、共通論題のテーマに関連して気づいた、以下の三点について申し述べたい。

第一点は、政府の政策一般、とくに政府の経済政策の基礎にある理念、あるいは価値前提が何かについて、具体的に議論がなされたことである。今日、世界全体としては市場経済のグローバル化が進行し、しかもEU、NAFTAなどがリージョナル・インタレストを追求する中で、日本の「国民の利益」は何か、またそれに沿った経済政策は何かについて、考える機会が与えられた。

この問題に関連して、注意を惹いたのは、市場機構の役割についてのとらえ方の相違である。一方で、市場メカニズムを重視する立場からすると、規制緩和政策を通じての構造改革が重視されるが、他方で、市場は万能でないとする立場からすると、社会慣習への考慮と公共介入の必要性が重視される。

この点に関するこのセッションでの討論は、今日の日本経済においてどの規制(たとえば、悪しき行政指導)をどのように緩和するか、また規制を残す場合には、その根拠(たとえば、レント・シー

第三点は、「財政構造改革論」に関わる見解の相違である。一方では、小さな政府を目指す立場から、中央政府も自治体も、歳出の削減により財政再建をはかることが望ましいという見解が示され、他方では、日本が対外債権国である点を考慮すると、現存の公債残高を心配することはないと、いう見方や、「政府紙幣」(不換紙幣)の発行という手段で財政破綻を解消でき、社会資本、環境財、社会保障、防衛力などの整備が可能である、という見解が示された。

財政健全化という政策目標は、財政赤字を外債で賄ったり、外債準備が不足している国では、緊急の目標である。しかし、財政赤字を内国債で賄い、十分な外債準備と多額の対外債権をもつわが国の場合には、やや事情が異なる。金融システムへの信認が揺らぎ、实体经济が低迷の度を深めつつある状況では、財政健全化という政策目標は、中・長期的な視点からは望ましいものであっても、短期的な視点からは必ずしも望ましいとはいえない。

このことに関連して、経済政策手段、とくに財政政策手段の時間を通じてのフレキシブルな運用可能性が、重要な問題である。短期的な視点に立っての減税・公共投資などの政策手段は、政治的に受容されやすいが、それに伴う財政赤字を乗数効果によって解消できるかどうかについては、さらに理論的・実証的に解明されるべき課題である。

このセッションは、これらの三点を含めて、今後、考慮されるべきいくつかの問題点を浮き彫りにしたばかりでなく、それらの問題点を克服する道筋に關しても含蓄に富んだ検討を加えた点で、高く評価される。

教育組織の経済学

—— 効率的なインセンティブの設計 ——

一 はじめに

本稿の目的は各都道府県(1)の公立高校の教育成果の格差についてインセンティブ理論の観点から実証的に分析することである。教育成果に影響を及ぼす要因にはさまざまなものが考えられる。従来最も影響を及ぼす要因は生徒の能力にあるとされてきた。本稿ではその要因として教員の努力水準に焦点をあてる。そして、適切なインセンティブ・デザインの設計が教員の努力水準を高め、そのことが教育成果を向上させることを理論的かつ実証的に確認する。

二 公立高校の教育成果の格差の原因

(1) 学校の格づけ、昇進と教員の努力インセンティブ

インセンティブ理論の見地から学校の格づけ、教員の昇進システムと教員の努力水準の関係を検証仮説として次のように示す。すなわち、教員の努力水準を高める要因は、(a)学力テストの成績を用いた各学校の格づけで、成績上位の学校数を適切に選定する…(b)仮説

尾 張 豊

(広島大学大学院)

(a)で選定された学校からの校長への昇進率を適切に設定…(c)校長の退職後の良い再就職先を保障することである。この仮説の理論的根拠をトーマメント・システムを前提にして、以下で説明する。なお、仮説(c)については、教員の努力水準が高いことが、校長の退職後の良い再就職先を保障することになる可能性もある。

通常、普通科教員は以下のような選好をもっている。すなわち、 α 僻地の学校よりも都市の学校で勤務する… β 定時制の学校よりも全日制の学校に勤務する… γ 職業高校よりも普通科学校に勤務する…方が労働の不効用は低い。以下では、教員の労働の不効用の高い学校をH校と呼び、低い学校をL校と呼ぶ。このことから、普通科教員の選好の違いにもとづく学校の格づけが可能となる。

各学校の格づけと教員の努力インセンティブの関係をモデルを使って分析すると次のようになる(2)。まず、H、Lで働くことによる利得Vを

$$V_i = (w_i - e_i) / (1 - \delta) \quad i = H, L \quad (1)$$

とする。ただし、 δ は割引因子で、 $0 < \delta < 1$ である。また、教員

の報酬 $w_i(V_i, e_i)$ はどちらの学校に在職しても同じである。しかし、上記で考察したようにL校で働くことによる不効用はH校のそれよりも低い ($e_L < e_H$)。したがって、L校で通常の努力を実行することによってずっと $w_i - e_i$ を得ることができ、他方、怠けることによって労働の不効用は $(e_L \wedge e_H)$ になるとする。しかし、次期にはH校に転勤させられ、その後は $w_i - e_H$ しか得られないとする。この場合、L校で通常の努力で働くことが均衡となるための条件は、 $V_L \geq V_H$ である。これを平均利得で表すと、

$$\delta \geq (e_H - e_L) / (e_H - e_L) \quad (2)$$

(2)式を満たす δ は、 $e_L \wedge e_H$ である限り存在する。すなわち、これらの学校での労働の不効用の差が十分大きければ、L校の教員は報酬が同一であっても怠けることなく現在の在職校で通常の努力で働き続けるインセンティブをもつ。

もしも、教員がH校に採用されたとする。この場合に、他の教員よりも高い努力 e_H ($\forall e_H$) をすることによって高い教育成果をあげればL校に転勤できるものとする。この場合、高い努力を実行することが均衡となるための条件は、平均利得で表すと、

$$\delta \geq (e_H - e_H) / (e_H - e_L) \quad (3)$$

これを満たす δ は、 $e_L \wedge e_H$ である限り存在する。すなわち、これらの学校での労働の不効用の差が十分大きければ、H校の教員は報酬が同一であっても通常の努力よりも高い努力を実行するインセンティブをもつ。

しかし、なお次のような問題が残る。すなわち、(i)L校の教員は高い努力を実行するインセンティブをもたない…(ii)H校の教員は δ

の値が低下すると、高い努力を実行するインセンティブが低下する。そこで、L校の教員に高い努力を実行させるための一つの方法として、このグループから教頭、校長への昇進を行うものとする。しかし、この方法は次の理由でその目的を十分には達成できない。すなわち、L校に属する学校数が多いので高い努力を実行しても昇進できる確率が低い。しかも、校長に昇進しても利得はそれほど増加しない。定年時においても校長と教諭の報酬格差は年間一〇〇万円程度である。そのため、教員の努力インセンティブは高くならない。ところで、L校の教員に高い努力を実行させるためのもう一つの方法が考えられる。それはL校の中からさらに特定校を選定することである。以下では、これらの学校をS校と呼ぶ。S校を選定する基準にはさまざまなものが考えられる。ただし、報酬が同一のまま、L校の教員の努力水準を高めるためには、S校の教員の努力の不効用がL校のそれよりも低くなければならない ($e_S \wedge e_L$)。

そのために適切な一つの基準は入学時の学力テストの成績を用いることである。S校の生徒の能力がL校のそれを上回っているならば、S校の教員はL校の教員よりも、より低い努力で、より高い教育成果をあげることが可能となる。受験学区が広ければ広いほど、より厳密に各高校を成績順に並べることができる。そして、L校よりも労働の不効用の低いS校を選定することが可能となる。その結果、上記のモデルで説明したように(L校をL校、L校をS校に替える)、L校の教員は高い努力を実行するインセンティブをもつ。

さらに、S校の教員が高い努力を実行するインセンティブをもつために、S校から教頭、校長への昇進を行う。この場合、S校の数

が少なれば少ないほど、S校の教員は高い努力を実行しようとするインセンティブが高まる。というのは、高い努力を実行すれば、昇進する確率が高まるからである。しかし、S校の数が少なれば少ないほど、L校の教員が高い努力を実行するインセンティブは低くなる。というのは、S校にその教員を受け入れる余地がなければならぬからである。そこで、これらはトレード・オフの関係にあるといえる。ただし、上記で述べたように校長に昇進しても利得はそれほど増加しない。もしも、校長退職後に有利な再就職先が確保されていれば、S校の教員は高い努力を実行するインセンティブをもつ。以上により、仮説(a)、(b)、(c)が導かれる。

(2) 実証分析

ここでは適切な代理変数を定めてA B C D E Fの六県を比較することにより、仮説(a)、(b)、(c)を検証する。まず、A C E県について仮説(a)の学校の適切な選定数は入学試験の学力テストの成績上位二〇%（これら選定された学校から毎年一名の昇進者がでる数）とする。仮説(b)の昇進率を検証する代理変数として過去一〇年間に校長になった者が前記の選定校を経由する比率を用いる。ここで、校長は上記の選定された学校には遅くとも採用されてから一六年目までに到達していることを条件とする。次にB D F県については入学試験の受験学区が狭いため、成績上位二〇%校を選定することができない。すなわち、特定校は存在しない。さらに、仮説(c)の代理変数として、校長退職後の再就職率（管理職への就職）を用いた。出典・『教育職員録』『学事関係職員録』教職員組合発行、『全国学校総覧』原書房、各県の地方新聞、学校要覧。

先を一層小さくする。以上の考察により受験学区のより狭いB D F県の教育成果はA C E県のそれよりも低くなる。

三 ちすび

主要な結論は以下のとおりである。すなわち、公立高校の教育成果の格差の原因はトーナメント・メカニズムを採用しているかどうかにある。教育委員会は適切な受験学区を定めることによって、各学校の格づけを行う。この各学校の格づけは入学試験の学力テストの成績をもとに決定される。教員は上位の格の学校への転勤と校長への昇進をめざして努力インセンティブを高める。その結果、教育成果が高くなる。

また、結論から導かれる含意は以下のとおりである。インセンティブ・デザインとしてより望ましいのは報酬システムである。その理由は、①すべての者に利得を与えることができる。②随時行うことができ、しかも金額も必要に応じて連続的に変化させることができる。③教諭のときに優れた仕事をしてきた者が校長になってからも同じように優れた仕事をするとは限らない。ことである。

しかし、公立高校に報酬システムを導入することは次の二つの理由で困難である。第一に教員は各教科（教科によってはさらに各科目）に分かれて生徒の教育を行っている。この場合、ある教員が何らかの絶対的な基準により、どの程度優れた業績を上げたのかを測定するには非常に多くの費用を必要とする。それに代えて、どの教員が他の教員と比較してより優れた業績を上げたかという相対的な

県名	特定校を経由する比率%	退職後の再就職率%	平成3年度の東大京大の現役合格者数、1,000人当たり
A	84.9	60.1	1.61人
B	—	27.8	0.00人
C	82.1	50.3	2.40人
D	—	19.4	0.80人
E	85.3	53.4	1.62人
F	—	20.1	0.91人

この結果、A C E県では実際には教員の選別が行われていることがわかる。教員の報酬は教諭という地位であれば、どの学校に勤務しても同じである。しかし、どこの学校に配属されるかでその後の昇進に格差が生じる。他方、B D F県では受験学区がA C E県より狭い。その結果、教育委員会は入学試験の学力テストの成績では不十分な学校の格づけしか行えない。学力テストの成績以外の基準で特定の学校を選定した場合には、その学校に勤務することで教員の労働の不効用が低くなる必然性がない。そこで、その学校のすぐ下に格づけされた学校の教員の努力インセンティブが高くなる必然性もない。さらに、校長退職後の再就職先が少ないと教員の努力インセンティブは低くなる。そして、教員の努力水準が低いことが退職後の再就職

情報を得ることはより少ない費用で可能である。第二に現在の職場へ行では前年に一定の日数の出勤があれば、昇給することができる。一方で、教員が特別に優れた業績を上げたとしても、そのことを理由に昇給することはない。この職場慣行を変更するには非常に多くの費用を必要とする。そこで、代替案として第一により整ったトーナメント・システムをつくる（校長に昇進させるまでの段階を増やす）、第二に校長退職後の再就職先を拡大する（社会的インセンティブ・システムを整える）、ことである。

(1) 高校数はA八四、B一〇七、C一七五、D一八五、E四九、F二一七校である。

(2) 池田信夫「情報通信革命と日本企業」N T T出版、一九九七年、一〇六一—一〇八頁を参考にした。ただし、式の一部に誤りがある。

参考文献

- [1] 青嶋「経営者インセンティブ」、伊藤秀史編『日本の企業システム』東京大学出版会、一九九六年。
 [2] 橋本俊昭他編著『昇進』の経済学』東洋経済新報社、一九九五

(付記)

予定討論者の青嶋法政大学教授、座長の丸谷冷史神戸大学教授および影山億一千葉商科大学教授、川野辺裕幸東海大学教授をはじめ多くの先生方より有益なコメントを頂き、感謝申し上げます。

新制度派経済学と公共選択論

中 島 正 人

〈大東文化大学〉

一 はじめに

本稿は、近年発展しつつある新制度派経済学と公共選択論とくに立憲経済学を並立させ、その共通性と相違を明確にすることを目的とする。それを通じて政治の経済学的分析に関し、あるべきひとつの方向性を示すことにしたい。

二 取引費用と制度

まず新制度派経済学の基本的な考え方を新古典派を中心とする主流派経済学との比較において概観することから始めよう。新制度派経済学は、人間の行動を一定の制約下での個人の合理的選択行動として捉える新古典派の方法を制度分析にまで拡張する。その際、問題になるのは、「制約」とは何かである。一般に個人行動を制約するものには、資源制約と技術制約からなる「希少性制約」と人間が自ら設ける「制度制約」とがある。しかし主流派経済学において制度制約は、きわめて不十分にしか認識されていない。今、社会のプロセスを制度制約——それに規定された個人行動——それが生み出す経済成果というように三段階に分けると、主流派は特定の個人行動をア・プリオリに前提して、それと経済成果との関係を問うだけ

であり、制度制約と個人行動の関係については、ほとんど考慮がなされていないことがわかる。こうした主流派経済学の限界をうち破り、制度の経済分析の道を拓いたのは、R・コースである。すなわちコースによって、どのような制度がどの程度取引費用を発生させ、どのような個人行動をもたすか、ひいてはどのような経済成果をもたらすかという形で、制度を体系的に論ずる道が開かれたのである。より具体的に言うなら、まず実証的には、制度が市場対政府という単純な図式ではなく、より多様な形態において分析できるようになったことがある。そして新制度派経済学は、さまざまな制度を所与としたとき、それぞれがどのような個人行動及び経済成果を導くかを分析する「外生的制度理論」ばかりでなく、制度自体の形成を問う「内生的制度理論」をも発展させつつある。また規範的意義としては、旧来の経済学の規範論的枠組みに大幅な修正を迫ったことが挙げられる。通常の担う厚生経済学のように希少性の上に制約されたパレート最適状態をリファレンスポイントとして、それとの比較において現実を評価するのではなく、取引費用を考慮した上で実現可能な諸制度を比較し、相対的に「まし」なものを選ぶという、より現実主義的な見方を示したのである。

三 二つの研究プログラム

——ノースとブキャナン——

さて以上見たような新制度派経済学は、制度分析のもうひとつの重要分野である公共選択論とどのような関係にあるだろうか。新制度派との親近性が最も顕著なのは、J・ブキャナン等を中心として展開され、公共選択論においても重要な位置を占めている「立憲経済学」である。立憲経済学は、諸個人が社会契約としてどのような制度・ルールに合意するかを問うことで、一定の政治秩序を個人主義的に根拠づけることを基本的目的とするが、その論理は、必ずしも強調されないものの取引費用を媒介としている。また諸個人が行うさまざまな制度比較を記述するという点では外生的制度理論としての性格を持ち、そのような諸個人が国家という制度の創設に合意するプロセスを記述するという点では内生的制度理論としての性格も持っている。しかし新制度派経済学と立憲経済学には、その論理の親近性にもかかわらず、それぞれが設定する研究プログラムに少なからぬ相違が存在する。それを明らかにするためにここで、新制度派において重要な役割を果たしている経済史家、ダグラス・C・ノースの議論とりわけ彼の「国家の理論」を見てみよう。

彼が国家の理論を重要視するのは、諸制度が社会の基本ルールを規定し施行する主体である国家によって大きく左右されるからである。彼は、国家の存在が経済成長にとって不可欠であると同時に人間を原因とする経済衰退の源泉でもあったと考える。そしてそうした国家のパラドックス的な性格を説明するために、彼なりの国家モ

デルを提示している。そのモデルにおける支配者は、経済の効率性を促進する側面と阻害する側面との両面をあわせ持っている。そして国家は、支配者を初めとする諸主体の直面する諸条件が変化することによって変化していく。ノースの議論は要するに、歴史上、国家が果たしてきた役割を明らかにすべく、国家という制度の変化を説明する実証理論を確立しようとする試みである。しかしブキャナンは、このような方向での理論展開に歩みを進めることはせず、それどころか、むしろ積極的に拒否している。なぜブキャナンは、ノースのようなアプローチを拒否するのだろうか。

両者が設定する研究プログラムの相違を説明するためには、立憲経済学が採用している規範的立場に目を向ける必要がある。それを端的に示すものは、ある状況が規範的に是とされるのは、諸個人が自ら良いと主観的に判断したことのみであるとする「主観主義」と、全員一致の合意という手段を踏んだもののみが正しいとする「手続主義」である。そしてこの立場をとると、国家の実証理論には、一定の限定が付されることになる。なぜなら国家の実証理論は、国家という制度がどのような条件の下で非効率なものに変化するかと同時、どのような条件の下で効率的なものに変化するかも明らかにしようとするが、立憲経済学の立場からすると国家が効率的なものになりうるのは、それが立憲契約によって全員一致で生み出されるときのみである。しかし現実には立憲契約はおそらく一度も実現したことがないのであり、現実の国家は、特殊利益を求める利益集団の相互作用の結果として成立する。そうである以上、現実の国家

が効率的になる状況を説明する理論は、立憲経済学にとってありえない。現実の国家がたとえ効率的になったとしても(つまり立憲契約に基づいたものと同じになっても)、実際に立憲契約に基づいていないのなら、規範的に否定されるからである。

しかし立憲経済学の消極性にもかかわらず、より一般的な制度変化の実証理論は、やはりあってしかるべきであると思われる。なぜそうであるのか、この点については、政策論にとつての制度分析の意味との関わりでさらに述べることにしよう。

四 実証的政治研究の可能性

新制度派にせよ立憲経済学にせよ政治制度を内生化した理論は、政策論の観点から見ると、実はある危うさを持っている。一般に何らかの政策を行使しようとするときには、現実の因果関係を説明する何らかの理論が前提になる。そして状況改善のために政策的に動かさうする変数は、理論の中の内生変数でしかありえない。ところが制度分析がそうであるように政治をも理論の中に組み入れ、それを内生化する内生の制度理論にまで踏み込むと、理論の中に政策変数とすべき内生変数がなくなってしまうのである。ここから、新制度派にしろ立憲経済学にしろ内生の制度理論を内包する理論は、政策論として成り立ちうるのかという問題が生じる。そしてもし政策的に動かさうするものがないなら、理論は限りなく現状追認に傾いていくことにさえる。先に新制度派の意義のひとつとして、実現可能な制度の選択肢の中からより「まし」なものを見いだすべきことを明らかにしたと述べたが、そこに現状追認的なニヒリズムに匂い

が漂っていることは、否定できないだろう。

ではわれわれには、非現実的な処方箋を提示してかえって状況の悪化を招いてしまいか、それを批判して現状は常に効率的であると冷笑的に社会を眺める以外にとるべき道はないのだろうか。この袋小路から抜け出すのは、実は簡単なことである。われわれはその鍵を、社会における情報の役割の中に見いだすことができる。先に内生の制度理論においては政策変数が消失すると述べた。しかし実はそうではない。経済学一般がそうであるように内生の制度理論においても、諸個人の選好は内生変数である。ただしそれは通常、与件として扱われるため政策的に変更することは不可能であるとされる。だがそのことが厳密に言えるのは実は、完全情報の仮定が満たされていないときだけであることに注意しよう。もしこの仮定が満たされないなら(そして現実はまだにそうである)、諸個人の顕示された選好は、不完全な情報に基づく誤った選好である可能性が高い。もしそうであるとすれば諸個人の顕示選好は、追加的な情報によって変化しうるのである。そうだとすれば、研究者は社会の諸個人に向けて追加的な情報を提供することにより、諸個人の選好を変更し、状況のパレート改善を導くことが出来るかもしれないのである。

新制度派は、自らの理論体系の政策的意味について必ずしも明確に述べることをしていないようである。しかし立憲経済学には、この点について明確な認識がある。そしてブキャナンも、上に述べたと同じ論理に基づいて研究者の役割を諸個人への情報提供に見いだしている。ただしブキャナンは主観主義を重んじる立場から、研究者が効率性基準を口にする際には、「彼が対象とする者の持つ価値

尺度についての彼自身の推測」としてのみ提示されるべきことを強調している。しかし「推測」であるにせよ、ひとたびこのように研究者に発言の機会が与えられるなら、研究者の実践において主観主義と客観主義の区別は、それほど明確でなくなるように思われる。なぜなら第一に、両者は、推測という但し書きが付くか否かを除いては全く同じ論理を用いるという関係にある。客観主義は、まず社会過程を諸個人の相互作用として実証的に記述し、それを外から持ち込んだパレート基準に照らして効率的か否かを評価する。主観主義は自ら評価を下すことはせず諸個人への情報提供に役割を限定するが、その情報は、やはり社会過程を諸個人の相互作用として実証的に記述し、それが合意を得られるか(パレート基準に合致しているか)を判定することによって得られる。

第二に、たしかにもし研究者が独裁的な意思決定権限を持つならば、客観主義か主観主義かは決定的であろう。彼が客観的に正しいと考える政策を直ちに実行に移すのと、仮説的に正しいと考える政策を諸個人に提示し、合意プロセスを経て初めて実施されるのでは全く異なる。しかし実際には研究者は、ほとんどの場合、独裁的権限を持たないのだから、客観主義的な立場をとったとしても実態としては諸個人に対する情報提供という形にならざるを得ない。そして最終的な判断は諸個人に委ねられるのであり、研究者の社会的地位は主観主義の場合と同じになるのである。

このように考えれば、主観主義の立場を重要視して一般的な国家の実証理論に消極的になる必要はないように思われる。国家の実証理論をより包括的に展開すること、すなわちどのような条件の下で

現実の国家は効率的な結果を生み出しているか(例えば近代の経済成長はなぜ可能となったか)をも明らかにすることは、諸個人が最終的な判断を行うにあたって有効な情報たりえるだろう。こうした方向で政治の経済学的分析がさらに進められるとすれば、新制度派経済学のアプローチは、それをより豊かにすることに貢献するところが大きいと思われる。

参考文献

- Buchanan, James M. (1975), *The Limit of Liberty: Between Anarchy and Leviathan*, The University of Chicago (加藤寛監訳『自由の限界』秀潤社、一九七七年)
- (1987), *Economics: Between Predictive Science and Moral Philosophy*, Texas A & M University Press (田中清和『経済学の考え方』公と私の経済学』多賀出版、一九九一年)
- North, Douglass C. (1981), *Structure and Change in Economic History*, W. W. Norton (中島正人訳『文明史の経済学』春秋社、一九八九年)
- Voigt, Stefan (1997), "Positive constitutional economics: A survey," in Rowley, Charles K. (ed.), *Constitutional Political Economy in a Public Choice Perspective*, Kluwer academic Publishers

(付記)

本報告に際し、予定討論者の川野辺裕幸教授(東海大学教授)、座長の丸谷治史教授(神戸大学)、フロアーの先生より大変貴重なコメントを頂きました。ここに記して感謝いたします。

経済システムの変化と人々の意思・行動

岡 本 隆

(神戸学院大学)

経済システム(経済的協働の規則的に実現されている社会的仕組み)の変化に、人々(社会の大多数の人々)の意思と行動がどのように関連してきたか。

一

マルクスは、その著『政治経済学批判』序文において、社会システムを上部構造と下部構造に分け、下部構造は上部構造に対応するだけでなく、それを制約(Bedingen)し、むしろには決定(Bestimmen)するとした。そしてシステムは、下部構造における矛盾生成すなわち、生産力の発展に生産関係が極端化することによって、変化していくとした。この図式に対し、私の恩師、北野熊喜男教授は次のように批判した。下部構造は上部構造を制約するが、決定はしない。上部構造は、下部構造によって影響を受け、制約されるが、それ自身の自由を持つ。また逆にそれは下部構造に対して働きかけ、それに影響を与え、変化させるものでもある。

この社会システムにおける下部構造と上部構造の関係は、人間存在における物質性と精神性の関係に類似している。人間存在を構造体として考察すると、それは次のようなものである。先ず人間はその基礎において物質である。しかし単なる物質ではなく生命をもつ

た存在である。そしてさらに喜びや悲しみのような心理作用をもつ動物である。さらに人間が他の動物と異なるのは、単なる本能にしたがって行動するのではなく、自ら計慮し、より高きものを求める精神(Geist)の作用をもつ存在であるということである。

人間はその基礎において物質であり、それがゆえに他の物質と同じように自然界の法則に従わざるをえない。また動物であるがゆえに、さまざまな欲望を満たさなければ、存続しえない。しかしながら、そのような基礎的なものに制約され、影響を受けながら、人間はそれ自身の自由をもち、より高く、より広く、大きくなることを求める存在である。人間は環境内存在であるといわれる。人間は自然環境および社会環境のなかにおいてのみ存在しうるものであり、それゆえにそれらによって制約され、条件づけられる。また人間を取り巻く自然と社会は過去から引き継がれてきたものであり、その歴史によって制約されるという意味において、人間は歴史的存在でもある。しかしながら、人間の歴史を振り返るとき、人間は自らを取り巻く諸環境によって制約され、条件づけられながら、それらに埋没することなく、それらに対して働きかけ、それらを造りかえてきた。人間の歴史は、自由を求め、自然および社会的環境からの解放を求める歴史であった、とすることができ。それは、人間が物

質であり、動物でありながら、計慮的、自覚的、精神的存在でもあることの現れであると言わなければならない。

さて、北野教授は上に述べたシエーマによって、経済体制を大きく共同経済体制、自利経済体制、共益経済体制の三つに類型化した。そして歴史は共同経済体制から自利経済体制を経て共益経済体制へと発展するであろうと論じた。その発展の方向はより合理的なシステムへの発展である、すなわち人間の理性にかなったシステムへの発展である。ここに、私達はマルクス・ウェーバーからの影響、あるいはウェーバーの図式との類似性を見出すことができるのである。

二

マックス・ウェーバーはその著『プロテスタントの倫理と資本主義の精神』において、経済の発展動因をプロテスタント倫理という精神的要因に求めた。彼によれば、カルヴィニズムの流れにあるプロテスタントは、自分が神の救済を予定されている者であることの確証を求め、勤勉と節約につとめた。その行動の結果、資本蓄積が促進された。そして同時に社会の合理化が進んだ。すなわち、神のみ旨に忠実でありたいという人々の願いは、その日常生活においてまたとくに経済活動において、合理的な行動を人々にとらせた。年月が推移し、人々の多くはキリスト教信仰から離れていったのであるが、合理性——形式合理性・計算合理性——が人々の行動基準になり、その合理性の反映として経済システムもまたより合理的なものへと発展していったのである。

ウェーバーは、その生涯の膨大な研究において、古代より現代ま

での人類の長い歴史的發展を振り返り、社会・経済システムが長期的に合理化の道をたどってきたことを論証している。しかしながら、彼も認めるように、現実の歴史においては非合理的な事態が数えきれないほど多く起こってきた。二〇世紀に至っては、二度にわたる世界大戦があり、今日は環境破壊から人類の生存が危ぶまれるという状態さえある。それゆえ、合理主義の歴史観は一九世紀の遺物であるとの批判も可能であろう。しかし私は、この合理化の潮流は時代を越えて貫徹する大きな流れであり、特に現代はその流れが加速化していると考え。では合理的なシステムとはなにか? 合理的システムの典型として、一方には階層秩序(hierarchy)があり、他方には市場(market)がある。現実存在してきた経済システムを見ると、階層秩序のモデルに最も近いのは、ソ連の計画経済システムであり、市場モデルに最も近いのはアメリカの市場経済システムである。それ以外の多くのものは二つの中間に位置し、それぞれにその自然・社会・歴史的諸条件と政策的対応を反映した一つの型をもっている。日本型市場システムは、アメリカ型よりも非市場的要素がより多く混在する一つの型であろう。

現代の先進諸国の歴史を振り返ると、短いこの一世紀の間にも、経済システムはより合理的な方向を求めたものであった、と言えるだろう。合理的なシステムである市場経済は先ずイギリスにおいて発展し、それが先進諸国において展開した。しかしそこにおいて、不況や失業という諸問題が顕在化しつつあったとき、低開発国であったロシアにおいて、より合理的なシステムを求めて革命がおこり、市場システムとは対極にある計画経済システムが生まれた。しかし

それは、官僚による非合理的な権力追求、市場メカニズム合理性の無視のために崩壊した。そして今日では世界経済の潮流は、建前上計画経済システムの中国、ベトナムをも含め、ますます市場化の方向を進みつつある。各国の市場経済システムは、それぞれに与えられた諸条件によって制約されると同時に、市場のもつマクロ的合理性を官僚システムによって補充しようとするケインズ主義政策や、市場の鈍化を求める自由主義経済政策の影響を受け、それぞれの個性をもっている。が、基本的にはミクロ的資源配分については市場の働きを重視すべきであるとする点において、違いはない。本稿では、紙数に限りがあり、具体的な事例について述べることはできない。しかし近年の諸事例、とくに日本経済のシステム変化やソ連邦の崩壊過程などの観察から、次のことが言えるだろう。

三

経済システムの変化に人々の意思はかなりの程度影響をおよぼしうる。しかしその意思がなんらかの行動に表わされなければ、それがシステムに影響する力は小さく、したがってシステムを大きく変化させることはできない。経済システムには惰性 (inertia) がある。現状を続けようとする力が働いている。人々が環境内存在であり、人々の意思だけでなくその行動もまた、所与の歴史的・文化的諸条件や政治・経済システムという諸環境によって影響されているということが、システムが惰性力をもつ一因である。政治権力もまた惰性力の一つとして変化を妨げる場合が多い。

ある経済システムの変化の容易さは、そのシステムと共存する政

はこの傾向が著しい。それは人々の意思と行動の結果である。今日全世界的に経済システムは市場化の潮流に乗って変化しつつあるが、これもまた人々の意思と行動を反映するものである。

しかしながら、他方、今日のこの潮流に対しては批判的な人々も少なくない。彼らは、ひとつにはアメリカ型の市場化の押しつけに対し反発しているのであるが、より根本的にはその合理性のあり方に対して批判なのである。確かにウェーバーの説くように、現代資本主義がカルヴィニズムの影響から離れて後、人々はその形式合理性、計算合理性の側面のより徹底した追求に従事してきた。そして、彼らはその必要性を認めている。しかしながら、彼らはその徹底した追求には、実質合理性に照らして批判的なのである。今日人々は、物質的な豊かさを競って求めるのと同じく、あるいはそれ以上に、温かい心、他の人々との共生、そして自然との共生を求めている。人々は社会や自然によって制約されながら、それとの共生をも求めているのである。また市場経済システムにおいて追求される合理性は、自分を利するという意味での、自利的合理性である。その追求は必ずしも社会全体の利益とは一致しない。人間は社会的存在であり、社会には共益的合理性もまた必要である。近年そのことが人々によって再認識されようとしているのである。

それを示すものとして、近年、阪神大震災や、環境問題とくに地球温暖化の深刻化に対応して、ボランティア、市民グループ、NPOなど、自らの利益を求めず、また必ずしも自らの組織の維持・拡大を目的とするでもない組織・システムが活動しつつある事例を挙げる事ができるだろう。

治権力システムがどのようなものであるかに大きく依存する。欧米型・議会制民主主義政治システムにおいては、人々の意思と行動が制約諸条件の変化に反映されやすい。とくに情報公開と権力の分権化が進んでいる場合には、制約諸条件の変化に人々が対応し、諸システムを変化させ易い。

これに対し、ソ連型・中央集権的・政治システムにおいては、人々がその意思を行動に表わすことによって経済システムを変化させることが困難である。それは人々の意思に対する思想的統制が強く(情報の公開度も低く)、また人々の意思を行動によって表現することに対する諸制約も大きいからである。しかしながら、中央集権型経済システムにおいても、システム内部の矛盾があまりにも大きくなると、やがて強力な惰性力をもってしてもシステムを維持・存続させることが困難な状態になる。内部矛盾がある限界値を越えると、権力が弱体化し、権力が人々の意思を抑制することが困難になる。そして人々の意思が明確に変化を求めものになり、人々は抑圧をはねのけて行動するようになる。このとき統治権力が人々の多数によって支持されていないときには、権力の弱体化は著しく、それは対照的に人々の行動は活発化する。かくて統治者はその権力保持のために人々の意思に迎合するか、あるいは統治者がその地位を追われ、旧システムは急速に変化あるいは崩壊せざるをえない。

合理性の追求は人間の本性であり、それは歴史の発展を推進する動因であった。人類の歴史を振り返るとき、われわれは経済システムが、紆余曲折を経ながらも、大筋においてより合理的なシステムへと変化、発展してきたことを認めざるをえない。とくに近代以後

今後われわれの経済システムはどのような方向に変化していくのか? 人々は自らを取り巻く自然的・社会的諸環境によって制約を受けながら、自由をもとめてそれに対し働きかけてきた。それによってシステムは変化してきた。今後のその行方に注目していきたい。

参考文献

- 百々和・夏目隆・福田巨『経済計画論』三和書房、一九八〇年。
- 百々和・福田巨・角村正博『経済体制論』三和書房、一九八九年。
- 北野熊喜男『社会経済学原理』日本評論社、一九七〇年。
- 『経済政策論の立場』三和書房、一九七四年。
- 『経済体制の基本分析』三和書房、一九七五年。
- 岡本隆『高度産業国家の政策形成』三和書房、一九八〇年。
- 『インフレーション・失業・政府成長』三和書房、一九九七年。
- Marx, Karl, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Duncker, 1859.
- 武田他訳『経済学批判』岩波文庫、一九五六年。
- Weber, Max, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, (Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie), J.C.B. Mohr, 1972.
- , *Wirtschaft und Gesellschaft* (2nd ed.), J.C.B. Mohr, 1925.

(追記)

本報告の原稿作成過程において、また報告にさいして、貴重なコメントをいただいた方々、とくに座長丸谷冷史、予定討論者百々和および森田寿一、上村和彦、福田巨の諸先生方に対し、心よりお礼申し上げる。

国内航空規制緩和の政策評価

— ダブル・トリプルトラック化の分析 —

中島 朋 義

〈勸環日本海経済研究會〉

白 木 智 昭

〈秋田県庁〉

一 はじめに

規制緩和とは、公的規制の緩和ないし撤廃によって、市場競争を喚起し、経済の効率化を目指す経済政策といえる。主要な分野で規制緩和の先鞭をつけたアメリカにおいては、その経済効果について事前予測と事後評価の両面で多くの定量分析が行われている⁽¹⁾。これらの研究結果は政策当局が個別の利害を乗り越え、規制緩和を推進していく上で、大きな貢献をしてきたと考えられる。翻って、日本においては、いまだにこの分野の分析事例は数少なく、広範な規制緩和の推進について社会的コンセンサスを形成していく上ではなほ不十分な状況といえる。

運輸部門においては各国で一般に、参入規制、価格規制等のいわゆる経済的規制が行われてきた。また、この部門の提供する輸送サービスは他産業にとって不可欠な中間投入であり、経済全体に対する価格波及効果も大きいことが知られている⁽²⁾。したがって、早い時期から規制緩和の対象として取り上げられてきた。

この中で航空業における規制の存在理由はこれまで、鉄道業等と同様に、巨額の固定費用による規模の経済性によって説明されてきた。しかしアメリカにおいては、規模の経済性の存在について、いくつかの実証分析により否定的結果が得られ、経済的規制の緩和の可能性が示唆されてきた。また理論的見地からは、規模の経済性が存在する場合でも、条件によっては市場競争による最適資源配分が可能であるとするコンテスタビリティ理論の登場があり、航空規制緩和を推進する論拠となった。こうした議論を背景に、アメリカでは一九七〇年代後半から参入規制、運賃規制などの面で国内航空の規制緩和政策が開始され、輸送量の増大と運賃の低下といった経済効果が報告されるようになった⁽³⁾。さらにサッチャー政権下のイギリスにおいても国営であった英国航空の民営化など、航空分野における規制緩和政策がとられるようになった⁽⁴⁾。近年の日本における航空規制緩和の進展はこうした米英の影響を強く受けたものである。

日本の国内航空業における規制緩和の効果を定量的に分析した研

究では、先駆的なものとして Yamachi and Murakami [1985] があげられる。この分析は主としてクロスセクションデータを用いたもので、市場構造及び企業行動について詳細な検討が行われている。但し、一九九二年以前のデータを用いているため、その時点までの規制緩和の効果については否定的な結果が示されている。経済企画庁調整局 [1991] は、規制緩和による実勢運賃の低下を実証的に把握するとともに、そのデータを用いた需要関数を計測し、規制緩和によってもたらされた経済効果を推計している。木村 [1998] は日本の航空業の全要素生産性を計測している。分析の対象はデータの制約から、国内航空と国際航空を合わせた航空業全体となっているが、近年については生産性の上昇が報告されている。

以下ではこれらの先行研究の成果を前提とし、規制緩和の政策効果の検討を試みる。独自の視点として、急速に進められている規制緩和の効果を的確に把握するため、四半期データを用いた分析を行う。

二 国内航空業の規制緩和

(1) 規制緩和の開始

戦後、日本の航空業は航空法によって需給調整の対象とされ、参入規制、運賃規制等の強い統制を受けてきた。また、大手三社の事業分野は、一九七〇年（昭和四五年）の閣議了解および一九七二年（昭和四七年）の運輸大臣達により定められ、新規路線への参入は制限されていた。運賃も硬直的な認可制度によって、同一路線同一額と定められていた。こうした規制の枠組みは一般に45・47体制と

呼ばれた。

しかし前述のように一九八〇年代に入ると米英の影響を受け、日本においても運輸省の主導で航空業の規制緩和政策が開始された。一九八五年二月には、その第一歩として、上記の閣議了解及び運輸大臣達が廃止された。しかし、日本の航空規制緩和では米英と異なり、参入規制、運賃規制とも一挙に完全な撤廃は行わず、段階的に競争的要素を導入する形がとられた。一九八五年以降の主な規制緩和措置を整理したものが表1である。

(2) ダブル・トリプルトラック化の進展

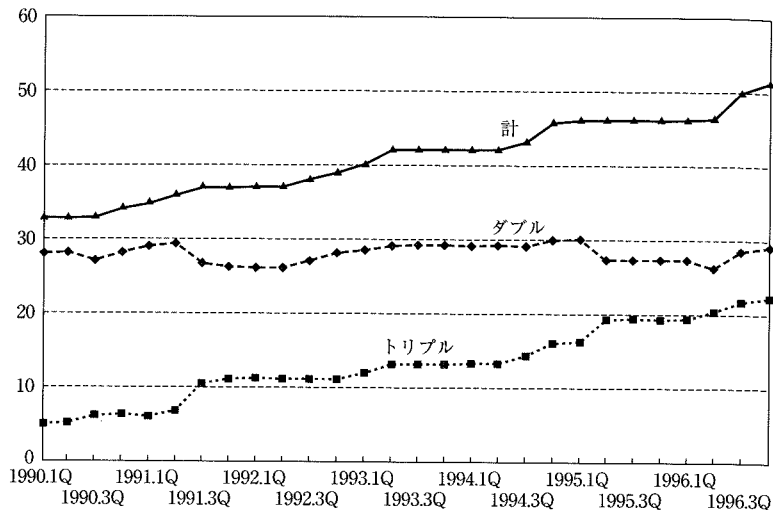
一九八五年以降の参入規制の緩和においては、競争を促進するために、各路線に新たな企業の参入を認め、一路線に二社または三社が就航するダブル・トリプルトラック化が推進されることとなった。この参入を各路線の旅客数に応じて段階的に行うために、運輸省によって新たにダブル・トリプルトラック化基準が設定された。

この基準は表2に見るように、一九八六年以降段階的に緩和され、最終的には一九九七年四月に廃止された。これにしたがって、ダブル・トリプルトラック路線は増加し、図1に示すように一九九〇年初には三三路線であったが、一九九六年末には合計五一路線に拡大している。また、政府規制等と競争政策に関する研究会 [1991] によれば、旅客数で見ると、一九九六年で全体の約七七%がダブル・トリプルトラック路線の利用者となっている。

(3) 運賃規制の緩和と運賃の動向

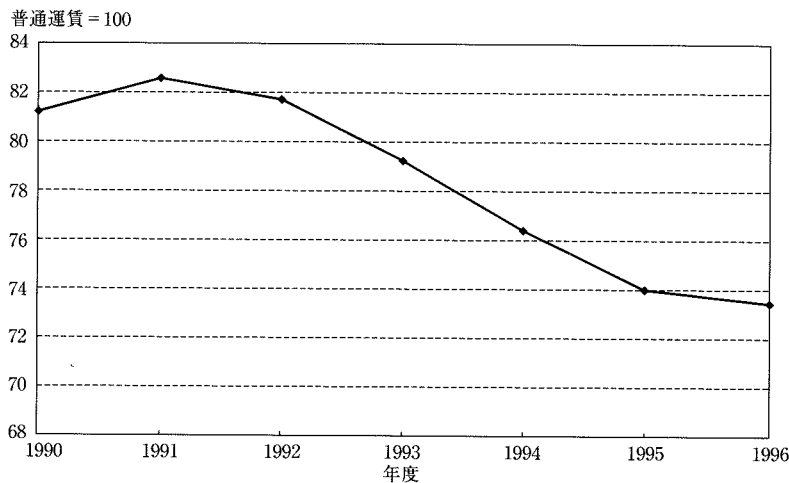
運賃規制の緩和としては、幅運賃制の導入、個人向各種割引運賃の導入、割引運賃の認可制から届出制への変更などの措置がとられ

図1 ダブル・トリプルトラック路線数



(資料) 運輸省『平成8年度運輸白書』

図2 国内航空運賃の実勢価格指数



(資料) 経済企画庁調整局(1997)

表1 国内航空規制緩和の推移

主な規制緩和措置の内容	
1985年12月	昭和45年閣議了解及び同47年運輸大臣達の廃止 (各社就航規制の弾力化)
1986年6月	ダブル・トリプルトラック化基準の設定
1987年12月	日本航空の完全民営化
1990年4月	個人向各種割引運賃の導入・拡充
1992年10月	ダブル・トリプルトラック化基準の緩和 (第一次)
1994年6月	割引運賃の認可制から届出制への変更
1995年12月	幅運賃制の導入
1996年4月	ダブル・トリプルトラック化基準の緩和 (第二次)
1997年4月	ダブル・トリプルトラック化基準の廃止

(資料) 政府規制等と競争政策に関する研究会 (1997) 他

表2 ダブル・トリプルトラック化基準の変遷

	ダブルトラック化基準	トリプルトラック化基準
1986年6月	年間需要70万人以上の路線 ただし、主要空港間路線については、 年間需要30万人以上の路線	年間需要100万人以上の路線
1992年10月	年間需要40万人以上の路線 (空港の整備状況等を勘案して、当分の間、 年間需要50万人以上の路線) ただし、主要空港間路線については、 年間需要30万人以上の路線	年間需要70万人以上の路線 (空港の整備状況等を勘案して、当分の間、 年間需要80万人以上の路線) ただし、主要空港間路線については、 年間需要60万人以上の路線
1996年4月	年間需要20万人以上の路線	年間需要35万人以上の路線
1997年4月	廃止	廃止

(注) 主要空港とは札幌、東京、名古屋、大阪、福岡、鹿児島、那覇の各空港をいう。

(資料) 政府規制等と競争政策に関する研究会 (1997) 他

このうち幅運賃制は、これまで同一路線同一価格が原則であった普通運賃を、一定の範囲内で、各社で自由に設定できるように変更した制度である。一九九五年の制度導入時には運賃の低下に大きな期待が持たれたが、結果としては一社の突出した大幅な値下げは実現せず、各社ほとんど差のない運賃水準におちついた。一方、割引運賃制度は一九九四年の認可制から届出制への変更後、多様化が進み、利用条件に制限を設けた事前購入割引、時間帯別割引、特定便割引などが普及している。

こうした制度変更の中で、実際の運賃の動きを把握することは困難となっている。総務庁の「消費者物価指数」と、日本銀行の「企業向けサービス価格指数」の品目として掲げられた国内航空運賃を見ると、一九九〇年を一〇〇とした指数で、九六年にそれぞれ、九九・五と九九・八となっており、ほとんど変化が見られない。これは上記の普通運賃の動向を反映したものと考えられる。一方で各種の割引運賃を含めた実勢運賃の動向は、経済企画庁調整局「97」の試算によって、ある程度把握することができる。この試算では大手三社の有価証券報告書に記載された国内線旅客収入を、三社の就航する各路線の普通運賃にその旅客数を乗じたものの総和と比較した。

較して、実勢の割引率を推計した。図2はこの結果を各年の普通運賃を100とする指数で表わしたものである。これによれば近年、実勢運賃は大きく低下してきている。この原因としては、上記の各種割引制度の導入に加え、団体航空券の販売価格⁵⁾が、ダブル・トリプルトラック路線の増加等によって低下している可能性が指摘される。

三 ダブル・トリプルトラック化効果の回帰分析

近年の国内航空の市場規模を旅客キロ数で見ると、国内の景気停滞にもかかわらず、一九九〇年度の五一六億人キロから、九六年度には六九〇億人キロに増加している。これは年率五・〇%の成長であり、同時期のGDPの平均伸び率一・七%を大きく上回っている。ダブル・トリプルトラック化の促進をはじめとする最近の規制緩和が、こうした高い伸びに貢献しているという見方は一般的になっている⁶⁾。

ダブル・トリプルトラック化が旅客数を増加させる仕組みとしては、便数及び座席数の増加による供給量の拡大、競争の激化による価格の低下、各社の営業競争による新たな需要の掘り起こしといったいくつかの要因が考えられる。しかし前述のように国内航空の価格データの公開は限定されており、価格面と数量面の要因を、それぞれに区別して効果を測定することは困難である。ここでは入手可能なデータをもとに、限定的な分析を試みた。

(1) 全体分析

まず、ダブル・トリプルトラック化の国内航空路線全般に対する

影響を分析するために、全路線の旅客キロ数を被説明変数とする重回帰を行った。説明変数には所得要因としては内需用いた。これは国内の総需要である内需が、純輸出を含む国内総生産に比べ、国内航空の需要により直接的な関係を持つと考えたためである。政策要因としてはダブル・トリプルトラック化路線数を置いた。両変数は旅客キロと正の相関を持つものと想定される。分析は四半期データを用い、推定期間は一九九〇年の第1四半期から一九九七年の第1四半期の二九期とした。旅客キロのデータは運輸省「航空輸送統計年報」の月次データを四半期に足し上げ、センサス局法X11により季節調整を行った。

回帰分析の結果は以下のようになっている。政策要因は有意な結果を得ており、ダブル・トリプルトラック化が結果として旅客キロ数の増加に寄与したことが、ある程度確認できる。

回帰式

$$\text{SAMPLE } 1990:1Q - 1997:1Q - \\ \text{PKMTOTAL} = 44.05687 * \text{DDI}34305 * \text{DTOTAL} \\ (6.482) * (6.078) * \\ + 1226106 * \text{DUMHS951Q} - 1058250 \\ (3.947) * (4.651) * \\ \text{S.E.} = 280241 \\ \text{ADJ R-SQ} = 0.96578 \quad \text{D.W.} = 1.19198$$

* 1%水準有意

変数名

PKMTOTAL: 全路線旅客キロ数(千人キロ、季調値)

DD: 実質内需(十億円・年額表示、一九九〇年価格、季調値)

DTOTAL: ダブル・トリプルトラック化路線数

DUMHS951Q: 阪神大震災ダミー

(2) 路線別分析

次に『航空輸送統計年報』から路線別の旅客数データを用い、ダブル・トリプルトラック化の各路線に与える影響を分析した。対象とした路線は一九九一年四月から九六年度四月の間に、ダブルないしトリプルトラック化された二五路線の内、成田―札幌線を除く二四路線である。成田発着路線を分析の対象から除外したのは、国際線乗り換え客が需要の大部分を占めると思われるためである。また、厳密には関西国際空港の発着路線および同空港開港以前の大阪国際空港(伊丹)発着路線についても、相当数の国際線乗り換え客が含まれると考えられる。しかしその部分を路線全体の旅客数から区別することは困難であるため、一般の路線と同様に扱った。なお旅客数データは、全体分析の旅客キロと同様に季節調整を行った四半期データを用いた。また推定期間も全体分析と同一である。

分析手法としては、以下のようなダミー変数入り回帰分析を行った。路線別旅客数を被説明変数とし、所得要因として実質内需を説明変数とする。これに、各路線のダブル・トリプルトラック化時期以前を、以降を1とするトラックダミーを加える。このダミーは、トラック数の拡大が各路線の需要を、内需の増加によって説明される部分に、上乗せする形で増加させることを想定して設けている。また、阪神大震災の影響を強く受けた路線には震災ダミーを加えた。

ダブル・トリプルトラック化の影響の有無を判定する基準は、符号条件(実質内需、トラックダミー共に正)を満たし、トラックダミーのt値が一〇%水準で有意であり、自由度修正済み決定係数が〇・七以上であることとした。

この結果は表3のようにまとめられる。ダブル・トリプルトラック化が旅客数に正の影響を与えたと考えられる路線は二四路線中一七路線である。結果を路線毎の特徴によって整理すると、まずダブルトラック化路線では、一〇路線中八路線で有意な結果を得た。一方、トリプルトラック化路線では一四路線中九路線が有意となった。

発着地別に見ると、東京発着の九路線はすべて有意な結果を得た点に特に指摘できる。一九九五年の東京国際空港(羽田)の国内線旅客数は四、四四六万人で、国内線旅客全体の二分の一以上を占めている。一方、羽田空港には物理的な発着枠の制限が存在し、羽田発着路線は慢性的な供給不足状態にあると考えられる。したがってこの結果はダブル・トリプルトラック化による各路線の供給の拡大が、旅客数に直接に反映されたものと解釈しうる。

(3) ダブル・トリプルトラック化基準

以上の結果を総合すると、分析の対象とした時期のダブル・トリプルトラック化は、総じて多くの路線で旅客数の拡大をもたらした。規制緩和政策としては効果を上げたといえる。

しかしこれは、運輸省が推進してきた、政策当局がダブル・トリプルトラック化基準となる旅客数を設定し、高需要路線から段階的にトラック拡大を進めるという方式を正当化するものではない。

表3 グアム・トリプルトラック化路線別ダミー入回帰結果

路線名	数	グアム・トリプル化年月	符号条件	adjR ²	t値：内需	t値：トラックダミー	t値：震災ダミー	判定結果	前年旅客数
大阪—松山	D	1991年4月	○	0.463	3,780***	0.889	—	×	798,065
東京—旭川	D	1991年7月	○	0.817	8,309***	1,890*	—	○	560,849
名古屋—鹿児島	D	1992年7月	○	0.843	3,943***	7,353***	—	○	406,618
東京—秋田	D	1992年12月	○	0.941	11,505***	6,748***	—	○	775,139
那覇—鹿児島	D	1993年4月	×	0.542	—	—	—	×	167,531
那覇—宮古	D	1993年4月	○	0.972	15,949***	10,001***	—	○	506,484
東京—青森	D	1994年9月	○	0.785	4,416***	1,868*	—	○	584,238
大阪—熊本	D	1994年9月	○	0.897	2,578**	7,060***	—	○	706,962
大阪—大分	D	1994年9月	○	0.972	1,416	17,396***	—	○	466,554
東京—徳島	D	1994年11月	○	0.965	8,940***	7,729***	—	○	577,020
大阪—札幌	T	1991年5月	×	0.820	—	—	—	×	1,682,087
東京—熊本	T	1991年7月	○	0.951	16,897***	3,455***	5,488***	○	1,064,984
東京—小松	T	1991年7月	○	0.855	7,989***	4,195***	—	○	1,348,864
東京—長崎	T	1991年7月	○	0.854	8,659***	3,075***	2,140**	○	1,035,464
大阪—鹿児島	T	1991年9月	×	0.740	—	—	—	×	1,199,062
東京—大分	T	1993年3月	○	0.969	16,001***	6,606***	7,380***	○	861,760
名古屋—札幌	T	1993年3月	×	0.583	—	—	—	×	1,079,171
東京—宮崎	T	1994年9月	○	0.959	9,773***	5,985***	—	○	973,755
大阪—宮崎	T	1994年9月	○	0.887	2,790***	6,394***	—	○	792,399
大阪—長崎	T	1994年9月	○	0.871	2,382**	6,108***	—	○	747,603
名古屋—福岡	T	1995年4月	○	0.951	3,665***	6,418***	14,168***	○	836,872
大阪—福岡	T	1995年4月	○	0.927	4,163***	4,938***	7,825***	○	1,297,623
大阪—那覇	T	1995年4月	○	0.429	0.769	1,719*	—	×	1,286,252
大阪—仙台	T	1996年4月	×	0.804	—	—	—	×	785,068

推定期間：1990年1Q～1997年1Q ***1%水準有意 **5%水準有意 *10%水準有意

前述のようにダブル・トリプルトラック化の基準は表2のように変遷してきた⁽⁷⁾。仮に段階的基準緩和が合理性を持った政策だったとすれば、基準の厳しかった時期に、トラック拡大の効果についてより良好な結果が出ていると考えられる。また、全期間を通じては事前の旅客数の多い路線で、良好な結果が期待される。

前掲の回帰分析の結果を時期によって比較すると、ダブル・トリプルトラック化基準の第一次緩和が行われた一九九二年一〇月以前では八路線中五路線で有意、それ以降では一六路線中一二路線で有意となっている。基準となる旅客数が大きく引き下げられたにもかかわらず、緩和の前後で効果に大きな変化は見られなかった。また、各路線のトラック拡大の前年(暦年)の旅客数を見ても、旅客数の大小と判定結果の間に明瞭な関係は見出せない。

これらの点から運輸省の基準は、結果的に根拠の乏しいものであったと評価できる。またこの方式は、規制当局に不必要な裁量の余地を残し、各社の就航路線の決定に影響を与えた点で問題があったといえよう。

四 結 び

日本における国内航空業の規制緩和政策は、旅客数という数量的指標で見る限り、一定の効果をあげていることがうかがえる。現在、運輸省は需給調整規制の撤廃を進めており、国内航空業では一九九〇(平成一二)年度までに撤廃が予定されている。以下では今後の政策について、今回の分析で得られた知見をもとに、いくつかの提言を行いたい。

分析結果から東京(羽田)発着路線では、トラック拡大時の旅客数の伸びが特に高いことが明らかとなった。今後、需給調整規制が撤廃されても、羽田などの混雑空港では、施設の物理的な制約による就航の制限は残ることになる。規制緩和を実効性あるものとするためには、発着枠の配分、就航路線の決定においては各企業の事業判断を優先し、消費者利益の極大化を目指した手法がとられるべきである。具体例としては、運賃による入札制度などが考えられる。

また運賃制度については、現状では各種割引制度の導入、団体航空券の販売価格の低下などによって、実勢運賃がかなりの値下がりを示しているにもかかわらず、既存各社の普通運賃はほとんど低下していない。運賃の透明性を高め、消費者の利益をはかる上からも、運賃規制の撤廃、すなわちこれまでの普通運賃を含む運賃全般の自由化が望まれる。

一方、こうした制度改革を推進していくために、規制緩和の効果を定量的に把握していく必要がある。今後は行政、個別企業のそれぞれに、一層の情報公開が望まれる⁽⁸⁾。

- (1) Winston [1993] 参照。
- (2) 中島・白木 [1997] 参照。
- (3) Morrison and Winston [1995], Morrison [1995] 参照。
- (4) Yarrow [1995] 参照。
- (5) 政府規制等と競争政策に関する研究会 [1997] によれば、旅行業向けの団体航空券の販売価格は、各航空会社と旅行代理店の交渉により、運輸省の認可した割引率にさらにケース毎の値引き幅

を上乗せした形で決められている。

- (6) 『平成九年度運輸白書』ではダブル・トリプルトラック化された二四路線について、トラック数増加以前の三年間と以後一年間の旅客数伸び率を比較し、多くの路線で効果があったと結論づけている。
- (7) ただし、表2の「年間需要」が過去特定期間の旅客数を指すのか、あるいは何等かの方法で推計した潜在的需要を示すのかについては引用資料からは不明である。
- (8) アメリカにおいては、路線別に航空券の購入価格など旅客の属性を示すデータを整理したデータベースが整備されており、Morrison and Winston [1995] などへ活用されている。また、生産性分析等を行う上で重要なデータソースとなる航空会社の財務データについても、日本企業では事業分野別の情報の公開が限定されている。

参考文献

- Morrison, S. A., "The Effects of Airline Deregulation in United States" *The Keizai Bunsaki*, No. 143, Dec. 1995.
- Morrison, S. A. and Winston, C., *The Evolution of Airline Industry*, Brookings Institution, 1995. (郭賢泰訳『規制緩和の経済効果』—アメリカ航空・陸上運輸産業の経緯—第一部、日本評論社、一九九七年)
- Winston, C., "Economic Deregulation Days of Reckoning for Microeconomists" *Journal of Economic Literature*, Vol. XXXI, Sep. 1993.
- Yamauchi, H. and Murakami, H., "Air Transportation in Japan :

Policy Changes and its Evaluation" *The Keizai Bunsaki*, No. 143, Dec. 1995.

Yarrow, G., "Airline Deregulation and Privatization in the UK" *The Keizai Bunsaki*, No. 143, Dec. 1995.

木村達也「運輸業における規制緩和の生産効率に及ぼす影響——トラック輸送業からのインプリケーション——」『ニッセイ基礎研究所報』Vol. 4, 一九九八年一月

経済企画庁調整局「近年の規制緩和による経済効果の定量的分析」一九九七年四月

政府規制等と競争政策に関する研究会「国内定期旅客運送事業における政府規制の見直しについて」一九九七年三月

中島朋義・白木智昭「規制緩和の経済効果と産業連関分析」『産業連関』Vol. 8, No. 1, 一九九七年二月

(付記)

学会報告に際し、討論者の新庄浩二教授(神戸大学)には的確なコメントを頂いた。また自由投稿論文としての審査に際し、匿名のレフェリーから有益なコメントを頂いた。ここに記して謝意を示したい。

台湾における産業構造の変化と産業連関分析

一 はじめに

本論の問題意識は次のようである。戦後台湾の工業化と産業構造はどのような変化があったのか。台湾の産業連関分析からは一九六〇年代の輸出志向工業化、七〇年代の重化学工業化と八〇年代以降のハイテク産業の育成の成果を考察することができるのか。八七年以降の台湾元高・ドル安傾向の定着、相対的賃金の高騰は台湾の産業を「空洞化」させたのか、それとも産業高度化を誘発したのか。本論を通してそれを明らかにしたい。

二 産業展開過程の産業連関分析

貿易と産業構造はどのように変化したのか。スカイライン分析を使つて考察する。レオンチェフは産業連関表で生産、需要、輸出入の効果をスカイライン・マップという形で表すことを考案した。つまり、ある産業は他産業で生産した財を自産業の生産過程に投入すると同時に、自産業で生産した財を他産業の投入または最終需要のために供給する特質をもっている。このような産業の需要と供給の錯綜関係を産業連関表によって産業間の投入産出関係として明らかにすることができる。

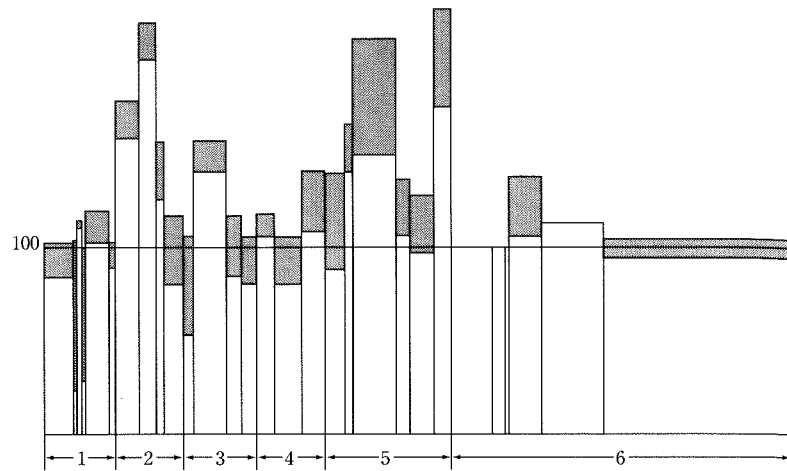
朝元照雄

〈九州産業大学〉

スカイライン・マップの作成方法は、まず、総需要 \parallel 総供給 \parallel 国内需要+輸出 \parallel 国内生産+輸入という恒等式が成り立つ条件に基づいて展開する。国内需要を 100% にして、総供給、国内生産(自給率)、輸入と輸出の大きさを示す。つまり、総供給は国内需要と輸出によって構成される。したがって、総供給が国内需要の 100% を超えた場合は、その超えた分は輸出である。同時に、総供給は国内生産と輸入によって構成されるので、下方から計った部分(白ヌキ)が自給率で、残った部分(黒アミ)が輸入である。棒グラフの横幅は全産業の総生産を 100% にした場合、各産業の生産比率を示している。工業化の進展がはやい産業の横幅全長は相対的に膨張する。逆に、進展が遅い産業の横幅全長は相対的に縮小する。

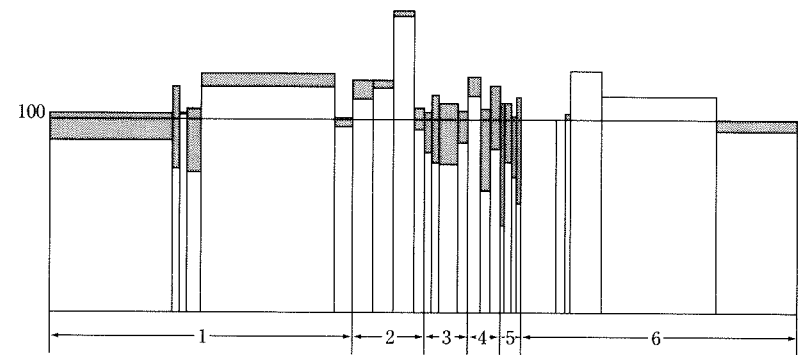
上述の方法によって作成された一九六四年、七一年、七六年、八一年、八六年と九一年の台湾のスカイライン・マップであるが、ここでは六四年、七六年と九一年の図のみを掲載する(図1~図3)。一九六〇年代前半に台湾は輸入代替工業化から輸出志向工業化への政策転換が実施された。一九五〇年代には製糖、バナナなど農産・一次産品加工品の輸出によって得られた外貨を使い、国内市場向け最終消費財の生産を促す輸入代替工業化を推進してきた。しかし、五〇年代末には輸入代替生産品が飽和状況を迎え、経済成長が停滞

図3 台湾のスカイライン・マップ (1991年)



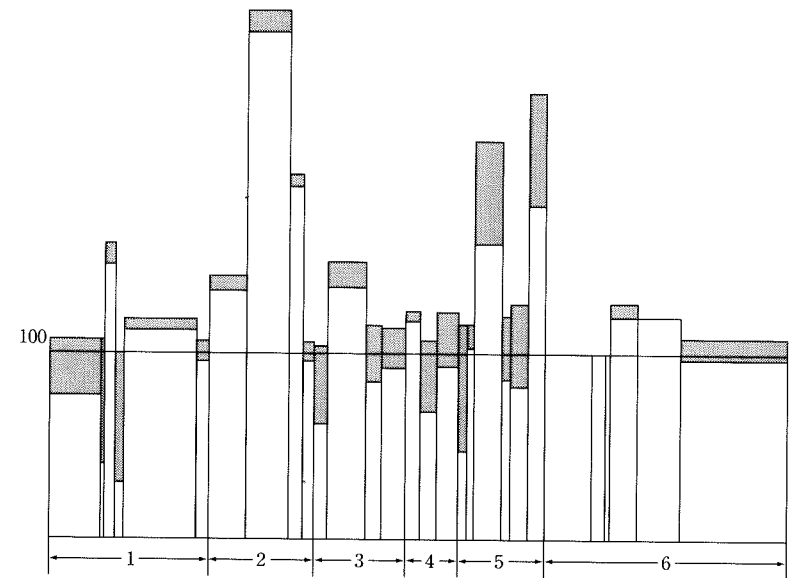
(注) 図1に同じ、39部門を29部門に統合したものである。
 (出所) 行政院主計処「中華民國80年台湾地区産業関聯表編製報告」(1991年版), 1995年2月。

図1 台湾のスカイライン・マップ (1964年)



(注) 産業分類：1：農業・畜産(01), 林業(02), 水産(03), 鉱業(04), 加工食品(05), 飲料・タバコ(06)；2：紡績品(07), 衣服・装飾品(08), 木材・木製品(09), 紙・紙製品・印刷出版(10)；3：化学原料(11), 人造繊維・合成樹脂(12), 他の化学製品(13), 石油精製製品(14)；4：非金属鉱物製品(15), 鉄鋼(16), 他の金属・金属製品(17)；5：機械(18), 家電(19), 電子製品(20), 電機・電器(21), 輸送機械(22), 雑製品(23)；6：建築業(24), 電力(25), ガス・水道(26), 運輸・通信・倉庫(27), 商業(28), 他のサービス(29)。29部門を6分類に分けた。
 (出所) 行政院主計処「中華民國台湾地区29部門産業関聯表」(1964, 66, 69, 71, 76, 81年), 1986年3月。

図2 台湾のスカイライン・マップ (1976年)



(注) 図1に同じ。
 (出所) 図1に同じ。

した。六〇年代の輸出奨励策により、複数為替レートの一本化、高雄、楠梓および台中などに輸出工業団地の新設、外貨導入の制限緩和策、国内市場の自由化などが推進されるようになった。図1の一九六四年のスカイライン・マップでは輸出志向工業化への政策転換の初期であるが、依然として五〇年代の輸入代替工業化の特徴をもっていた。産業構造における農業・一次産品加工業（特に農業・畜産と加工食品）の比重が大きく、製造業の比重が依然として小さい。しかし、製造業のうち紡績品(07)、衣服・装飾品(08)、木材・木製品(09)、鉄鋼(16)など一部の製品は輸出超過になっていた。

七一年のスカイライン・マップでは輸出志向工業化の成果があらわれている。軽工業関連産業(2)、化学関連産業(3)、鉄・非鉄関連産業(4)、機械関連産業(5)の製造業部門は「膨張的」な発展を遂げた。それ以後、農業・一次産品加工業(1)は急速に「縮小」している。軽工業関連産業(2)の紡績品(07)、衣服・装飾品(08)、木材・木製品(09)、人造繊維・合成樹脂(12)、非金属鉱物製品(15)、機械関連産業(5)の家電(19)、電子製品(20)および雑製品(23)は輸出超過の傾向を示している。他方、最終財生産に使う原材料、中間財および機械の輸入も急速に増加している。軽工業関連産業の紙・紙製品・印刷出版(10)、化学関連産業の化学原料(11)、他の化学製品(13)、石油精製製品(14)、鉄・非鉄関連産業の鉄鋼(16)、他の金属・金属製品(17)、機械関連産業の機械(18)、電機・電器(21)、輸送機械(22)は輸入超過であることがわかる。

七〇年代に入り、七三年から十大建設、七八年から十二項目建設八五年から十四項目重要建設、九一年から国家建設六カ年計画が次々と実施された。特に、十大建設からは鉄鋼一貫製鉄所、石油コ

ンビナート、造船所の建設によって重化学工業化を促した。図2の七六年およびそれ以降の八一年と八六年のスカイライン・マップはその状態を示している。製造業のうち重化学工業部門である化学関連産業(3)、鉄・非鉄関連産業(4)と機械関連産業(5)の幅は増大した。製品の国内生産値は増加し、輸出超過の製品の出特化傾向が顕著にあらわれた。八六年になると、機械関連産業の電機・電器(2)、輸送機械(2)は輸入超過から輸出超過に転換したことがわかる。

八七年以降の台湾元高・ドル安は、台湾の産業構造に大きな変化をもたらした。相対的賃金の高騰により従来の労働集約的産業の輸出競争力は低下するようになり、海外直接投資を通じて生産基地の海外移転が推進されてきた。外需から内需拡大、産業構造の高度化、第三次産業の発展などの傾向は図3の一九九一年のスカイライン・マップからも読みとることができる。

三、 おわりに

一九六〇年代における台湾の経済発展のリーディング・セクターは輸出志向工業化を代表する労働集約的製品の輸出がその中心的役割を果たした。七〇年代のリーディング・セクターは重化学工業化(第二次輸入代替工業化)を代表とする石油化学産業、鉄鋼業および機械産業であり、その躍進が目される。八〇年代以降のリーディング・セクターは、ハイテク産業を代表するコンピュータ・半導体産業の登場によって電器・機械産業の比重が高まってきた。

スカイライン分析からは第一次産業のシェアの低下、第二次産業の上昇、八〇年代後半からは第三次産業の拡大傾向を考察すること

大企業の改革とマクロでの整合性

高成長から成熟経済(零成長)へ転換した下で、この過程を主導してきた大企業の生産・労働・投資に関する戦略は転換せざるをえないし、現に転換中である。この際、この転換の方向が日本経済全体にマクロと整合するかどうか問われるが、これと整合的な方向を検討することが本報告の目的である。なお、本稿はコメントの宮本専修大学教授のコメントとその後の質疑の結果を組み込んでいる。

一 大企業の戦略の類型

企業の戦略は、短期の生産・長期の投資・労働に関する戦略に分類できる。高成長期においては、価格競争と量産costdown型として新製品・新事業への投資競争との組合せがマクロの成長を支え、逆にマクロに支持された。だが、大企業の占める産業の成熟(新技術導入の低下と需要の飽和)と極低成長の下では、ありうる生産・価格・投資と雇用に関する経営戦略として以下の三つのパターンを挙げることができる。

①海外生産主体：既存技術による空間的な拡大によって成長を継続する。

②国内主体とし、管理層主導の経営路線：短期的には固定費の圧縮と、長期的には経営環境に対応しこれを創造するための投資を

ができた。特に、八七年以降の台湾元高・米ドル安の定着、ならびに相対的賃金の高騰により輸出競争力が低下した。つまり、従来の輸出による労働集約的産業の発展に限界が発生してきた。海外直接投資によって生産基地を東南アジアや中国へシフトするようになった。他方、パソコンなど電子・電機製造業などが輸出の主役になったことがわかり、産業の高度化傾向が読みとれた。

参考文献

朝元照雄「台湾経済の産業連関分析：工業化と産業構造の変化」『産業経営研究所報』第二九号、九州産業大学産業経営研究所、一九九七年三月。

(付記)

本報告に際し、討論者の宮城和宏先生(北九州大学)の有益なコメント、座長の原豊教授(平成国際大学)とフロアからの適切な質問に謝意を表します。

北野正一
(神戸商科大学)

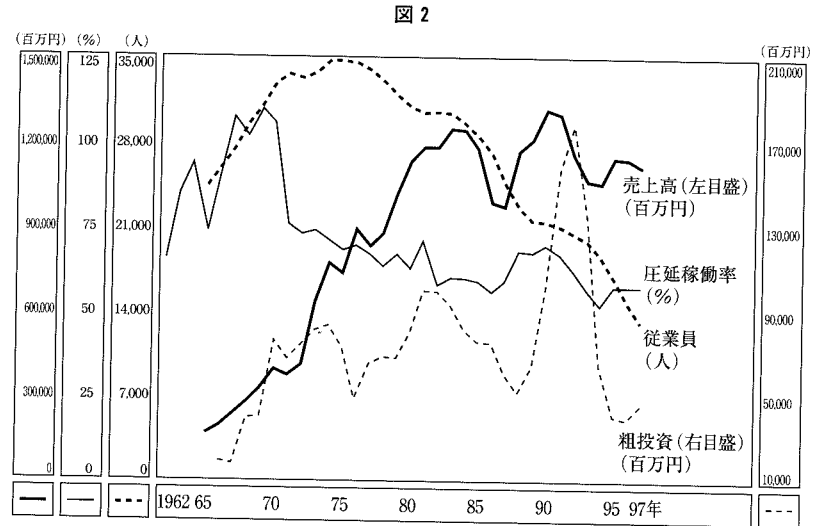
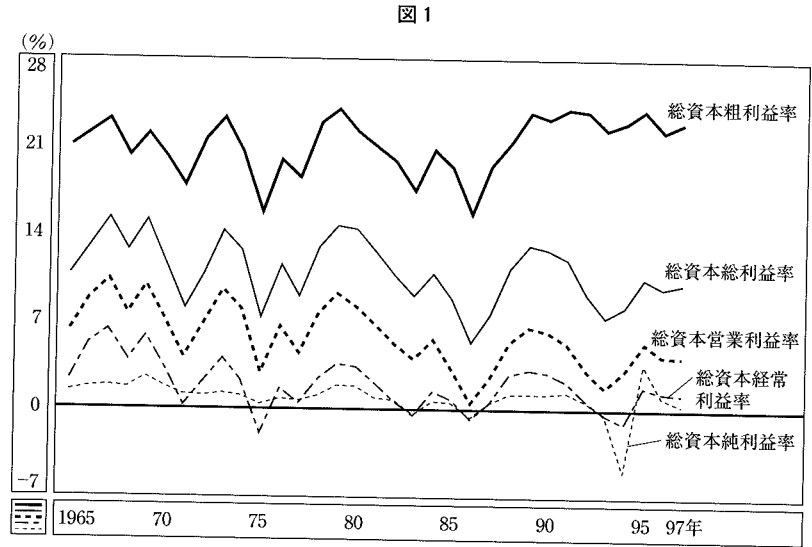
重視する。
③国内主体とし、労働層と中間管理層とが連帯した内発的な経営路線。

二 管理層主導の投資・拡張路線とその帰結：神戸製鋼所の事例

現実には管理層主導で先の①②の路線が進んでいる。ここでは②に比重のかかった神戸製鋼所を採り上げ、これを全体に敷衍する。有価証券報告書から得られる利益概念は次のように整理できる。

粗利益Ⅱ売上高－経常費用(原燃材料費、労務費、外注加工費、その他)
総利益Ⅱ粗利益－減価償却
営業利益Ⅱ総利益－(販売費・一般管理費＋研究開発費)
経常収支Ⅱ営業利益－営業外収支(金融収支＋関連企業業務負担＋出向等労務費)
当期純利益Ⅱ経常利益－(租税＋特別損益)
Ⅱ配当＋未処分利益

神戸製鋼所の主要経営指標は図1、これらの利潤の推移は図2と



なる。これより次の点
をみてとれる。

①利益・財務

* 経常的活動において、まず売上粗利益を最大にする。

* 公表利益・配当を低水準で固定させるために、当期純利益を極低水準で安定的に表示する。

また、経常利益も当期純利益の低水準表示、及び節税のために、抑制して表示する。

* 以上の両者は、粗利益から経常利益と金融費用等を差し引いた、いわゆるcash-flowを最大化させることを意味する。経営者は自己の裁量資金

の最大化を目標にしていることになる。

* 固定資産の償却を最大限積み増して、これを財務体質を強化するための長期債務の返済か、投資用資金に充てる。

②投資・高成長期の能力増強投資が終わった後も投資優先は継続している。投資は長期の予想利益率の最大化を目標にしている。

その内容は、省力・省原単位・高級品用の投資、販売・管理・研究開発用の投資、新事業・関連会社用の投資、国際化用の投資などに転換している。その結果は設備の過剰と低稼働であり、経営を圧迫する重大な要因になっている。

③多角化：新事業部門や関連会社の創設による多角化が進められている。一九九〇年代の後半以降、多角化の失敗が顕著になり、本業回帰を余儀なくされている。鉄鋼業の場合、国際化は海外提携と技術輸出を主とし、海外直接投資は合併、出資に留まる。

④労働の削減：雇用保障の建前の下で大規模な退職勧奨、出向、基幹工程の下請け移管などによる本工と下位管理層の削減が進んでいる。これは、労働者の疲弊、意欲と忠誠心の減退、技術の継承や改善の低下を招き、下請けでは求人難も生じている。こうした労働苦、生活不安を基礎にして、一九九七年以降の大幅な消費不振による不況加重が起こった。

三 対 案

—— 内発的な発展を維持し、マクロバランスを可能にする労働層と中間管理層の連携路線 ——

高付加価値化を主体にして、関連部門の多角化も進める。労働者や技術者の勤勉、創造、協調という主体的能力の養成と発揮を戦略

とする。主体的能力の発揮が重要になる根拠は次のようである。

経常作業における創造的態度の発揮が日本製造業の特徴であるが、first runnerとして今後これがさらに重要になる。その理由は、既存部門においては需要の高品質化・個別多様化へ対応する、情報技術の継続的な発展を不断に生みだし、組み込む、労働と製品の安全省資源・環境保全などの課題を組み込んだ循環型経済を作る。これらの課題の解決は、日本の持つ比較優位を強化することになる。そのために、労働条件を改善する（雇用保障、時短、賃上げ）、下請との関係を改善する、など。

このマクロ的意味は次のようである。①企業レベルでの内発的発展の条件を維持することによって競争市場における自己の位置を確保する。②雇用保障、労働条件の改善、時短などによってマクロ的なインバランスを解消して国民経済を安定・向上させる。これは経営環境の改善となって個々の企業経営を支える。以上は筆者の策定した簡単な企業モデルでも確かめられる（参考文献を参照されたい）。

参考文献

- 北野正一、「神戸製鋼所の経営戦略」、「商大論集」一九九九年。
- 北野正一・藤原忠毅、「市場の成熟と企業構造の転換——国際比較」、『経済学論叢』（関西学院大学）、一九九九年。

住宅担保年金市場の経済分析

—不動産オプシオンと信託を利用したリバースモーゲージ—

大 森 和 明

(クセルシヤフト)

今回の研究は、住宅担保年金市場の経済分析である。つまり、高齢者の保有する住宅の経済的な効用を最大限にすることが、彼らの主観的期待効用となる。住宅を担保として、金融市場から、資金を調達する。資金提供者は赤字の部分の文章をカットするファイナンスにより家計部門への資金を提供する。これにより個人の家計部門の需要を創造する。個人は自分自身の主観的な期待効用を最大化できると期待する。ただし、資金提供者の資金供給に関しては、供給者側では、客観的な費用対効果分析に基づく経営戦略上の制約条件が存在する。

住宅担保年金市場は、以下のように定義できるのである。

「住宅を担保として、金融市場から、資金を年金のように調達する金融市場である。」

そして、市場で使用されるのは、リバースモーゲージという金融商品である。その商品の担保となるのは、住宅である。契約者である高齢者が、死亡する時点で、所有権が、契約の、相手側に、移転するという契約が基本的な商品スキームである。商品のバリエーションも、大別すれば、次の三種類である。

(1) 資金提供者の貸付金、融資の形態。貸付金であるから、収入ではない。米国のMBS、CMOなどは、抵当権をベースにして、さらに証券化した。すなわち、derivativeで武装したハイテク債券である。

(2) 不動産のオプション取引の形態（大森和明型）。

(3) 住宅を、不動産信託とし、信託の受益証券化する形態。従来のリバースモーゲージの改良型については、大森「page」が、ノン・リコース型の新型リバースモーゲージを研究して、商品概要を公開している。ただし、現在の日本の金融機関に、JPMorgan銀行ほどの不動産価格変動リスクヘッジのノウハウがあるかどうかは疑問であろう。ノン・リコース型のローンが出来るかどうか、金融機関の能力を示す試金石である。最先端の金融商品は、現在ではデリバティブなくしては、開発できない。

以上の三パターンを基本として、資金の需要者と、資金の提供者である、投資家の、ニーズにあうように、金融商品としては、いくらでも、高度に、複雑化できるのである。以上の、どの形態であれ、住宅担保年金市場は、日本においても、十分に、投資、消費、貯蓄に甚大な経済効果を与える金融商品市場となりえる。

特に、現在の、高齢者層が、住宅担保年金市場に大勢参入して、彼らの巨大な、資金需要に資金提供者が対応すれば、莫大なる有効需要がこの市場を通じて、日本経済に注入され、その波及効果、乗数効果は甚大になり、景気は、早晩回復する。住宅担保年金市場を通じて、高齢者に終身的に資金を提供する機能がある。

大森は、この住宅担保年金市場は今後日本社会の急速な高齢化と少子化の進展により急速に市場が拡大すると考える。ケインジアン経済政策の手段としてのリバースモーゲージを研究した。特に、ケインズの消費関数と、乗数の部分である。そのための、個人の家計部門が現在保有する莫大なる不動産、住宅に注目した。家計には、住宅という固定資産が存在する。日本の住宅は世界比較をするまでもなく、非常に高価である。担保力は、十分過ぎるほど存在する。そこで、われわれは、この個人の保有する住宅を担保にする、住宅担保年金市場を研究した。リバースモーゲージを利用すれば、われわれは効果的な経済政策手段を創造できる。経済政策の三本柱の一つである。それを要約する。

(1) 家計部門における予算制約条件の緩和させる効果がある。この点に関してはケインズ経済学の重要な論点である。住宅担保年金市場の市場分析で大森「page」を応用すれば、家計部門における予算制約がリバースモーゲージによる終身的な資金獲得により予算制約条件が弱くなる。そのためには、個人版の不動産の流動化のための証券化が必要となる。不動産信託の利用の促進を計り、さらには資金提供の対象者を拡大する。つまり、高齢者の保有不動産に限定する必要はない。需要者の年齢という属性に基づく資金受領

条件は今後のリバースモーゲージでは重要な意味を持たなくなる。

(2) 法人企業の保有する不動産の流動化のための不動産信託の利用の促進。金融機関の保有する不良債権の売却に限定されない。企業の時価評価対応戦略の手段としても有効利用できる。(1)と(2)の経済政策を可能にする、関連法の改正と関連通達の廃止が日本の現在の経済不況を克服しやすくなる。

(3) 基盤…政府紙幣を国民一人あたり、四〇万円を支給。大森は丹羽説を、全面的に、支持する。上記の(1)と(2)の政策は、共に、不動産信託による、信託受益権が重要である。個人の、特に高齢者が保有する、住宅という不動産を不動産信託する。つまり、信託受益権化する戦略を考える。この、受益権は、利用者の死亡時点で、当該不動産物件の所有権を取得する権利である。これを、信託銀行に信託して、利用者が、死亡するまで、終身年金を目的とする、信託の受益権を取得する。この終身年金の原資は、信託元本受益権を分割譲渡することにより稼ぎ出す。利用者の信託対象物件の利用、つまり、住宅に居住することは、利用者と、信託銀行との間の賃貸契約、ないしは、これについても、信託受益権化する。信託受益権を不動産オプションとして、公社債などと同様に市場で、売買する。オプション取引は、住宅担保年金市場の市場参加者の参加を促す経済効果がある。新型商品が簡単に創造できる。その特徴は、六点ある。

(1) 契約者を、高齢者に、限定する必要がない。つまり、期間限定で、使用可能。

事例…子弟の教育、結婚資金、住宅の、ライフサイクルに応じた

合理的な選択が可能になる。現在、四六歳の公務員が、住宅を担保に、資金を融資契約により取得する。満期は彼が六五歳で年金を支給される後の期日に契約する。つまりケインズ [1936: 241] の文章の応用である。

- (2) ノン・リコース型のローン契約である。
- (3) 融資により支給される資金は、税務上は、収益ではない。
- (4) しかしながら、彼の主観的期待効用は満足される。生活が、豊かになる。

(5) 担保に入れている彼の住宅を六五歳で資金提供者に引き渡す。これで、債務も消滅する。

(6) 不動産の先物オプションの機能が有効利用できる。まさに、個人版の資産・負債の総合管理戦略として利用できる。

機能的に考えると個人の私的年金としての機能が今後ますます注目される。年金制度に対して、国民の側からの個人的な年金の補完効果がある。まさに、個人の生活のニーズに叶う生活防衛のための手段となりえる。国民一人一人の生活上の防衛は、高齢者においても、個人資産である不動産Ⅱ住宅を中心に有効にそれを活用することで、かなりの部分は年金制度を補完する機能が期待できる。

最近の大森の研究では、リバースモーゲージの、私的年金としての利用希望者が増加している。調査の七二人の被験者の中で、六四人が、私的年金として、考えている (八八・八%)。

大森は、リバースモーゲージの住宅担保年金市場の私的年金効果を考える。従来の住宅担保年金市場での分析視点は、高齢者の参加する市場との先入観が存在している。しかしながら、むしろ今後の

この市場の参加者は年齢による資格要件の制限は、無意味である。大森は若年層 (六五歳以下) をも含めた広範囲の利用者がこの市場に参入してくる、と考える。

需要者は三グループ化する。①シングル層の社会的な需要が期待される。高齢のシングル層をも含めたシングル層の需要。②育児、教育資金、個人の住宅資金確保のための既婚若年層の需要。③従来の高齢者層の需要。

以上のような各種の社会的な階層の旺盛な社会的需要が今後のリバースモーゲージの商品開発を急速に促進させる。まさに、大森が研究している不動産オプションと不動産信託を有効に利用したハイブリッド型のリバースモーゲージが商品化される。

このことは、リバースモーゲージの革命である。高齢化と少子化社会とシングル化という三大社会問題を克服する今後の金融商品の切り札となる。

重要ポイントはオプションの期日を事前に決める契約をいかにするかである。リバースモーゲージは個人の全生涯を考慮した資産・負債の総合管理の手段である。リバースモーゲージは十分に個人の私的年金の新しい形態として、機能する。しかしながら、従来型はあくまでも、ローンであることに留意しなければならない。それゆえに、公的年金の補完商品としての機能に限定すべきである。市場での経済取引は費用対効果を考えたある面では冷酷な取り引きとなる。それゆえに、大森は年金は将来とも改定を続けても存続すべきと考える。

最後に、住宅担保市場の経済分析で重要な問題は高齢者の家計部

における遺産行動分析である。リバースモーゲージを考察する場合、高齢者の相続財産として最大の比重を占める住宅という不動産の処分問題が最大の家族内の問題である。

実は、不動産の証券化を抑制する逆機能をもたらす悪名高き通達が存在する。その名前は、「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取り扱いについて」[昭61直所3-19]である。日本では通達により、現在、自益信託のみ土地信託は可能である。委託者は自分の不動産を受託者である信託銀行にだけしか信託できない。

高齢者の保有する不動産の受益権は、何も、委託者に還元するだけでなく、信託の本来の動的な法的、経済的な機能を有効活用すべきである。現在は、自分以外の他人は土地信託の受益者にはなれない、という法的でない税務上の通達が、信託の導管機能を抑制するために存在している。

結 論

(1) 住宅担保年金市場は、資産担保証券市場の一部である。この市場でリバースモーゲージが今後、大別すると三タイプに進化する。そして、個人の主観的期待効用をそれぞれ満足させる。家計部門の予算制約条件を緩和する経済効果が期待できる。

(2) 日本の、土地信託関係の通達は、不動産の証券化と、住宅担保年金市場に対して、逆機能している。通達の存在理由は税務上の見地からの行政指導である。問題は信託の持つ導管機能を封じ込めることである。

(3) 住宅担保年金市場の育成は、経済政策上の、有効な政策手段となりえる。リバースモーゲージはそれぞれの三タイプ共、新型の金融商品として、個人の全生涯にわたり効果的に資金を市場から調達する金融手段となる。この機能を私的年金機能として把握することもできる。受益者が獲得した資金は家族内やまたは家計単位で、それぞれの個人の主観的期待効用を最大限に満足させるように消費される。

主要参考文献

- (1) Keynes, M. [1936] *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan
- (2) 丹羽春喜 [1997] 「ケインズの政策パラダイムの有効性についての理論的考察」『経済論集』(大阪学院大学) 一〇巻一・二・三合併号、三一―七九頁
- (3) 大森和明 [1982a] 『信託の法経済学』FD版
- (4) 大森和明 [1982b] 「ノン・リコース型リバースモーゲージ」『デゼルシャフト経済評論』一九九八年四月二三日号、一―二頁
- (5) 大森和明 [1982c] 『住宅担保年金市場の経済分析』FD版

(付記)

報告に対して、討論者の山田ちづ子先生(住信基礎研究所)および水野朝夫座長(中央大学)から貴重なコメントを頂いた。改めてお礼申し上げる。今回の研究報告の詳細は大森 [1982c] に収録されている。

人口高齢化と医療費に関する分析

佐川 和彦

(東海大学短期大学部)

一 はじめに

本論文においては、Fair and Dominguez [1991] がライフサイクル仮説を検証するために使用したモデルを応用して、人口高齢化がわが国の医療費に及ぼす影響について予測を行う。一歳ごとに区切られた人口の年齢構成の情報を予測の際にとりいれられることがこのモデルを用いる利点である。すでに拙稿 [1997] では、住民の年齢構成の変化のみを考慮に於いて、二〇一〇年度の都道府県別一人当たり医療費について予測した。その結果から、二〇一〇年度までの年齢構成の変化は一人当たり医療費を大きく上昇させるような要因とはならないことがわかった。本論文では、より詳細なデータを用いて、長期間にわたる予測を行う。

二 モデル

まず、Fair and Dominguez のモデルについて説明する。人口を J 個の年齢階級に分け、次のようなモデルを考える。

$$M_{it} = X_{it}\beta + \gamma + \alpha D_{it} + \dots + \alpha_j D_{jt} + U_{it} \quad (1)$$

$i=1, \dots, N_t \quad t=1, \dots, T$

ここで、 M_{it} : t 期における個人 i についての従属変数、 X_{it} : $1 \times k$

の説明変数ベクトル (定数項を除く)、 β : $k \times 1$ の係数ベクトル、 D_{jt} : t 期において個人 i が年齢階級 j に所属する場合に 1、その他の場合は 0、 D_{jt} : t 期において個人 i が年齢階級 j に所属する場合に 1、その他の場合は 0、 U_{it} : 誤差項、 N_t : t 期における人口、 γ : t 期において年齢階級 j に所属する個人についての定数項 ($j=1, \dots, J$)。

(1) 式においては、 β はすべての個人について同じであり、年齢階級ごとの差異は定数項の変動としてあらわれると仮定されている。次に、(1) 式を集計すると、

$$M_t = X_t\beta + \gamma N_t + \alpha N_t + \dots + \alpha_j N_{jt} + U_t \quad t=1, \dots, T \quad (2)$$

となる。ここで、 M_t : M_{it} の和、 X_t : $1 \times k$ のベクトル (この要素はそれに対応する X_{it} の各要素を集計したものを)、 N_t : t 期における年齢階級 j に所属する人口 ($j=1, \dots, J$)、 U_t : U_{it} の和。

$$m_t = x_t\beta + \gamma + \alpha b_{jt} + \dots + \alpha_j b_{jt} + u_t \quad t=1, \dots, T \quad (3)$$

となる。ここで、 m_t : M_t 、 x_t : x_{it} 、それぞれ M_t 、 X_t 、 U_t を一人当たりで換算したものを、 $b_{jt} = N_{jt}/N_t$ ($j=1, \dots, J$)。

$$Z_{it} = \sum_{j=1}^J b_{jt} - (1/J) \sum_{j=1}^J \sum_{i=1}^N b_{jt}$$

(7) 式を代入すると、

$$m_t = x_t\beta + \gamma + \gamma Z_{it} + \gamma_2 Z_{2t} + u_t \quad t=1, \dots, T \quad (3')$$

となる。(3) 式を推定することによって、 γ_1 と γ_2 の推定値がえられる。これらの値を (6) 式に代入すれば、 γ_0 の推定値もえられる。さらに、 γ_0 、 γ_1 、 γ_2 の推定値を (5) 式に代入することによって、 a_j ($j=1, \dots, J$) の値を計算することができるのである。

三 将来予測

日本の医療費関数を推定し、さらに、その結果にもとづいて将来予測を行う。まず、医療費関数の推定結果 (年次データを使用し、推定期間は一九六一年度～一九九五年度は次のようになった)。

$$m_t = 145.213 + 0.641087 m_{t-1} - 118.967 b_t \quad (4.033) \quad (6.349) \quad (-3.824)$$

$$- 4.6840 Z_{1t} + 0.250684 Z_{2t} \quad (-2.083) \quad (2.690) \quad (8)$$

$$R^2 = 0.998, h = 0.768$$

ここで、 m_t : 一人当たり国民医療費 (実質値、単位 千円)、 b_t : 患者実効負担率 (公費・保険又は老人保健の一部負担)、 Z_{1t} 、 Z_{2t} : 人口の年齢構成に関する変数、 R^2 : 自由度調整済決定係数、 h : デービンの h 統計量、() 内の数値は t 値。

人口の年齢構成に関する変数は、上述のモデルにしたがって加工

年齢構成の変化がもたらす効果があるか否かをテストする方法は (3) 式におけるパラメータ a_j ($j=1, \dots, J$) が有意に 0 と異なることを検定することである。すなわち、パラメータ a_j が 0 であるならば、年齢構成の変化がもたらす効果はなにもないことになる。しかし、これらのパラメータが有意に 0 と異なる場合には、 a_j を所与として m_t は年齢構成に応じて異なることになる。

ここで、Fair and Dominguez のモデルでは、 J 個のパラメータ a_j ($j=1, \dots, J$) に対して二つの制約が課されている。第一の制約は a_j から a_m までの合計が 0 になるといふものである。第二の制約は、 a_j が J の二次式であらわされるといふものである。すなわち、

$$\sum_{j=1}^J a_j = 0 \quad (4)$$

$$a_j = \gamma_0 + \gamma_1 j + \gamma_2 j^2 \quad j=1, \dots, J \quad (5)$$

である。ここで、 γ_0 、 γ_1 、 γ_2 : パラメータ。

$$(4) \text{ 式に (5) 式を代入すると、}$$

$$\gamma_0 = -\gamma_1 (1/J) \sum_{j=1}^J j - \gamma_2 (1/J) \sum_{j=1}^J j^2 \quad (6)$$

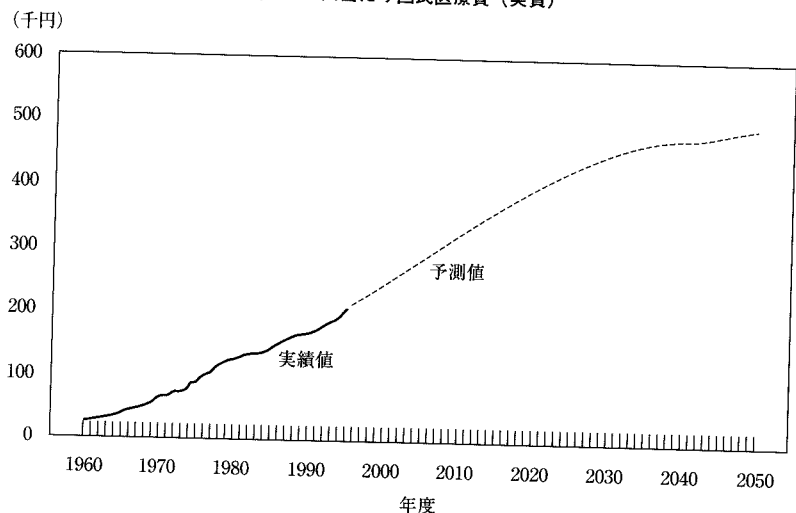
となる。これらの式を用いることによって、(3) 式における年齢構成に関する項 $\sum_{j=1}^J a_j b_{jt}$ は、次のように変形することができる。

$$\sum_{j=1}^J a_j b_{jt} = \gamma_1 Z_{1t} + \gamma_2 Z_{2t} \quad (7)$$

ここで

$$Z_{1t} = \sum_{j=1}^J j b_{jt} - (1/J) \sum_{j=1}^J \sum_{i=1}^N b_{jt}$$

図2 1人当たり国民医療費(実質)



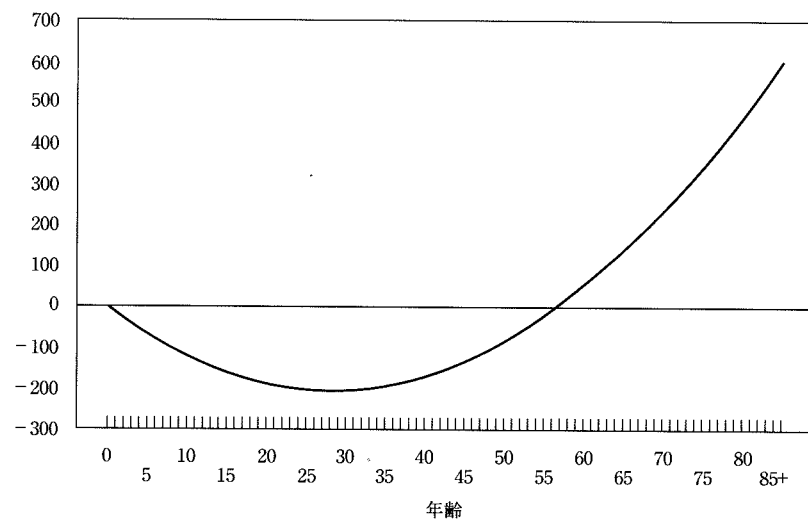
(資料) 厚生省大臣官房統計情報部編『平成7年度国民医療費』, 経済企画庁編『平成9年版国民経済計算年報』, 総務庁統計局『国勢調査報告』および『10月1日現在推計人口』各年版, 国立社会保障・人口問題研究所編『日本の将来推計人口(平成9年1月推計)』

した。年齢は一歳ごとに区切られ、八六区分(1, 2, ..., 85)である。すなわち、0歳が年齢階級1、..., 八四歳が年齢階級85、八五歳以上が年齢階級86、である。(8)式の結果をみると、すべての変数に対応するパラメータは統計的に有意である。また、ダービンの統計量からは、系列相関はないこともわかる。上述の手続きにしたがうと、NLSNに対応するパラメータの値から α_1 の推定値をもとめることができる。図1は、この推定値のプロットである。

次に、(8)式を用いた医療費の将来予測の結果(予測期間は一九九六年度〜二〇五〇年度)を示す。予測値は、次のような条件のもとでもとめたものである。①人口の年齢構成に関する変数は、年齢各歳別将来推計人口(中位推計値)を加工したものである(2)。②患者実効負担率は、将来にわたって一九九五年度時点の数値(0.103)のまま不変であるとする。③ラグつきの従属変数として、計算された予測値を用いる。図2は、このようにしてもとめた一人当たり国民医療費(実質)の予測結果である。予測値をみると、二〇二五年度は四二万九二〇〇円、二〇五〇年度は五〇万八〇〇〇円となっている。次に、予測期間中の一人当たり国民医療費の対前年度増加率を計算し、その平均値をもとめると、一・六四%となった。一九六一年度〜一九九五年度の平均値は七・一六%であるから、将来の年齢構成の変化は医療費の増大を加速させる要因とはならないことがわかる。

(1) データの出所は、次の通りである。国民医療費と患者負担率は、厚生省大臣官房統計情報部編『平成七年度国民医療費』である。年齢各歳別人口は、総務庁統計局『国勢調査報告』および『一〇

図1 α_1 の推定値



月一日現在推計人口』各年版である。なお、国民医療費の実質化には、国内総支出デフレーター(平成二暦年基準)を使用した。国内総支出デフレーターの出所は、経済企画庁編『平成九年版国民経済計算年報』である。推定は、普通最小二乗法による。計算にあたっては、TSP4.4を利用した。

(2) 予測にあたり使用した年齢各歳別人口のデータの出所は、国立社会保障・人口問題研究所編『日本の将来推計人口(平成九年一月推計)』CD-ROM版である。

参考文献

- Fair, R. C. and Dominguez, K. M. (1991), "Effects of the Changing U. S. Age Distribution on Macroeconomic Equations," *American Economic Review*, vol. 81, no. 5, pp. 1276-1294.
- 佐川和彦 [1997] 「住民の年齢構成と医療費に関する分析」 関東学院大学『経済系』第一九二集、一三一―一三九頁。

(付記)

日本経済政策学会における報告に際し、討論者の塚原康博先生(明治大学短期大学)および多くのフロアーの先生方から貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げます。

再論・豊かさの幸せ

—適正生活との関連—

一 はじめに

第五四回大会報告では、私の創った『豊かさ方程式』を基に「豊かさの幸せの相互関連」を論じた。九八年版年報収録の報文には大会後に気がついたことも書いた。さらに、「持続可能な社会」の定義、即ち「将来の世代の欲求を充たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる社会」にはある種の偽善が含蓄されている、という点にこだわった。私は、これをベースに「幸せな適正社会」という概念を提唱し、この方向へ切り換えて行く必要があるという主張を展開した。かくして第五四回大会報告から一年あまりの歳月が流れ、私は「豊かさの幸せ」の問題を「適正生活あるは適正社会との関連」で再度議論しておくべきではないか、と考えるようになった。

二 「世代間の公平性」という言葉に潜む偽善

「持続可能な社会」という言葉にも含蓄されているが、「世代間の公平性」を考えてみる。豊かさ方程式（九八年版収録報告文参照）をベースにして、世代間の公平性を書くと(1)式のようになる。

$$X_n Y_n = X_n Y_n$$

(1)

ある。以上の理由から、世代間の公平性という言葉からは偽善的な臭いが臭い立つのである。

それではいかなる理念であれば良いのか。公平性をあげつらうのでは駄目であって、それこそ現世代の責任で「後の世代ほど前の世代より真の意味で豊かになる」という考え方が普通の社会にする。「なる」のではなくて能動的に「する」ということであるとすれば、(1)式は当然(2)式のように変えなければならないわけである。

$$X_n Y_n > X_n Y_n$$

(2)

この(2)式を満足する諸条件が現在の社会の中に内部化されていないければいけないわけである。このような条件は、少なくとも二つある。一つ目は、現世代が一時的享楽を排し、余剰を次世代に譲ること。従って我々の欲望を抑制しない限り、余剰は生まれない。欲望を抑制して生み出した余剰を次世代に譲る、こういう考え方が社会的に内部化されていなければならないわけである。二つ目は、そういう考え方を文化的システムを通じて継承して行くこと。つまり精神的豊かさの大切さを継承して行くことである。こういう二つのことが少なくとも社会の中にきちんと内部化して初めて世代間の公平性という言葉も使ってよければ、持続可能な社会ということも言っただけで良いと思う。しかし、現在の定義の中には実は、欲求を抑制するということも、譲るといふことも何も書かれてはいない。

私は、今年の四月に学生のテキストとしてアル・ゴア米副大統領の『レイチェル・カーソン』沈黙の春』への序文』というブックレットを発刊した。ゴア副大統領は、このブックレットに『日本の学生諸君に』というかなり長文のメッセージを寄せた。その中に学生

稲場 紀久雄
〈大阪経済大学〉

ここで、サフィックスの f は現世代を、 f' は将来世代を意味する。(注：式中の文字の意味は九八年版年報収録報告文と同じ)

この式は、現世代の真の豊かさ度と将来世代のそれとが等しいことを意味する。ここで、(1)式において経済的な豊かさ度に関して、将来世代の方が現世代より豊かである、つまり世代が進むにつれて経済的に豊かになる、右肩上がりの経済になる、とすると、将来世代の精神的な豊かさ度が現世代のそれより落ちてしまう。即ち将来世代の精神的荒廃の拡大が起こる。資本主義社会では、それは自明の理であるのかもしれない。つまり、禁止則を最小限に、自由則を最大限にし、消費の欲望を駆り立てるのだから。しかし、これを許容するわけにはいかない。他方、将来世代が精神的に現世代よりも豊かになっている、というように考えると、経済的な豊かさの方は、将来世代のそれは現世代よりダウンしてしまう。これは、現世代にとって大変手前勝手なことである。意味のある答えは、 $X_n Y_n$ も世代間で等しい状態と考えるのが唯一あるのみということになるわけだが、高度に発達した市場経済社会では精神的荒廃が本質的に内部化されているので(「豊かさ方程式」の解析から証明できる)。このために完全に等しい状態を作り出すことは至難なことである。

達に特に強く注意を喚起している次のような部分がある。

「何百万ドル、何十億円という収入を得る人も地球を汚染しているのであれば、例え全財産を子供達や孫達に残したとしても、それは皆を欺いていることにしかなりません。(略)私達を先祖と呼ぶ将来の世代のことを考えてみましょう。その世代に健全で豊かな世界を残せるように努力しようではありませんか。そうすれば、先祖となる私達に子孫が払う尊敬の念は、私達が自ら勝ち得たものと胸を張って言うことができるでしょう。」

この「私達が自ら勝ち得た」という部分は、「自ら努力して欲望を抑え、将来の世代に健全で豊かな世界を残そう。こうして初めて尊敬を自ら勝ち得ることが出来る」という意味である。ここにある考え方は、前述の持続可能な社会という考え方は相当ニュアンスの違うもので、もっと能動的な、もっと積極的な働き掛けがここにはある。そういうことからすると、この持続可能性あるは世代間の公平性ということについても、豊かさ方程式の示す基本的な考え方(私は「豊かさの定理」と敢えて言いたいのだが)を踏まえてより正しく考えて行くべきではないか。そしてより正しい経済システムを創って行くべきだと考えるわけである。

三 各世代の消費を適正水準に維持し、見返りを求めない全移譲

豊かさ方程式は、 X と Y の関係がいかなるものかがわかれば、解くことができる。第五四回大会報告以降、両者の関係を熟慮し、 Y がストックの大きさに比例するという考えに帰着した。つまり、次

世代のために現世代の人達が自分の欲望を抑制することでストックが生まれてくる。抑制度合いに比例してストックが大きくなる。欲望を抑えるという点が精神的な豊かさに密接に関係している。このように考えると、 X と Y の関係を移譲するストックとの関連で表現することができる。そういう表現の下に方程式を解いた結果、私達は果たして適正な生活以上に豊かな生活をする必要があるだろうか、という考えに思いついた。どんな水準が適正であるかは別に、その状態が適正であれば、それ以上の生活は享樂的な生活ではないのか。例えば、各世代の適正水準の消費額を C とすれば、各世代が適正生活をする前提の下に余剰を次々と次世代に譲っていくということになると、(3)式に示すように、消費率 r ($\equiv X$)は可能総産出 W が逐次増大するため次第に小さくなっていく。

$$r = C/W + (n-1)(W-C) \quad (3)$$

ここで、 n は世代数である。

一方、移譲分のストックの方は、世代数に比例して増加する。

つまり、各世代が適正生活を続けていくと、 r あるいは X は次第にゼロに近づいていく。真の豊かさ F は、ある所までは大きくなるが、非常に高度な成熟社会になってくると、 F はしだいに落ちていくという結果になる。その代わり、 Y がずっと高くなるわけである。適正生活を続ける場合、 F はやがて減少に向かい、一方 Y は増加の一途をたどる。換言すれば、 Y を増加させるシステムが社会的にない限り、適正生活の維持は困難になる。つまり、享樂的な生活に走っていくということである。

私たちは、どの世代でも適正生活以上に過度な享樂的生活をする

必要はない。しかし、社会の中に精神的な豊かさを高めていくという何らかのシステムがない限り、そういう状態を作り出すことはできないということになるわけである。そういう意味で精神的な豊かさ度の向上のシステム、そういう文化システムを社会に内部化させなければ、適正な豊かさを確保していくことはできない。真の豊かさを犠牲にしても精神的な豊かさを求めていかなければならないのである。注意を要する点は、真の豊かさを犠牲にしても適正生活をしているわけだから、貧しくてその日を食べていけないような状態ではない、という事実である。

r をさらに別の角度で考えると、(4)式のように三つの部分からなる

$$r = \text{[生存的部分]} + \text{[人間の部分]} + \text{[神聖的部分]} \quad (4)$$

生存的部分とは人間生存に不可欠な消費部分、人間の部分とは人間が人間らしく暮らせる文化水準を維持・発展させるために不可欠な部分、そして享樂的部分とは快適性や自己満足を得るために消費する過剰消費部分を意味している。適正水準の維持という視点からは、(4)式の右辺第三項が抑制の対象となる。適正水準以上に消費する必然性は全く存在しない。適正水準を上回る余剰を次世代に引き継ぐことは当然であるが、その当然のことが非常に難しい。市場経済社会の中では至難なのである。自ら享受できる経済的な豊かさ度の一部を抑制して、適正生活を堅持すれば、次世代の生活の安心・安全・安定の程度が高まる。これがいわゆる「ゆとり」というものではないか。このような自己抑制が行えること、その恩恵を受けられること、このことが双方にとって「幸せ」というものではないか。

したがって、「幸せ」には、実は無償の自己抑制が伴うのではないか。ところが「豊かさ」というものにはそれが伴わない。「幸せ」があるということは、その裏に「ゆとり」があるということである。

私は、ここに「豊かさ」と「幸せ」と「ゆとり」の相互関係が豊かさ方程式から明確になった、と考えている。

さらに、 r を九八年版年報の八三頁の(6)式によって考えてみよう。ここで、現世代が次世代から奪った部分が現世代の享樂的な生活部分に当てられている、とすれば由々しきことである。例えば現在社会的な問題には環境ホルモン問題、あるいは遺伝子組み替え食品問題、あるいはオゾン層問題など、いろいろな問題がある。このような問題を一つ一つ考えてみると、現在の豊かさは、次世代の生命をすら代償にしてからくも確保されているものだ。そして、奪った部分が先ほどの生存的な部分に充当されているのならまだしも、享樂的な部分に充当されている可能性がきわめて高いのである。人間の部分や享樂的な部分に未来から奪って来なければならぬような状態が在るとすれば、これはむしろ過剰人口の抑制にも跳ね返っていくべきであると考えられる。またわが国の経済的繁栄が南の国々の過剰人口の増大を前提にしているとすれば、それもまた改めていかなければならないのではないか。そんな意味合いを含めて、私たちは豊かさから幸せな社会に、過剰な社会から適正な社会に転換していかなければならない。同時にまた現行の持続可能な社会の概念をただ唯々諸々と受け継ぐのではなくて、これを乗り越えて幸せな適正社会へ、つまり現在の世代の欲求を適正な水準に維持しつつ、将来の世代に移譲する社会へ、欲求の抑制・適正そして移譲、こ

いったことについてもっと積極的にきちんと考えていくと同時に、それを具現する社会システムを構築していかなければならないのではないか。

四 フローからストックの経済へ

討論者・武井明(高崎経済大学教授)は、豊かさ方程式の持つ価値を評価したうえで、市場経済の下にある現実社会では、報告者の主張をシステムの中にビルトインしていくことの難しさを危惧し、制度的な限界をカバーする第三の手法として「コモンス、共のシステム」の導入の重要性を示唆した。

私はビルトインの難しさを肯定しつつ、少なくともフローからストックの経済システムを作り替えていくべきだ、と主張した。確かに成長志向型の様々なバリエーションを乗り越えていくところに困難はある。考え方はすでに用意されているのに、そこへシフトしていかない、あるいはいけない政治や経済のシステムに問題があるのではないか。

最後にコモンスの問題だが、適正水準の確保のため、コモンスあるいは相互扶助のシステムに着目する必要があるだろう。しかし、現実には精神的豊かさの飢餓状態がある。このままでは極端なエコノミック・アニマルの社会になってしまう可能性がある。豊かさの正しい理解と幸せな社会の創出のための政策が構想されるべきだ。

(付記)

貴重な示唆を与えられた武井教授に深甚なる謝意を表す。

地域の雇用の成長と労働市場への影響

坂西明子
大阪府立大学大学院

一 はじめに

本稿では地域の雇用の成長によって、当該地域の労働市場がどのような影響を受けるのかを考察する。地域の雇用の成長によって、その居住者が失業率の減少、労働力率の上昇を通じて利益を得るのか、あるいは他地域からの就業人口の流入によって利益が相殺されてしまうのかを分析することは、地域の雇用促進政策の決定に際して重要な提言となる。また、地域の雇用の成長に対する労働市場の反応を考察することによって、雇用促進政策の効果が何年位持続するのか、その長期的な影響を明らかにすることができる。

本稿の特徴は次のとおりである。第一に、「労働力調査年報」の全国を一〇地域に分割した地域別年次データを用いて分析を行ったことである。第二に、このようなパネルデータを用いて、就業者数、就業率、そして労働力率からなる三変量のVARモデルの推定を行ったことである。

二 従前の研究について

地域の雇用の変化が労働市場にどのような影響を与えるかを考察した従前の研究を概観する。アメリカでは、すでに多くの研究蓄積

があり、その主なものを取り上げる。Bartik (1991) は雇用が一〇成長した場合に、恒久的に失業率を〇・〇五八%低下、労働力率を〇・一三七%上昇、実質賃金を〇・〇三五%減少させる効果が生じることを明らかにした。Blanchard and Katz (1992) は雇用が一〇減少すると、最初の三年間で失業率を約〇・三%上昇、労働力率を約〇・二%低下、そして雇用を約二%減少させる効果が生じることを明らかにした。失業率と労働力率に対する効果は、七年目ではほぼ消失するが、雇用は七年目以降も恒久的に約一・二%減少することを示している。

日本では、このような先行研究はまだ見られない。

三 モデルの仮定と検定

(1) モデルの仮定

Holtz-Eakin, Newey and Rosen (1988) で考察されたパネルデータをを用いたベクトル自己回帰 (VAR) モデルを適用する。本稿では、Holtz-Eakin, Newey and Rosen (1988) の二変量VARモデルを三変量に拡張している。そして、個別効果は定常であると仮定している。

推定式は以下の三つであり、三段階最小自乗法によって推定する。

$$e_{it} - e_{it-1} = \alpha_{it} + \sum_{k=1}^K \alpha_{ik}(e_{it-k} - e_{it-k-1})$$

$$+ \sum_{k=1}^K \lambda_{ik}(m_{it-k} - m_{it-k-1}) + \sum_{k=1}^K \delta_{ik}(l_{it-k} - l_{it-k-1}) + v_{iet} \quad (1)$$

$$m_{it} - m_{it-1} = \alpha_{it} + \sum_{k=1}^K \alpha_{ik}(e_{it-k} - e_{it-k-1}) + \sum_{k=1}^K \gamma_{ik}(m_{it-k} - m_{it-k-1}) + \sum_{k=1}^K \beta_{ik}(l_{it-k} - l_{it-k-1}) + v_{mit} \quad (2)$$

$$l_{it} - l_{it-1} = \alpha_{it} + \sum_{k=1}^K \alpha_{ik}(e_{it-k} - e_{it-k-1}) + \sum_{k=1}^K \lambda_{ik}(m_{it-k} - m_{it-k-1}) + \sum_{k=1}^K \delta_{ik}(l_{it-k} - l_{it-k-1}) + v_{lit} \quad (3)$$

(地域を下付き文字 i 、年を t と表す。 e_{it} , m_{it} , l_{it} はそれぞれ地域の t 年における就業者数、就業率、労働力率の対数値を表す。(就業率 = 就業者数 / 労働力人口、労働力率 = 労働力人口 / 生産年齢人口) によって定義される。) また、 α_{it} , α_{ik} , α_{ik} はタイム・ダミーを v_{iet} , v_{mit} , v_{lit} は誤差項を表している。 α , λ , δ は係数を表している。

対数値であるので、 $e_{it} - e_{it-1}$, $m_{it} - m_{it-1}$, $l_{it} - l_{it-1}$ はそれぞれ $T-1$ 期から t 期にかけての就業者数の成長率、就業率の成長率、労働力率の成長率にほぼ等しい。つまり、前期から今期にかけての各変数の成長率を、 k 年前まで (k 期ラグ) の就業者数、就業率、労働力率の成長率に回帰している。

(2) 検定方法

三段階最小自乗法の誤差項が漸近的に N の分布に従うという性質を利用して Gallant and Jorgenson (1979) で提案された仮説検定の方法を適用する。すなわち、説明変数からラグを一つ減らすことができるという帰無仮説、あるいはある変数を除くことができるという帰無仮説に対して、仮説検定を行う。これによって、(1)、(2)、(3) 式の最適なラグ数の選択、そして、説明変数に含むべき変数の選択を行うことができる。

四 検定結果と解釈

(1) 事前の考察

推定期間は一九九二年から九六年までの五年間であり、操作変数には一九八七年から各年の四年前までの定数項、就業者数、就業率、労働力率を用いる。

(2) 仮説検定とパラメーターの推定

(a) 就業者数を被説明変数とする式についての検定結果 (1) 式) 最適なラグ数は1である。また、仮説検定の結果、説明変数に就業者数と労働力率を含めなければならないが、就業率は必要でないことが言える。

(b) 就業率を被説明変数とする式についての検定結果 (2) 式) 最適なラグ数は0である。つまり、就業率の前期から今期にかけての成長率は、タイム・ダミーにのみ依存し、過去の就業者数、就業率、労働力率の成長率には依存していないことがわかる。

(c) 労働力率を被説明変数とする式についての検定結果 (3) 式)

最適なラグ数は1である。有意水準を1%とすると、就業者数、就業率、労働力率をすべて説明変数に含めなければならないが、有意水準5%では就業率は必要がないという結果が得られた。

(d) パラメーターの推定

(a), (b), (c)における検定の結果にしたがって説明変数の選択を行い、パラメーターの推定を行った結果を表1に示している。表1は縦列に被説明変数ととり、横列に説明変数をとっている。表1の(2)は就業率を被説明変数とする式を表している。推定されたタイム・ダミーは一九九二年から九六年まですべて負の値となっており、この五年間のすべての年で、前年に比べて就業率が低下していることがわかる。また、(3)と(4)の労働力率を被説明変数とする式は、(3)が有意水準を1%とした場合の結果であり、説明変数に就業率が含まれている。(4)が有意水準を5%とした場合であり、就業率は説明変数に含まれない。(3)式と(4)式とで、 $e_{it-1}e_{it-2}$ と $l_{it-1}l_{it-2}$ のパラメーターは符号が一致しており、数値の差も小さいことがわかる。

五 シュミレーション

第四節の結果をもとにして、雇用(したがって就業者数)を1%成長させるようなショックが起これば、その後の雇用(就業者数)、失業率、労働力率にどのような影響を与えるのかシュミレーション分析をする。まず、失業率は就業者数が就業率に関する式に含まれず、就業率の予想をするのに就業者数の過去の情報は必要ないことから、ショックとして雇用が成長しても影響を受けないことが言える。雇用と労働力率に対する影響を図示したのが、図1である。シ

ョックがなかった場合と比べて、雇用、労働力率が何%変化するかを表している。

図1からショックの一年後に、雇用の約1・三九%の成長と労働力率の約〇・五四%の成長が起こることがわかる。これらの効果は二年目以降に急速に衰えていくことがわかる。ショックの二年後には雇用の〇・六五%の成長と労働力率の〇・三二%の成長が起こる。三年後には雇用が〇・一六%成長し、労働力率が〇・〇九%成長する。四年後に雇用と労働力率に対する影響が共にほぼ0となる。したがって、雇用を1%成長させるような雇用促進政策の効果はほぼ三年間持続するが、四年目以降に効果が完全に消失するという結果が得られた。また、Blanchard and Katz (1992)の計算に基づく雇用が一人分増加すると、翌年に労働力の参加率(労働力率)を〇・五四人分増やすことから、当該地域への就業者の流入を〇・四六人増やすという結果になる。

参考文献

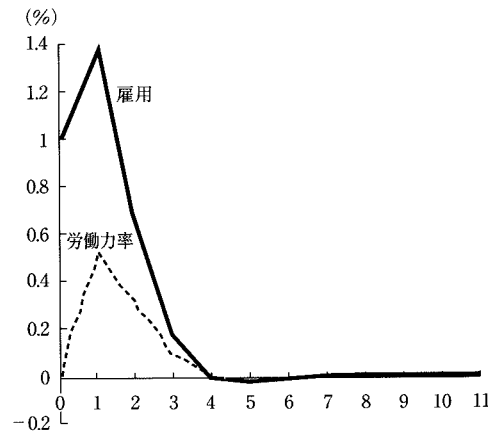
- Bartik, T. J. (1991), *Who Benefits from State and Local Economic Development Policies?* W. E. Upjohn Institute for Employment Research, Kalamazoo, MI.
- Blanchard, O. and L. F. Katz (1992), "Regional Evolutions", *Brookings Papers on Economic Activity*, vol. 1, pp. 1-75.
- Gallant, A. R. and D. W. Jorgenson (1979), "Statistical Inference for a System of Simultaneous, Nonlinear, Implicit Equations in the Context of Instrumental Variable Estimation", *Journal of Econometrics*, vol. 11, pp. 275-302.

表1 パラメーターの推定結果

	(1) 就業者数 ($e_{it} - e_{it-1}$)	(2) 就業率 ($m_{it} - m_{it-1}$)	(3) 労働力率 ($l_{it} - l_{it-1}$)	(4) 労働力率 ($l_{it} - l_{it-1}$)
a_{92}	-0.000875 (0.00485)	-0.0017300 (0.002409)	-0.005634 (0.00499)	-0.002498 (0.00469)
a_{93}	-0.00642 (0.00395)	-0.0033959 (0.002409)	-0.007945 (0.00424)	-0.008611 (0.00382)
a_{94}	-0.01069 (0.00304)	-0.0045977 (0.002409)	-0.001830 (0.00442)	-0.005142 (0.00293)
a_{95}	-0.00503 (0.00306)	-0.0022831 (0.002409)	-0.004262 (0.00442)	-0.006532 (0.00296)
a_{96}	-0.000905 (0.00309)	-0.0043797 (0.002409)	0.002418 (0.00382)	-0.000712 (0.00299)
$e_{it-1} - e_{it-2}$	1.39552 (0.38645)	—	0.88118 (0.42315)	0.83743 (0.37355)
$m_{it-1} - m_{it-2}$	—	—	1.09710 (0.70840)	—
$l_{it-1} - l_{it-2}$	-1.53770 (0.37441)	—	-0.73689 (0.43208)	-0.80731 (0.36191)

(注) 上段が推定値、括弧内の数値がパラメーターの標準誤差を表している。

図1 雇用の1%成長によるその後の雇用、労働力率に対する影響



Holtz-Eakin, D., Newey, W. and H. S. Rosen (1988), "Estimating Vector Autoregressions with Panel Data", *Econometrica*, vol. 56, pp. 1371-1395.

(付記)

本報告において、予定討論者の吉田良生先生(朝日大学)から今後の研究の発展につながる大変貴重なコメントを賜りました。(二)に記してお礼を申し上げます。

静岡市の物価高・他地域との比較

— 静岡市の物価はなぜ高いか —

山下隆之・野方宏・土居英二
 〈静岡大学〉

一 序

本稿は、全国的にみて物価高の静岡市をとりあげ、それがいかなる要因にもとづくものであるかを分析対象とするが、わが国の地方経済の流通構造を構成する諸要素が、小売企業の価格決定行動を通して価格動向にどのような影響を及ぼしているかについて考察するための一事例研究を提供したい。

二 静岡市の物価水準

総務庁統計局『全国物価統計調査報告』の消費者物価地域差指数によれば、平成四年において、静岡市は県内で第一位の高い物価水準であり、静岡県全体の総合指数に対する地域別寄与度でも大きく寄与している。

物価高の要因として、従来、次のようなものがあげられてきた。

- (1) 地価の高さ
- (2) 人件費の高さ

静岡市の場合、特にコストの中で人件費の占める割合の高い、外食、個人営業サービス、交通などは全国でも上位にランクされてい

る。

- (3) 排他的・閉鎖的な規制や商慣習

静岡市では、大規模店舗法への独自の上乗せ規制（静岡方式）や全国チェーンの出店を規制する「市出店指導要綱」を通じて、大型店や県外流通業者の出店を規制してきた。

三 大型店の進出と地域格差

上述の(3)の問題を中心に考察しよう。静岡市の大型店出店状況を全国の県庁所在都市と比較すると、小売業全体の売場面積に占める第一種と第二種の大型店の比率が他市と比べて際立って低い。

大型店の進出状況が物価高にどう結びついているかを考えるために、県庁所在都市の中から地価などのコスト要因が静岡市に比較的に通った都市を選んで分析すると、商品の物価水準（地域差指数）と大型店の進出度（売場面積比率）との間には極めて高い負の相関（相関係数 -0.937 ）があることがわかる（図1）。

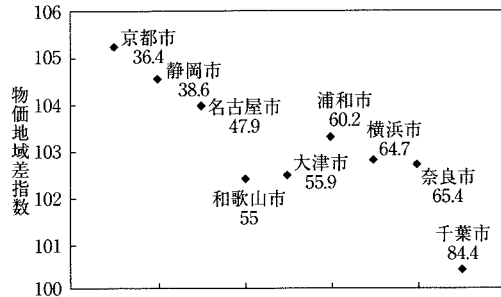
また、近年、わが国の流通構造の変化が指摘されている。小売段階において、中小小売商が衰退し、それに代わって種々な形態の大型店が、小売業の主役の地位を占めつつあるという指摘である（例

えば『平成八年 経済白書』など）。店舗形態別にみた場合にも、静岡では量販店の売上高比率が低い。

四 大型店の競争と価格

大量量販店の出店が、物価にどのような影響を及ぼしているかを検討する。全国の都道府県庁所在都市をとりあげ、物価水準の変動を市場集中度、費用要因、需要要因によってどの程度説明できるかを試みる。

図1 大型店進出度と物価水準



大型店の売場面積比率 (%)

(出所) 総務庁『全国物価統計調査報告』、通産省『商業実態基本調査報告書』等の1992年データより作成。

分析対象は一九九四年である。説明変数についてとくに必要と思われるいくつかの指標の定義をしておこう。

- ① 消費者物価地域差指数 (Y)。価格変動の指数としては、全国を 100 とする消費者物価地域差指数（家賃を除く総合）を利用した。資料は総理府統計局『消費者物価指数年報』である。

② 所得地域格差 (IN)。全国平均を 100 とする課税対象個人所得。資料は東洋経済『地域経済総覧』による。

③ 住宅地価 (LA)。測定単位は 1000 円。この変数は、小売業において固定費用を形成するので、小売価格変動と正順関係をもつことが予想される。資料は東洋経済『地域経済総覧』。

④ 小売業内四社集中度 (CR_4)。上位4社売上高/全売上高 $\times 100$ (%) で定義される。市場集中原理が成り立つとすれば、一般的に集中度が高まると価格が高くなることが期待される。資料は通産省『商業統計表』、商業界『日本スーパーマーケット名鑑』。

⑤ 量販店業態内四社集中度 (CS_4)。量販上位4社売上高/量販店売上高 $\times 100$ (%) で定義する。量販店間の競争の尺度として扱う。資料は商業界『日本スーパーマーケット名鑑』。
 Y を被説明変数とする回帰による推定結果をままとすると表1のようになる。

なお表の中で、 R^2 は自由度調整済決定係数、括弧内は t 値である（表2についても同様）。 CS_4 を含む回帰では各係数の推定値は、 t 値による検定、 F 値による検定ともに、5% の水準で有意である。推定結果から以下のことがわかる。

- (1) 所得と価格指数は有意な正順関係にある。
- (2) 地価と価格指数も期待された通り有意な正順関係にある。
- (3) 小売業における市場集中は、価格の上昇に対してマイナスに効いている。
- (4) とりわけ、量販業形態にあっては大量量販店による市場集中

表2 回帰分析の結果

Const.	SL	SS	VI	\bar{R}^2
3.6268 (3.454)	0.0916 (6.902**)		-0.0104 (-0.582)	0.4874
12.7133 (11.878)		-0.0919 (-7.111**)	-0.0145 (-0.824)	0.5030

Const.=定数項、*印は5%有意水準で有意、**印は1%有意水準で有意。

以上、静岡市の抱える政策課題から出発して進めてきた分析過程で得たファインディングを整理すれば次のようになる。第一に、地域小売市場レベルにおいては量販店の集中・進出の程度が小売価格の地域格差に影響を与えていることを示す結果を得た。他方、一般小売店の保護

六 結 び

(2) 中小小売店のシェアは価格の変動と逆順関係にある。
(3) 垂直的卸売統合は、統計的に有意ではないが、価格の変動を抑えるように働いているとみることができるとは考えられない。
一般に食料品は購買頻度が高く、店舗密度も高いため、製造業者による流通経路支配・小売価格統制の程度が小さいと考えられる。そのため小売業者間の競争が価格決定に反映されると予想されるが、量販店の市場集中によって、価格競争が促進される可能性がある。他方、中小小売業者の存続は、小売価格を安定的に維持するように働いていることがわかる。

は、価格指数と有意なマイナスの関係にある。

本稿の分析では、地域小売市場レベルにおいて、量販店の集中・進出の程度が小売価格に影響を与えていることがはっきりと出ている。従来の研究と異なるこの結果の解釈としては、一九九〇年代に入ってから、デイスカウント・ストアや専門量販店の成長、製造業者主導型から小売業者主導型への流通チャネルの移行さらに規制緩和等によって流通構造に変化が起きたことが考えられる。

大店法の規制緩和によって、中小小売商に代わって、量販系の大手流通企業が小売市場の主要な部分を占めるようになり、メーカーに対する大手流通企業の対抗力の増大が期待されるが、(4)の点はこの予想と整合的である。

また、厳密には利潤率が被説明変数とする分析が必要ではあるが、小売業にあつては上位企業の市場集中は価格に対して競争促進的效果を持ち、価格の地域格差を縮小する方向に働いていることが分析結果から得られた。

五 流通におけるパワー・シフト

製造業者主導型から小売業者主導型への流通チャネルの移行は、地方小売市場にどのような影響を与えるだろうか。全国データから流通の経路構造が経路成果とどのように関連しているかを検討してみよう。利用する変数は、総務庁統計局『平成四年 全国物価統計調査報告』に含まれている流通経路構造に関するデータから加工した。

① 小売価格変動係数(Y)。品目・銘柄別データを利用した。小売価格分布の標準偏差/平均小売価格で定義される。製造業者主導型では、小売価格の変動は少ないと考えられる。
② 量販店シェア(S)。量販店のパワーは、量販店シェアで測ることにする。「スーパー店向け」販売数量+「量販専門店」販売数量/小売向け販売数量で定義した。
③ 中小小売店シェア(S)。一般小売店の販売数量/小売向け販売数量で定義した。

④ 垂直的卸売統合(IN)。「生産者設立の販売会社」販売数量+「生産者の支店・営業所向け」販売数量/小売向け販売数量で定義した。
例えば、食料品は静岡市で物価水準の高い費目となっているが、一例として食料品(ブランド数は四九)について、その価格変動係数を被説明変数とする回帰分析を行い、結果をまとめると表2のようになる。

(1) 量販店の進出は価格の変動と正順関係にある。

は、価格の点では、物価上昇と一定の関係がある可能性がある。

第二に、量販店では、規模の経済性や流通段階の簡素化により、

一般小売店よりも低い価格を実現できる。したがって、量販店の高い集中度は、その規模の経済性を通じて、価格競争を促進することが期待できる。

上記の事項については、さらに研究を進めたいと考えている。

参考文献

- (1) 桑原秀史「小売市場の経済分析」千倉書房、一九八八年。
- (2) 田村正紀「マーケティング力——大量集中から機動集中へ——」千倉書房、一九九七年。
- (3) 西村清彦「価格革命」のマクロ経済学——流通構造変革の実証分析——日本経済新聞社、一九九六年。
- (4) 山下道子・井場浩之・新井孝一「大型小売店の参入規制と小売価格の変動——大規模小売店舗法の経済的評価——」『経済分析』第一二七号、一九九二年。

(付記)

本報告に際し、討論者を引き受けて下さいました鈴木多加史先生(関西学院大学)から丁寧なコメントと貴重な示唆を頂きました。ここに記して深く感謝の意を表します。

「創造都市」の経済学

はじめに——「創造性」の経済学へ

世紀末の閉塞状況の中で、欧米でも日本でも困難な現状を打開するためのキーワードとして「創造性」が話題になっている。

例えば、欧州創造都市研究グループがまとめた『創造都市』（一九九五年）は欧州社会においても製造業が衰退し、青年の失業者が増え、従来採用されてきた福祉国家システムが財政危機に直面して、見直しが行われる中で、国家の財政的支援から自立してどのような新しい都市の発展の方向を見出すかという問題意識で著されている。その際、芸術文化が持つ創造的なパワーを生かして社会の潜在力を引き出すとするいくつかの都市の試みに注目し、その経験を分析している。

また、日本では野中郁次郎氏が『知識創造企業』（一九九五年）において、企業サイドから見た知識創造を課題とし、マイケル・ポラーニーの「暗黙知」という概念を使って議論している。氏は最近、「創造する力は単に個人の内にいるのではなく、個人と個人の関係、個人と環境の関係、すなわち「場」から生まれる」と述べている。この「場」とは、空間と時間を併せ持った概念であり、「現在の知識が十分に作用しないとき、または新たな生存のレベルを打ち立て

佐々木雅幸

（金沢大学）

ねばならないときに、知識の創造が主体的に生まれる」と述べている（『ダイナミックな組織に向けて——場の動態と知識創造——』一橋大学『ビジネス・レビュー』四五巻二号、一九九七年）。だが、われわれの視点からすれば、企業はもちろんだが、都市自体が創造的でなければならぬ。そのような視点から定義すると、「創造都市」とは、『創造の場』に富み、グローバルな人類社会の課題、あるいはローカルな地域社会の課題に直面して、生存の危機を乗り越えるために知識の創造を主体的に発的に行うことができる都市である」と言えよう。つまり、全世界的にクリエイティブが世紀を切り開くキーワードになってきたのであり、サステイナビリティという概念とともに、両者は二一世紀の初頭にかけて人類社会が共通して課題とするキーワードであり、「持続的で創造的な都市」の在り方を探求する事が今後の都市経済研究の課題であろう。本稿は「産業と文化の創造支援システム」に重点に置いて都市分析を進め、ポロニーヤと金沢の比較検討を試みたものである。

一 グローバルリストラの中の「世界都市」と「創造都市」

なぜ今、都市が注目され、都市の文化と産業に焦点が当てられる

のか。その理由は二〇世紀末の地球規模の構造転換（グローバル・リストラ）に起因する。グローバル・リストラが都市経済や地域経済に与える第一のインパクトは経済活動のグローバル化によって国民経済と国民国家の枠組みが後退し、従来はサブシステムであった地域経済と都市経済の重要性が高まってきたことである。「国民経済の黄昏傾向」にともない、グローバルゼーションとローカライゼーションの二つのベクトルが交錯し、「世界都市」を頂点とする垂直的な地域統合の動きと「創造都市」相互の水平的なネットワークキングとの間で綱引きが演じられようとしているのである。

第二のインパクトは巨大な官僚的集権国家の解体や再編成の傾向である。現代国家の軍事、福祉部門であれ、公共事業部門であれ膨大な官僚機構を持つ中央集権国家はその硬直性や変化への適応能力の低下により深刻な財政危機をもたらす。このため集権的国家システムから、環境変化や住民ニーズに効果的に対応しうる都市と自治体を主役とする分権的社会システムへの移行が始まりつつある。

第三のインパクトは、先進資本主義国におけるハイテク化・情報化・ソフト化への産業構造の高度化と、画一的な大量生産から多品種適量のフレキシブル生産への移行という生産システムの変化とが、都市経済に新しい可能性を開き、文化指向型産業政策が登場するようになったことである。

七〇年代の石油危機によって「フォードイズムの危機」をめぐる討論の渦が巻きおこり、ポスト・フォードイズムの時代認識が欧米を中心に普及した。これに対して、ハイテク機器を使いこなす現代の職人企業がネットワーク型に結合し、多品種適量のフレキシブル

生産を展開する「産業コミュニティ」が注目を集めるようになった。欧州では「第三のイタリア」のポロニーヤ・フィレンツェ、日本では東京の大田区・墨田区そして北陸の金沢などの都市が地域内発型中小企業の集積した「産業コミュニティ」をその経済基盤として発展している。このような文化指向型の産業政策や職人企業によるフレキシブル生産システムへの注目は「創造都市」の可能性を広げるものである。

以上三要素が絡み合い、一方では多国籍企業主体のグローバル・リストラが「世界都市」に絶えざる動揺をもたらしつつ、他方で「創造都市」の興隆へ向かう二一世紀の分権型地域社会システムの萌芽が形成されつつある。

二 「創造都市」ポロニーヤ——フレキシブルな生産と文化の都市システム

J・ジェイコブズが「創造都市」として注目するポロニーヤ市（人口四十五万人）の都市産業システムは、ポスト・フォードイズムのフレキシブル・スペシャリゼーションとして定義されるものであり、包装機械、精密機械そして繊維工業などの業種から構成され、無数の職人企業や中小企業が内発的に発展していくと同時に、世界市場競争など外部環境の変化に伴い新たな基幹産業を産みだし、都市経済構造の再構築がフレキシブルに行われている点に特徴がある。その際、新技術の導入やノウハウの普及と継承、さらには創造的人材の育成に果たす大学と工業専門学校の役割が重要性を帯びている。ヨーロッパ最古のポロニーヤ大学は博物館・美術館、劇場、図書館

文化施設とネットワークを組み芸術・文化面で都市に大きな影響力を及ぼすのみならず、工業専門学校、研究開発センター、職人企業連合CNAや各種の協同組合などの非営利組織と協力して産業面の創造力を高めている。このような開かれた自由で水平的なネットワークが創造の基盤となり、さらにそれらを州政府が出資するエミリア・ロマーニャ州経済発展公社ERVETや自治体の創造的産業政策が支援システムとして機能しているのである。

さらに、都市政策において特徴的なことは、産業政策と街並み保全などの文化・環境政策が一体的に取り組まれてきたことである。街全体を取り巻く回廊が独特の陰影を醸し出す都市美を誇っていたが、一九六〇年代に郊外にニュータウンを建設するという分散化を促進したため中心街が衰退した。そこで一九六九年には方針を転換して、歴史的街並みの保存と再生をはかった。「都市の高質化」と称して古い建物の内部を現代的に改造したのであるが、再生にあたって建築・家具職人の技能が発揮され、その振興にも役立ったことはいまでもない。七〇年代後半からは、保存された歴史的な建物や宮殿や教会を、創造的な活動のための空間として、若者の協同組合に行政が三年間無料で貸し付ける積極的な施策を展開している。この結果、芸術分野では、演劇協同組合が輩出し、前衛劇や児童劇等の分野で約一、〇〇〇人が活躍している。ボローニャ市はまた、郊外にハイテク職人の工業団地を整備しているが、その一方で歴史的街区の中に、新規事業に乗り出す職人や芸術家のために「転換工房」というインキュベータを提供している。歴史的街区の文化的集積のなかでこそ新しい感性を備えた職人や芸術家が養成されると考

えたからである。歴史的街区が産業と芸術のインキュベータとなるのであり、都市の文化的集積が新規の活力ある職人企業と芸術家を生み出すのである。

三 内発創造都市への金沢の挑戦

ボローニャとともに金沢も人口四五万人のヒューマンスケールの都市であり、伝統芸能や伝統工芸を育む生活文化の営み、豊かな自然環境に恵まれるとともに、独自の自律的な経済基盤を保持しており、中規模都市の中で高い評価を受けてきた。高度成長期において日本の多くの地方都市が、東京の支店経済都市となり、企業城下町やコンビナート都市と化して、オリジナルな文化と経済基盤を失ってきた中において金沢は文化と経済のバランスのとれた「内発的発展」を遂げた都市として評価されてきた。内発創造都市・金沢の特徴は次の五点にまとめられる。

第一に、地域内に本社や意志決定部門を備えた基幹工場を置き、持続的に発展を遂げた地域内発型の中堅・中小企業群によって支えられた自律性の高い都市経済であり、職人気質に富み、イノベーションを得意とする多数の中堅企業群と零細な事業所群から構成された経済構造を持つ。

第二に、明治中期以降、繊維工業と繊維機械工業が二大基幹工業として地域内で相互連関的に発展を遂げ、これを基礎にして戦後には工作機械や食品関連機械、さらに出版・印刷工業、食品工業、アパレル産業等が展開しており、人口四五万人の都市にしては多様な産業連関構造を保持し、同時に伝統産業からハイテク産業までに至

る「地域技術」とノウハウの蓄積とその連関性も保持されてきた。

第三に、繊維工業に典型的に見られるように、地元産元商社を中心とする独自の産地システムを形成し、繊維産業の製造機能のみならず販売・流通機能、そして金融機能が域内で発展していくことによって二次産業と三次産業のバランスのとれた都市経済である。

第四に、都市経済の内発的発展力が、外来型の大規模工業開発やコンビナート等の誘致の結果として抑制し、産業構造や都市構造の急激な転換を回避してきたために、幕藩体制以来の独特の伝統産業とともに伝統的な街並みや周辺の自然環境などが残り、アメニティが豊かに保存された都市美を誇っている。

第五に、内発的発展がもたらした独自の都市経済構造が域内でさまざまな関連性を持った迂回生産によって付加価値を増大させ、地域内で産み出された所得のうち、利潤部分の域外への「漏出」を防ぎ、中堅企業の絶えざるイノベーションを可能にして情報産業や各種のサービス業を進展させ、さらに大学（金沢大学、金沢美術工芸大学、金沢工業大学など一三大学）や専門学校、さらに多数の博物館や資料館等の学術文化集積をもたらし、独自の質の高い都市文化の集積を誇っている。つまり、経済余剰の都市内循環により「生活文化ストック」が高く保持されている。

グローバルストラの荒波は金沢経済をも襲い、内発的発展の一つの柱であった繊維工業は途上国の追い上げにあって挫折し、危機に直面したが、機械工業と文化関連産業の発展によって新しい都市経済基盤を確立することに成功した。このように質の高い文化的集積によって都市経済の発展をはかる新しい産業発展の方式を金沢の

めざす「文化的集積を生かした都市の文化的生産」と呼びたい。

金沢がめざす「文化的生産」とは、①生産工程では職人的技能や感性とハイテク機器の結合によって文化的付加価値の高い財やサービスを生産し、②生活財産からメカトロ産業、ソフトウェア・デザイン産業にまで至る地域内発型企業の緊密で有機的な産業連関構造を構築することによって③地域外から稼いだ所得が地域内で循環するとともに、新たな文化的支出と文化的消費に向かい、④文化的支出は、民間のデザイン研究所、美術館の建設や、オーケストラ等の運営を支援し、都市の文化的集積を高度化することにより、文化的生産の担い手となる個性的な人材を養成し、地域に定着させる一方、⑤文化的消費は文化性・芸術性に富んだ財やサービスを享受する能力をもった生活者によって、地元の消費市場を高質化し、文化的生産への需要を喚起するような生産と消費のシステムである。

最後に、金沢とボローニャの相違点も明確にしておく。

それは第一に、ボローニャにおける中小企業のフレキシビリティは個々の労働過程における企画・管理労働と肉体労働の一体化に基づく創意性・自発性によって支えられ、勤労者主体の民主的経済社会の土台となっているが、金沢においてはその展開は不充分である。第二に、ボローニャにおいてCNAが果たした「共生的ネットワーク」は「競争と協同」の理念を現実化する重要な要素であるが、金沢においては、地元商社を頂点とする「垂直的」システムであったため、繊維産地の水平的再構築が大きな課題として残っている。

不動産流通課税と不動産取引

篠原 正博
（明海大学）

はじめに

本稿の目的は、平成六年度の固定資産税評価替えにより一躍注目を浴びることになったわが国における不動産流通課税（印紙税、登録免許税、不動産取得税、取得分に係る特別土地保有税）に関して、その課税根拠および不動産取引への効果などを国際比較の視点も交えて実証的に検討を行い、今後のあり方を探ることにある。

一 不動産流通課税の課税根拠 ↳ 政府見解の批判的検討

(1) 不動産流通課税と担税力

不動産流通課税の課税根拠に関しては、わが国ではもっぱら能力説の立場から説明が行われている。すなわち、「わが国の流通税は、財貨の移転等という事実に着目してその背後に担税力を認めて課税するものであり、財貨の移転自体に着目して課税を行うものと、財貨の移転に伴って作成される文書や登記、登録等に着眼して課税を行うもの」とに分類できる（「大蔵省大臣官房文書課『間接税の現状』大蔵財務協会、一九八七年、一一五頁」とされている）。

このような大蔵省の分類に従い現行の不動産流通課税を見ると、

としては、不動産取引そのものに着眼して課税される不動産取得税が望ましいだろう。不動産取引そのものに課税可能ならば、その背後にある文書および登記をとらえて間接的に課税する必要はないと考えられるからである。

このように、不動産流通課税を能力説の立場からとらえる時、印紙税や登録免許税の存在意義を見出すことはできない。それでは、両税の根拠づけはどのように行われるべきであろうか。まず、登録免許税の場合は利益説の立場から根拠づけることが可能である。すなわち登録免許税に関しては、登記制度により第三者に対する対抗力が与えられるから、それに対する対価として根拠づけることが可能である。しかし、印紙税の場合は利益説の前提となる利益の存在を見出すことも困難である。したがって、印紙税は利益説からも能力説からもその課税根拠を正当化することは難しいと思われる。

(2) 二重課税の発生

さらに重要なことは、仮に大蔵省が主張するように不動産流通課税の課税根拠を能力説に求めることができたとしても、現在のわが国における不動産取引に係る税の状況を見ると（表1）、消費税と不動産取得税の間で、また、流通課税間で二重課税が発生していることである。

二 不動産流通課税の経済効果

(1) 国内における不動産取引への影響

理論的には、買い手に対する不動産流通課税は不動産取引に対する需要を抑制し、結果として不動産取引を阻害すると考えられる。

前者には不動産取得税および特別土地保有税（取得分）が含まれ、また、後者の例としては、印紙税および登録免許税がそれぞれあげられよう。もっとも、特別土地保有税（取得分）については、流通税としての側面よりも土地政策のための税制という性格が強い。したがって、以下の議論では、不動産の移転自体に着目して課税されるものとしては、もっぱら不動産取得税に注目することにしよう。

不動産流通課税を能力説の観点から根拠づける以上のような政府の見解の妥当性を検討するためには、不動産取引の背後に発生した担税力をどのような形で捕捉すべきかが問題となる。

まず、売手側に発生した支払能力の増加はキャピタル・ゲイン課税によって補足すべきものである。また、買い手が不動産を購入できる購買力（所得）を有していたとしても、それは貯蓄性資金であるから、本来、資産保有課税（経常純資産税）の対象となるべきものであると考えられる。不動産を取得する行為自体は、この貯蓄性資金の保有形態が変化しただけであるから、そこに新たな支払い能力が発生しているわけではない。ところが、現在わが国においては、貯蓄性資金の保有に課される経常純資産税に相当するものがない。そのように考えると、不動産流通課税を経常純資産税の代替税としてとらえることが可能かもしれない。ただしこの場合の流通課税と

このことを、①式および②式のような簡単な連立方程式モデルに基づき推定を行ってみよう。ただし、 $F_{T,t}$ 期の不動産取引件数、 $T_{T,t}$ 期における不動産流通課税額（売買による所有権移転に係る登録免許税および不動産取得税の合計額・各目値）、 $L_{V,t}$ 期の地価上昇率、 \dots 住宅ローン金利（都市銀行）、 $T_{L,t}$ 期の土地および建物に係る固定資産税額（名目値）、 $P_{L,t}$ 期の人口、 $DUM_{L,t}$ グミー変数（バブル期である一九七〇～七三年度および一九八六～八九年度を1、それ以外は0）である。また、推定方法は二段階最小二乗法である。

$$F_{T,t} = d_0 + d_1 T_{T,t} + d_2 L_{V,t} + d_3 v_t \quad (1)$$

$$T_{T,t} = e_0 + e_1 T_{L,t} + e_2 P_{L,t} + e_3 DUM_{L,t} + v_t \quad (2)$$

推定結果は表2で示されたとおりである。明らかなように、不動産取引と不動産流通課税との間には負の相関関係が認められる。ただし、不動産取引への影響を与える要因としては、不動産流通課税の存在よりも、住宅ローン金利や地価の動向の方が重要である。

(2) 国際的中立性

主要先進諸国の状況を見ると（表3）、不動産取引に関して複数の流通税が課されることはほとんどないし、また、不動産譲渡に対する流通税と付加価値税の間には一般に代替的關係が存在する。これに対してわが国の不動産流通課税は、その制度が複雑で負担も重くなっている。したがって、国内取引を阻害するのみならず、長期的には国際的観点からも不動産取引を阻害する可能性が高い。

表1 わが国における不動産取引に係る税

	譲渡所得税	消費税	印紙税	登録免許税	不動産取得税
買い手		◎	○○	△	△
売り手	△	○	○		

(注) ○は納税者を、◎は担税者を示す。△は納税者と担税者が等しい場合である。また、消費税には地方消費税も含む。

表2 パラメーター推定値 (2 SLS、推定期間：1969～1994年)

d_0	d_1	d_2	d_3	DW	s	自由度修正済R ²
4.909 (5.840)	-0.00014 (-4.747)	0.03 (4.917)	-0.211 (-2.401)	1.848	0.173	0.812
e_0	e_1	e_2	e_3	DW	s	自由度修正済R ²
-7671.137 (-2.126)	0.0014 (10.638)	7822.365 (2.307)	1229.000 (4.731)	1.163	602.8	0.965

(注) カッコ内の数値はt値。sは標準誤差、DWはダービン・ワトソン比。
(資料) 法務省『民事・訴務・人権統計年報』、自治省『地方税に関する参考統計数資料』、日本銀行『経済統計年報』、不動産研究所『市街地価格指数』、総務庁『国勢調査』。

表3 主要先進諸国における不動産流通課税の概要

国	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税	登録免許税 印紙税	—	印紙税	—	登録税 不動産公示税
地方税	不動産取得税 特別土地保有 税(取得分)	不動産移転税 (州・地方)	—	不動産取得税 (州)	県不動産公示 税・登録税、譲 渡税付加税 (州・県・市町村)
課税ベース	印紙税～記載された契約金額 登録免許税および不動産取得税 ～固定資産課税 台帳の価格 特別土地保有税 ～土地の取得価額	譲渡価格	取得価格	取得価格	登録証書に記載された価格 もしくはは時価 (記載価格が 時価を下回る 場合)
税率	登録免許税⇒ 0.4～2.5% 印紙税⇒階級 定額税率 不動産取得税 ⇒4% 特別土地保有 税⇒3%	地域により異なる。 ex. ニューヨーク州⇒0.4%、 カリフォルニア州⇒ 郡0.11%、 市0.055%	1%	3.5%	地方により異なるが、不動産の種類で見ると次のようになる。商業用不動産⇒18.2%、居住用不動産⇒7%。
租税収入に占める割合	1.38% (1994年)	—	0.31% (1994年)	0.53% (1994年)	0.85% (1989年)
対GDP比	0.32% 0.25%* (1994年)	—	0.11% (1994年)	0.22% (1994年)	0.37% (1989年)
付加価値税との調整	なし	—	あり(土地譲渡は非課税。建物譲渡に関しては、中古は非課税、新築にはゼロ税率が適用されている)。	あり(土地・建物とも、その譲渡に対して付加価値税は課税されない)。	あり(付加価値税が課される場合には、原則として不動産流通課税は非課税とされる)。

(注) *は先買に係る分。
(出所) 各種資料により筆者作成。

三 不動産流通課税のあり方

さて最後に、これまでの分析を踏まえて、わが国における不動産流通課税のあり方を考えてみよう。

前述のように、わが国の不動産流通課税では二重課税が発生しており、結果として過重となっている買い手の負担を軽減することが必要である。ただし、そのためには不動産取引(建物譲渡)に係る消費税の存在が大きな意味を持つ。不動産流通課税と消費税との間の調整方法としては、(1)建物譲渡に対する消費税を存続させて、建物の取得に係る流通税の調整を行う、(2)建物譲渡に対する消費税は存続させるが、流通税の見直しをより大胆に行う、(3)不動産譲渡に係る消費税は原則非課税とするが、流通税は現行制度のままとする、(4)不動産譲渡に係る消費税を原則非課税とし、さらに流通税の見直しを行う、といった四種類のシナリオが考えられよう。

問題は、以上のうち結局どれが望ましいかということである。結論を先に述べると、長期的に見れば(2)がもっとも望ましいだろう。すなわち、消費税および不動産取得税を存続させて、売買による不動産譲渡に係る印紙税および登録免許税を廃止すべきであると考えられる。ただし、建物譲渡に係る地方消費税分については非課税とすることが望ましい。その理由を整理すると、以下のようになる。

第一に、印紙税を廃止すべき理由は、その課税根拠が不明瞭であるということによるが、登録免許税については、もっぱら税制の国際性の観点からである。すなわち、前述のように、不動産取引に対して複数の流通税を課している国はほとんど存在せず、重複課税は

望ましくないと考えられるからである。不動産取得税はすでに道府県の独立財源として定着しており、廃止することは困難であろう。第二に、仮に建物に係る分のみを免税にしたとしても、買い手の負担軽減にはさほど結びつかないことがあげられる。例えば、売買による所有権移転に係る登録免許税の構成を見ると、現在の約九割が土地に対する課税となっている。

第三に、登録免許税や印紙税とともに消費税の廃止も同時に行くと、国家財政への影響を無視できない。さらに、地方交付税の額へも影響が及び、地方財政への財源補填問題が新たに発生する。国と地方間の税源配分の観点から考えても、国に消費税を、地方に普遍性の高い不動産取得税を残すことが妥当であろう。もっとも、消費税の税率が著しく高くなる場合には、不動産取得税との間で何らかの調整を行うことが求められる。なお、不動産取得税を存続させるならば、建物譲渡に係る地方消費税に関しては非課税とすることが望ましいだろう。このことは、前述のように、主要先進国において付加価値税と流通税との間には代替的な関係が存在すると考えられるから、税制の国際性の観点からも正当化されよう。

(付記)

本報告において、座長の西野万里先生(明治大学)、討論者の望月正光先生(関東学院大学)、およびフロアの前川俊一先生(明海大学)より貴重なコメントを賜りました。ここに記して感謝申し上げます。なお分析の詳細に関しては、拙著『不動産税制の国際比較分析』清文社、をご参照賜れば幸いです。

メインバンク・システムの形成に関する史的考察

勝 又 壽 良

(東海大学)

一 序

メインバンク（主取引銀行）が、日本で定着したのは戦後のことである。そして、メインバンク・システムと言われるのは、メインバンクが金融制度の中に組み込まれるようになったからにはかならない。具体的に言えば、人為的な低金利政策、信用割当、融資集中機構といったもろもろの金融システムの中で、メインバンクが機能してきたのである。この視点を欠いて、メインバンク・システムを論じても、単なる機能論に陥る危険性が高いと思われる。つまり、ミクロ的な視点からメインバンクを取り上げるのではなく、システムとしてとらえ、金融面で戦後の高度成長を支えてきたものは、メインバンク・システムであると言うのが、私の基本的認識である。本稿では、以上のような基本的認識を踏まえながらも、戦後のメインバンク・システムの発展を論じることを直接の目的にせず、この独特の日本の制度がどのような歴史的過程を経て形成されてきたかを検証しようとするものである。

二 メインバンクの定義(1)

メインバンクの定義は次のとおりとする。

- (1) 当該取引企業への高い融資比率
- (2) 相互持株による資本関係とメインバンクの高い持株比率
- (3) メインバンクから企業への取締役派遣という形による人的関係
- (4) 総合的な取引関係
- (5) 長期的な取引関係
- (6) 総合的な取引によるメリットの享受と破産リスクに対するデメリット

以上の六つの項目に共通していることは、私の解釈によれば、銀行と企業が相対（あいたい）取引関係を結び、かつ、間接金融を形成していることである。ちなみに、非金融部門発行負債の類計別構成比は、前記の間接金融・相対型が、一九五五―五九年の四七・一％を除けば、その後一貫して五〇％台に乗り、間接金融・公開型を加えると、非金融部門の金融部門依存による資金調達に六割をゆうに上回る状態である。この結果、企業とメインバンクの関係は顧客関係に立ち、長期継続取引を展開することになる。

ここで、銀行実務家(2)によるメインバンクとしての認識を見ると、次のような手順で、メインバンクと貸付先企業との関係が深まっていく、とされている。①株式保有、②最終的貸付保証および企

業支援機能の提供、③財務監査、役員派遣、④歴史的人間関係、⑤シンジケーション（協調融資）組成、各種市場取引、主要決済口座、⑥情報提供、信用審査、調査能力、などである。つまり、株式保有を条件にして、最終的貸付保証および企業支援機能の提供を行うことで、企業統治権（コーポレート・ガバナンス）がメインバンクにあることを示している。これこそ、企業とメインバンクの関係は「顧客関係に立ち、長期継続取引を展開することになる」という、先のわれわれの総括は、メインバンクの大きな特質を示していると考えられる。

前述の銀行実務家のメインバンク認識の中で、情報提供、信用審査、調査能力などの項目が最も低い位置づけにされている。これは、メインバンクによるモニタリング機能に対する認識の低さを示したものである。企業側からのメインバンクに対する実態調査(3)によれば、このモニタリング機能はきわめて低いことと符節を合わせて興味深い。すなわち、メインバンクから企業経営の健全性や効率性について、「経営チェック」を受けているか、との質問に対して、企業は「以前から受けていない」が全体の五九・一％、「以前は受けていたが、現在は受けていない」が、一一・一％と、実に七〇・二％の企業が「経営チェック」を受けていない。

通常、メインバンクの機能として、次の三つがあげられている。①シグナル機能、②ラストラゾート機能、③モニタリング機能、などである。ただ、モニタリング機能はもはや単なる名目的存在にすぎない。シグナル機能は全体で八九・五％（積極的評価は二一・四％）がニュアンスの差はあるものの、その存在を認めて、メインバ

nkを持つことにより企業経営の信用度が高まる効果を認めている。一方、ラストラゾート機能（最終貸付保証）への期待は、前記二つの機能よりも明確な形をとっている。当然に銀行が経営危機時に支援をしてくれるであろう、とする比率は全体の四九・四％と半分近い比率である。期待はしている、が三九・二％である。両者で八八・二％を占めている。

以上のメインバンクの諸機能を総合的にとらえると、ラストラゾート機能が最も高いことが理解できよう。そのためには、株式保有が前提になっているであろうが、ともかくメインバンクはこの機能を除いては成立しえない、と言うことも許されるであろう。しかし、最終貸付保証は明示的契約ではない。暗黙的契約ではあるが、「評判のメカニズム」によって、ラストラゾート機能を保持することは、結果的に銀行経営そのものの基盤を強化する。それがまた、シグナル機能を高めるという連鎖効果を高めるからである。ただし、これには重大な留保条件が必要で、日本経済が順調な成長軌道にあるときだけ成立することは、今回のバブル経済の崩壊が示唆している。

三 メインバンク発生の時期

メインバンク発生の時期について、通説では次の三つが主なものである。

- (1) 一九四四年の軍需融資指定金融機関制度が始まりとする説(4)
- (2) 一九三〇年代後半から一九五〇年前後に生じたとする説(5)
- (3) 一九四一年の時局共同融資団の設立を縁源とする説(6)

これら三つの説は、いずれも明示的ではないが、メインバンクの機能をきわめて狭く理解しており、「企業が融資の主要窓口を一つの金融機関に絞っている」といった制度的な理解である。たしかに戦時中にメインバンクが生まれた、とする見解によれば、上述の結論になろう。しかし、たとえば「軍需融資指定金融機関制度」は、昭和十八年（一九四三）二月に施行されて翌年から業務を開始したが、この制度は、普通の意味での「審査機能」を事実上、放棄させられたに等しいものであった。「各軍需会社に対する金融機関の過去の取引実績、資本ならびに人的関係などを勘案して指定が行われ（略）、所要資金を適時、迅速且つ適切に融通するという仕組みであった。（略）融資に伴う危険に対しては戦時金融在庫の保証が得られた」(7)。

戦時下という異常事態の中で、しかも各軍需会社の必要とする資金を適時、迅速に融資する「義務」を半ば負ったような状況だからこそ、戦時金融在庫の保証がついていたのである。もともと銀行の審査には、資金の最適配分を行う役割が求められている。「種々雑多な本源的証券の群の中から、一見危険と映るが資源と時間を費やして審査すれば、かなり安全であると判明するような証券の発見ないし選別」(8)が可能となろう。しかし現実には、「資源と時間を費やした」審査が不可能であった。こうした審査機能が停止している場合は、擬似金融仲介行為であると判断される。メインバンクの源流を、戦時中の統制経済体制にありとする通説は、軍需融資指定金融機関制度と、メインバンクの形の上的の相似性に着目した議論であるものと考えられる。

法が、なぜ、そのまま戦後に引き継がれたかである。その最大の理由は、戦後の金融改革の目玉とされた金融業法の制定作業がGHQの強い意欲にもかかわらず、結局、米ソ冷戦の激化という国際情勢の変化を受けて中止されたことにある。これによって銀行は、「過度経済力集中排除法」の適用対象外ということも手伝い、日本の商業銀行は日本銀行も含めて、戦時中に急拠、行われた産業金融への進出を恒久的なものとして追認され、逆に強化されたことにほかならない。

メインバンクの定義の中で示した諸点は、旧財閥系銀行の銀行史に史実として発見できる(10)。

(1) メインバンクの株式保有と株式持合い

近代銀行業において最初に企業の株式保有を行ったのは三井銀行の中上川彦次郎（在任期間は一八九二―一九〇一）である。これは、貸出先企業育成が目的であり、信用創造機能の拡大であった。三井財閥は工業部門において、三菱財閥に比べて立ち遅れていたため、中上川は株式保有を積極的に行った。三菱銀行も一九一三年以降になると、それまでの消極的姿勢から一転して株式保有に取り組んだ。株式持合いは、戦後の特色のように言われているが、財閥本社（持株会社）の系列会社支配の一形態として行われたものである。たとえば終戦時に、三井本社の総株数の六三・六％は三井同族が、三菱本社は岩崎家が四七・八％を支配していた。いずれも財閥家族による「一方的出資」である。ところが、子会社や孫会社になる財閥本社をピラミッド型に支配し、子会社・孫会社には双方向の出資を

日本独特のメインバンク・システムは戦時中に形成されたのではない、とみるのが私の基本的認識である。その根拠は、これまで説明してきたようにメインバンク諸機能のうち、ラストリゾート機能が最も強いことと関連している。つまり、暗黙のうちにせよ「最終貸付保証」をメインバンクが企業に与えるということは、他の先進国には見られないことである。通常の金融仲介機関にあつては、リスク回避ということからも、行つてはならない点である。それを、日本のメインバンクが行つたが、そのような機能の歴史的生成過程は、日本銀行業の近代化過程にあり、とするのが私の仮説である。換言すれば、日本銀行業の前近代性を多分に包含したものである。

シュンペーターは次のように述べている。「資本主義機構のはたらきにとって（略）重要なのは、銀行が独立の因子でなければならぬということである。まず第一に、銀行が企業から独立でなければならぬ。（略）もう一つの種類の独立性が（略）、政治から独立でなければならぬということがそれである。銀行業者の機能は本質的に批判的、抑制的、警告的なものであるから、この事実をきわめて重大である」(9)。このシュンペーターの含意は、日本独特のメインバンク・システムが、前近代的存在であることを浮きざかりにしているように。

メインバンクの史的展開過程を、日本銀行業の発展過程に求めるとすれば、その行きつく先は財閥銀行の発展過程の分析に帰着する。実は、三井、三菱、安田の各銀行史を詳細に分析していく過程で、戦後のメインバンクのヒナ型になっていくものは、いくつか史実として発見できるのである。問題は、その財閥銀行に見られる経営手

させて、網の目のような支配構造をつくりあげた。

(2) 役員派遣

役員派遣は、財閥本社が系列企業の経営支配のために行っていた。資本による支配関係が、人的支配関係を強めるのは当然のことである。「資本の後見人」的な役割が役員派遣に課されている。昭和二年現在、三井合名の役員一〇人がのべ一五社の役員（一社について複数役員を含む）として派遣された。昭和二〇年には、三井本社の役員一五人がのべ三〇社（同）の役員として派遣された。三菱財閥も同様の役員派遣をしている。昭和一二二年現在、三菱社員六人がのべ三社（一社について複数役員を含む）の役員として派遣された。昭和二〇年には、事業規模の拡大とともに、三菱本社の役員一七人がのべ九六社（同）の役員として派遣されている。安田銀行の場合は、貸出債権の保全を図るために、昭和二年の金融恐慌後に浅野系事業に役員を派遣した。

(3) 大口融資

メインバンクは「総合的取引」、「長期的取引」を行うが、その一つの形態は大口融資である。戦後一貫して大口融資規制問題が登場してくるが、これを最初に行つたのは、中上川没後、三井銀行の経営実権を握った益田孝である。益田は、「大商工業者との大口あるいは一年取引」を望ましい金融取引とした。商社流の経営を銀行経営に持ち込んだもので、リスク分散という銀行経営の基本を放棄していた。

(4) 最終的貸付保証

三井銀行は、中上川時代に三井財閥の事業である三井物産のみに